

令和元年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

2040年に向けた介護保険制度の在り方に関する調査研究事業
報告書

令和2(2020)年3月

株式会社 三菱総合研究所

目 次

第 1 章 事業の概要	3
I. 事業の背景・目的	3
II. 事業内容	4
第 2 章 2040 年におけるサービス見込み量・介護保険料の推計と分析	7
I. 第 7 期推計用ワークシートを用いた検討	7
(1) 第 7 期推計用ワークシートにおける推計方法	7
(2) 第 7 期推計用ワークシートを用いた推計と分析	12
II. 第 8 期推計用ワークシートの作成と推計	37
(1) 第 8 期推計用ワークシートの作成	37
(2) 第 8 期推計用ワークシートを用いた推計と分析	39
第 3 章 2040 年における介護保険料等のシミュレーション	87
I. 介護保険料等のシミュレーションに係る検討	87
(1) 推計シナリオの検討	87
(2) シミュレーション結果	90
II. 考察	96
第 4 章 まとめ	99



第 1 章 事業の概要

第1章 事業の概要

I. 事業の背景・目的

高齢化の進展等により、保険料水準が上昇し、保険者や所得水準ごとの保険料格差が拡大している一方、その地域ごとの事情は様々であり、また、介護保険料を負担する高齢者の就労環境も変化している。

また、40歳以上人口が2021年をピークに減少に転じることや、2040年頃には高齢者数がピークを迎えることを踏まえると、今後の介護保険制度の財源構成やサービス利用の動向が大きく転換してくることと想定される。

そこで、本事業では、こうした状況を踏まえ、介護保険料等の介護保険制度の在り方について、2040年を見据えた検討を行うための基礎資料を得ることを目的とした。

Ⅱ. 事業内容

本事業の事業内容は以下のとおりである。

(1) 2040年におけるサービス見込み量・介護保険料の推計と分析

全保険者を対象に、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口や介護保険事業状況報告等の要介護認定者数、介護サービス利用者数・給付費等の実績値をもとに、2040年におけるサービス見込み量や介護保険料の推計を行った。

さらに、推計結果について、その推計値の大小や現在の実績値からの伸び等を保険者別に分析した。特に、保険者の規模等、保険者属性の観点から差異の検討を行った。

(2) 2040年における介護保険料等のシミュレーション

(1)において推計した2040年における介護保険料等について、保険者による施策反映、給付費の範囲、利用者の自己負担割合、第1号保険料と第2号保険料の負担割合等を調整パラメータとしたシミュレーションを実施し、保険料額の変化について分析を行った。

さらに、(1)および(2)の分析結果を踏まえ、2040年を見据えた介護保険料等の介護保険制度の在り方について検討した。



第 2 章 2040 年におけるサービス 見込み量・介護保険料の 推計と分析

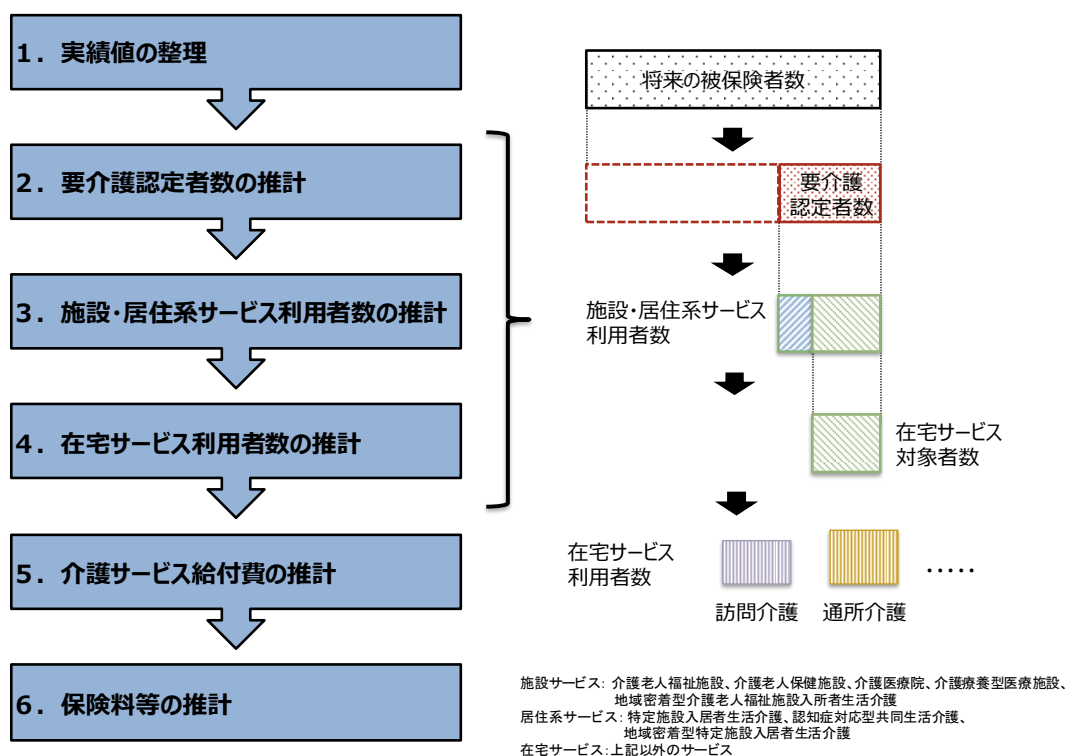
第2章 2040年におけるサービス見込み量・介護保険料の推計と分析

I. 第7期推計用ワークシートを用いた検討

(1) 第7期推計用ワークシートにおける推計方法

第7期推計用ワークシートでは、第6期(H27～H29年度)の実績をもとに、第7期(H30～H32年度(R2年度))および2025年のサービス見込み量、介護保険料等を推計する。推計フローを図表1に示した。

図表1 第7期推計用ワークシートの推計フロー



1) 実績値の整理

介護保険事業状況報告年報値や月報値累計を実績値（計画3年目は実績見込み）として用いて推計を行う。具体的に、推計に用いる実績値は以下のとおり。

- 施設・居住系サービスの1月あたり利用者数
- 施設・居住系サービスの1人1月あたり給付費
- 在宅サービスの1月あたり利用者数
- 在宅サービスの1人1月あたり利用回（日）数
- 在宅サービスの1人（1回（日））1月あたり給付費

【推計式の概要】

1 月あたり利用者数＝年間利用者数累計÷12

1 人1 月あたり利用回（日）数＝年間利用回（日）数累計÷年間利用者数累計

1 人（1 回（日））1 月あたり給付費

（回数を整理していないサービス）＝年間給付費累計÷年間利用者数累計

（回数を整理したサービス）＝年間給付費累計÷年間利用者数累計÷1 人1 月あたり利用回（日）数

※ただし、計画3年目の実績値は以下の推計式により実績見込みを算出

実績見込み＝前年度実績×当該年度実績（5月～X月まで）÷前年度実績（5月～X月まで）

2) 要介護認定者数の推計

将来の被保険者数の推計をもとに、要介護認定率の実績と保険者が設定した現状の推移から予測される年間の要介護認定率の変化により算出する。

【推計式の概要】

各年度の要介護認定率＝H29年度の要介護認定率+（認定率の変化×年数）

年数：H30は×1、H31は×2、H32は×3、H37は×8

認定率の変化は保険者が以下の①～③から選択（①を推奨）

①平成28年度→平成29年度の実績値の変化

②平成27年度→平成29年度の実績値の変化の2分の1

③平成27年度→平成28年度の実績値の変化

※ただし、H37は非現実的な数値とならないよう、上下限值（H32の×0.9～×1.1）を設定

各年度の要介護認定者数＝各年度の被保険者数×各年度の要介護認定率

※各年度の実績値は9月末時点のデータを利用（公表前は利用可能な直近の月末時点の実績値）

（要介護認定者数の動向は、一般には9月末時点で年度内平均値に近い値を取る傾向があるため）

3) 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設サービス利用者数は、第7期は平成29年度（実績見込み）のまま一定とし、平成37年度（令和7年度）は、将来の要介護認定者数の推計をもとに、サービス利用率の実績と保険者が設定した現状の推移から予測される年間のサービス利用率の変化により算出する。

【推計式の概要】

（第7期）

各年度のサービス利用者数=H29年度のサービス利用者数

（H37年度）

H37年度のサービス利用率=H29年度のサービス利用率+(利用率の変化×8)

利用率の変化は保険者が前述の①～③から選択(①を推奨)

※ただし、非現実的な数値とならないよう、上下限值(H32の×0.9～×1.1)を設定

※施設サービスの利用率は要介護認定者数に対する利用者数の割合

サービス利用者数=H37年度の要介護認定者数×H37年度のサービス利用率

介護老人福祉施設(地域密着型含む)の要介護1・2のみ

サービス利用者数=H29年度のサービス利用者数

居住系サービス利用者数の推計は、将来の要介護認定者数の推計をもとに、サービス利用率の実績と保険者が設定した現状の推移から予測される年間のサービス利用率の変化により算出する。

【推計式の概要】

各年度のサービス利用率=H29年度のサービス利用率+(利用率の変化×年数)

年数:H30は×1、H31は×2、H32は×3、H37は×8

利用率の変化は保険者が以下の①～③から選択(①を推奨)

①平成28年度→平成29年度の実績値の変化

②平成27年度→平成29年度の実績値の変化の2分の1

③平成27年度→平成28年度の実績値の変化

※ただし、H37は非現実的な数値とならないよう、上下限值(H32の×0.9～×1.1)を設定

※居住系サービスの利用率は要介護認定者数に対する利用者数の割合

各年度のサービス利用者数=各年度の要介護認定者数×各年度のサービス利用率

4) 在宅サービス利用者数の推計

在宅サービス利用者数の推計は、将来の在宅サービス対象者数の推計をもとに、サービス利用率の実績と保険者が設定した現状の推移から予測される年間のサービス利用率の変化により算出する。

【推計式の概要】

各年度の在宅サービス対象者数=各年度の要介護認定者数-各年度の施設・居住系サービス利用者数

各年度のサービス利用率=H29年度のサービス利用率+(利用率の変化×年数)

年数:H30は×1、H31は×2、H32は×3、H37は×8

利用率の変化は保険者が前述の①～③から選択(①を推奨)

※ただし、H37は非現実的な数値とならないよう、上下限值(H32の×0.9～×1.1)を設定

※在宅サービスの利用率は在宅サービス対象者数に対する利用者数の割合

各年度のサービス利用者数=各年度の在宅サービス対象者数×各年度のサービス利用率

在宅サービス利用回(日)数の推計は、サービス利用回(日)数の実績と保険者が設定した現状の推移から予測される年間のサービス利用回(日)数の変化により算出する。

【推計式の概要】

各年度の在宅サービス利用回(日)数

=H29年度の1人1月あたりサービス利用回(日)数+(利用回(日)数の変化×年数)

年数:H30は×1、H31は×2、H32は×3、H37は×8

利用回(日)数の変化は保険者が以下の①～③から選択(①を推奨)

①平成28年度→平成29年度の実績値の変化

②平成27年度→平成29年度の実績値の変化の2分の1

③平成27年度→平成28年度の実績値の変化

5) 介護サービス給付費の推計

施設・居住系サービスでは、推計した各年度の見込み人数(1か月あたり)に保険者が設定した1人1月あたり給付費を乗じ、さらに12か月を乗じて算出する。

在宅サービスでは、推計した各年度の見込み人数(1か月あたり)に1人1月あたり利用回(日)数、および保険者が設定した1人(1回(日))1月あたり給付費を乗じ、さらに12か月を乗じて算出する。

【推計式の概要】

(施設サービス)

各年度のサービス給付費＝各年度のサービス利用者数×1人1月あたり給付費×12

(在宅サービス)

各年度のサービス給付費

(回数を整理していないサービス)

＝各年度のサービス利用者数×1人1月あたり給付費×12

(回数を整理したサービス)

＝各年度のサービス利用者数×1人1月あたり利用回(日)数×1人(1回(日))1月あたり給付費×12

※1人1月あたり給付費は保険者が以下の①～③から選択(①を推奨)

①平成29年度の実績値

②平成28年度の実績値

③平成27年度の実績値

6) 保険料等の推計

保険料基準額は保険料収納必要額を予定保険料率および所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して算出する。

【推計式の概要】

保険料基準額(年額)

＝(A) 保険料収納必要額÷予定保険料収納率÷所得段階別加入割合補正後被保険者数

保険料基準額(月額)＝保険料基準額(年額)÷12

(A) 保険料収納必要額

＝(1) 第1号被保険者負担分相当額＋(2) 調整交付金相当額－(3) 調整交付金見込額
＋財政安定化基金拠出金見込額＋財政安定化基金償還金－準備基金取崩額＋審査支払手数料差引額
＋市町村特別給付費等＋市町村相互財政安定化事業負担額－市町村相互財政安定化事業交付額

(1) 第1号被保険者負担分相当額

＝(①標準給付費見込額＋②地域支援事業費)×第1号被保険者負担割合

(2) 調整交付金相当額

＝(①標準給付費見込額＋②-1 介護予防・日常生活支援総合事業費)×全国平均の調整交付金交付割合5%

(3) 調整交付金見込額

＝(①標準給付費見込額＋②-1 介護予防・日常生活支援総合事業費)×調整交付金見込交付割合

①標準給付費見込額

＝総給付費＋特定入所者介護サービス費＋高額介護サービス費等給付額
＋高額医療合算介護サービス費等給付額＋算定対象審査支払手数料

②地域支援事業費＝②-1 介護予防・日常生活支援総合事業費＋包括的支援事業・任意事業費

(2) 第7期推計用ワークシートを用いた推計と分析

(1) の第7期推計用ワークシートを活用し、第6期(H27～H29年度)の実績から、2025年に加えて、2030年、2040年、2045年におけるサービス見込み量、介護保険料等を保険者別¹⁾に推計した。

1) 実績値

推計に使用した実績値の一覧は以下のとおりである。

図表2 実績値一覧

項目	データソース
被保険者数	国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)
要介護認定者数	厚生労働省介護保険事業状況報告 各年度9月月報
介護サービス利用者数	厚生労働省介護保険事業状況報告 H27:平成27年度年報 H28、H29:各年度月報(5月月報～翌4月月報)
介護サービス利用回数・日数	厚生労働省介護保険事業状況報告 H27:平成27年度年報 H28、H29:各年度月報(5月月報～翌4月月報)
介護サービス給付費	厚生労働省介護保険事業状況報告 H27:平成27年度年報 H28、H29:各年度月報(5月月報～翌4月月報)

¹⁾ 保険者については、2025年以降においても現在の保険者が維持されると仮定。ただし、今回の分析においては、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口が示されていない福島県の59保険者、平成30年度より東三河広域連合となった8市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)および市制移行した那珂川町を分析対象から除外しているため、保険者の全数は1,510保険者となっている。

2) 推計方法・推計値等

第7期推計用ワークシートにおける推計方法は(1)に記載したとおりであるが、今回の検討における推計方法・推計値等に係る詳細条件は以下のとおりである。

図表3 推計方法・推計値等一覧

項目	推計方法・推計値等
要介護認定者数	各年度の推計被保険者数×推計要介護認定率 推計要介護認定率はH29を起点にH28→H29の伸びにより算定
施設サービス利用者数	各年度の推計要介護認定者数×推計利用率 推計利用率はH29を起点にH28→H29の伸びにより算定 ただし、介護老人福祉施設の要介護1、2はH29の実績値を使用
居住系サービス利用者数	各年度の推計要介護認定者数×推計利用率 推計利用率はH29を起点にH28→H29の伸びにより算定
在宅サービス利用者数	各年度の推計在宅サービス対象者数×推計利用率 推計利用率はH29を起点にH28→H29の伸びにより算定
在宅サービス利用回数・日数	H29を起点にH28→H29の伸びにより算定
介護サービス給付費	H29実績値を使用
保険料算定関係の費用等 ²	保険者の報告値(H37)を使用
保険料の推計に要する係数 ³	第7期ワークシートにおけるH37の値を使用

² 特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料、財政安定化基金拠出率、財政安定化基金償還金、準備基金取崩額、審査手数料差引額、地域支援事業費、市町村特別給付費等、市町村相互財政安定化事業負担額・交付額、予定保険料収納率、所得段階別第1号被保険者割合

³ 第1号被保険者負担割合(25%)、後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数(全国値)、所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数(全国値)

3) 推計の前提条件

要介護認定率およびサービス利用率の伸びや設定した上下限値を調整した以下の 3 ケースについて推計を行った。

図表 4 設定したケース

ケース	条件
基本ケース	2030 年以降の認定率: H29 年度から一定 2030 年以降のサービス利用率: H29 年度から一定
ケース1	2030 年以降の認定率: 上下限値設定なし 2030 年以降のサービス利用率: 上下限値設定なし
ケース2	2025 年以降の認定率: R2 年度に対して上下限値±10%を設定 2025 年以降のサービス利用率: R2 年度に対して上下限値±10%を設定

4) 推計結果

① 基本ケース（認定率・利用率一定）

a) 保険料月額

保険者別の保険料額の分布を**図表 5** に示した。2030 年は 6,000 円以上 7,000 円未満が 570 保険者（37.7%）⁴、2040 年は 7,000 円以上 8,000 円未満が 536 保険者（35.5%）、2045 年 7,000 円以上 8,000 円未満が 534 保険者（35.4%）と最も多かった。保険料が 1 万円を超えるような高額な保険者も見られるが、それらは小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）であった（**図表 6**）。

なお、全国の介護保険料額（月額・加重平均）は、2030 年は 7,120 円、2040 年は 7,210 円、2045 年は 7,240 円であった。

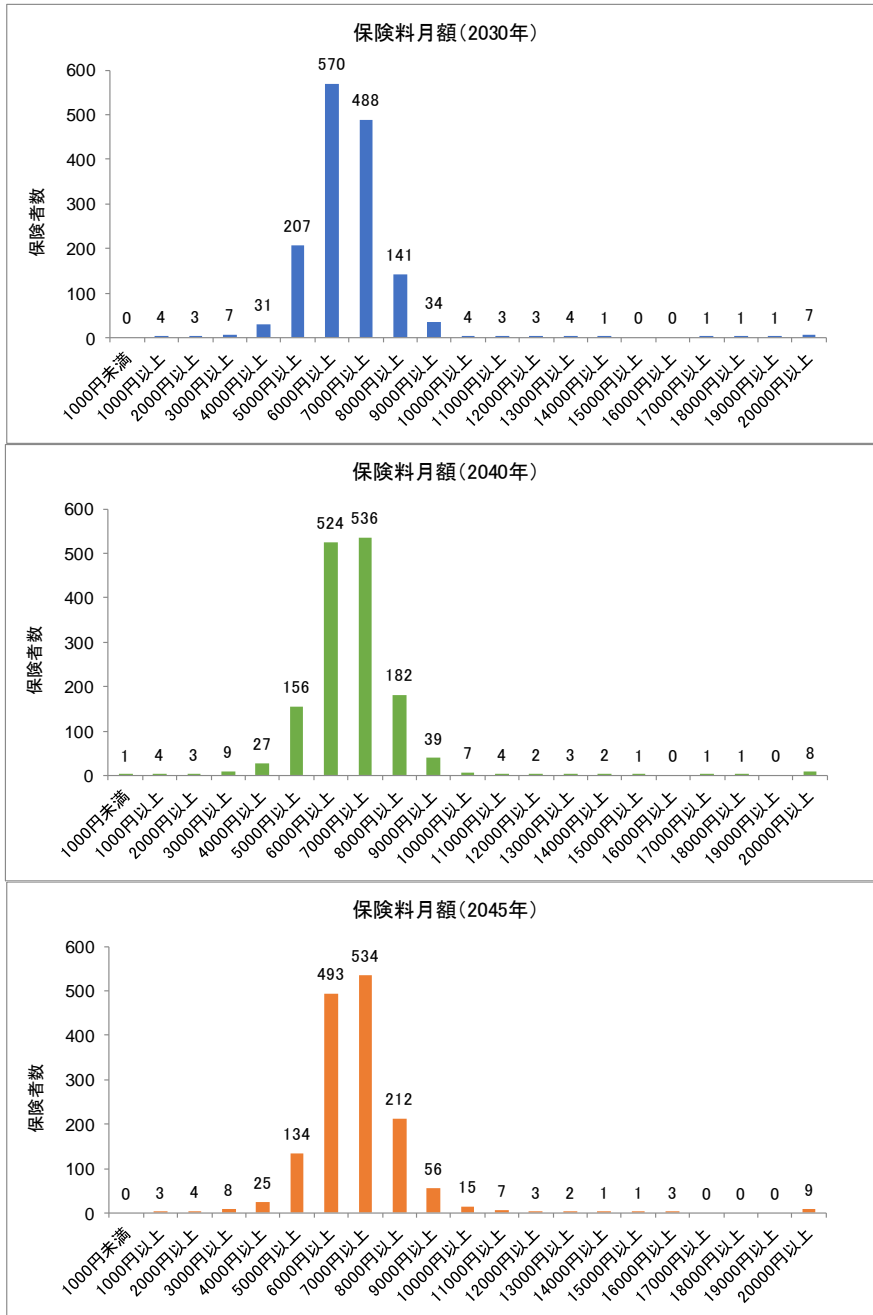
また、保険者別の保険料額の伸び（対 2025 年）の分布を**図表 7** に示した。いずれの年度も 1 倍以上 1.25 倍未満が最も多く、2030 年は 1,169 保険者（77.4%）、2040 年は 1,301 保険者（86.2%）、2045 年は 1,371 保険者（90.8%）であった。保険料額と同様、2 倍を超えるような保険料額の伸びが大きい保険者も見られるが、それらは小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）であった（**図表 8**）。

b) 第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額

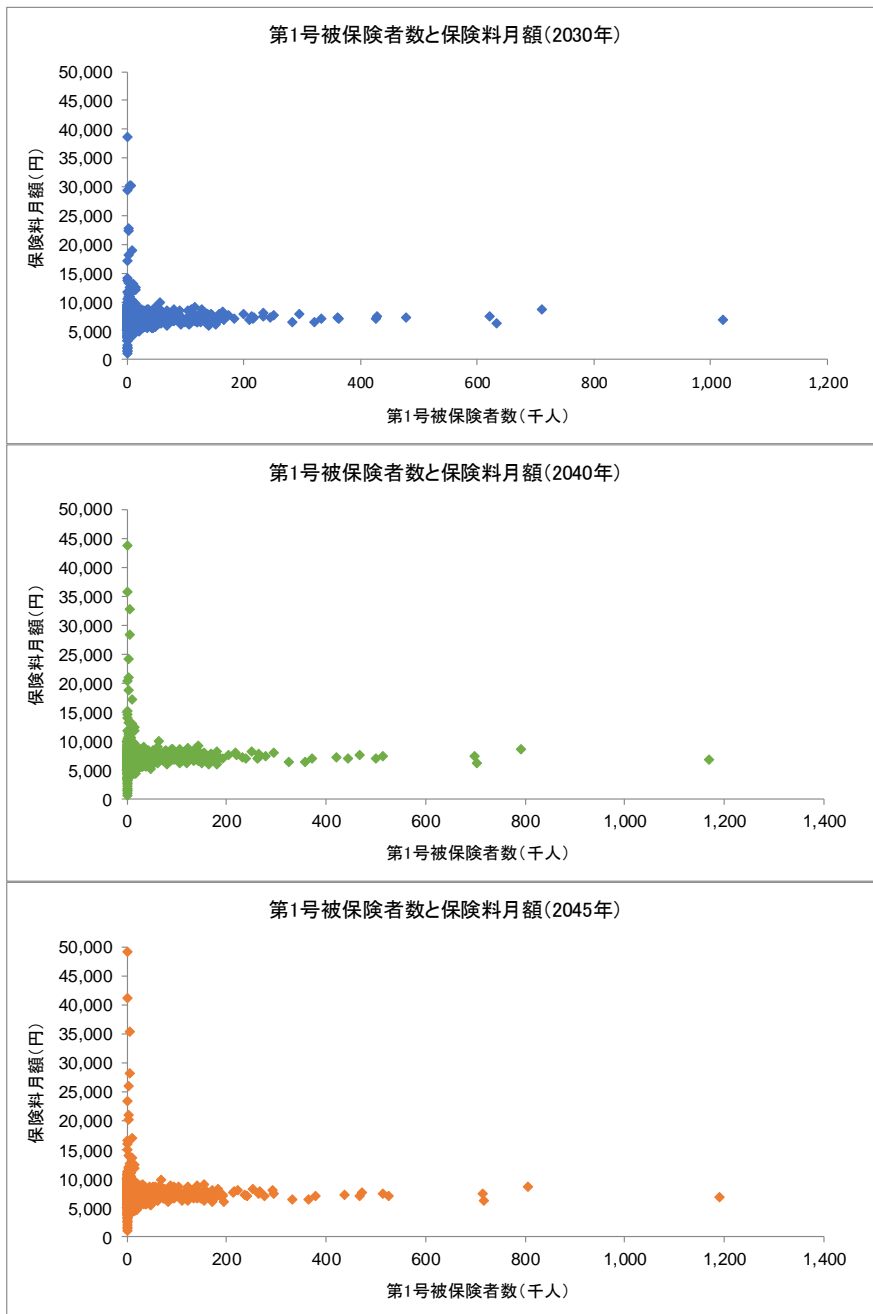
保険者別の第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額の分布を**図表 9** に示した。いずれの年度も 2 万円以上 3 万円未満が最も多く、2030 年は 1,212 保険者（80.3%）、2040 年は 842 保険者（55.8%）、2045 年は 832 保険者（55.1%）であった。なお、保険料額と同様、1 人あたり給付月額が 4 万円を超えるような高額な保険者も見られるが、それらは小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）であった（**図表 10**）。

⁴ ここでの検討における保険者の全数 1,510 保険者に対する割合。以下、同じ。

図表5 保険者別の保険料額の分布(基本ケース)

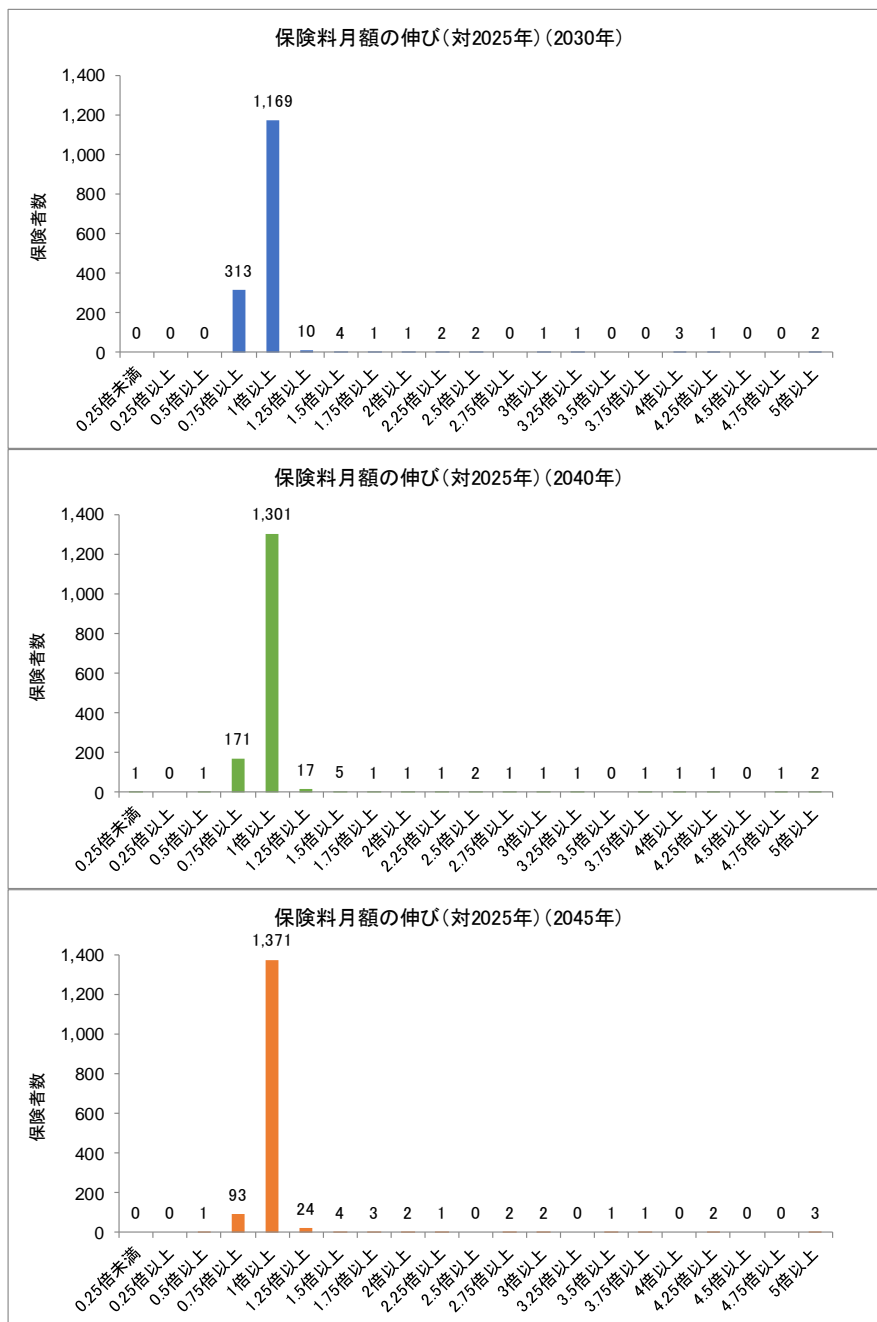


図表 6 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額(基本ケース)⁵

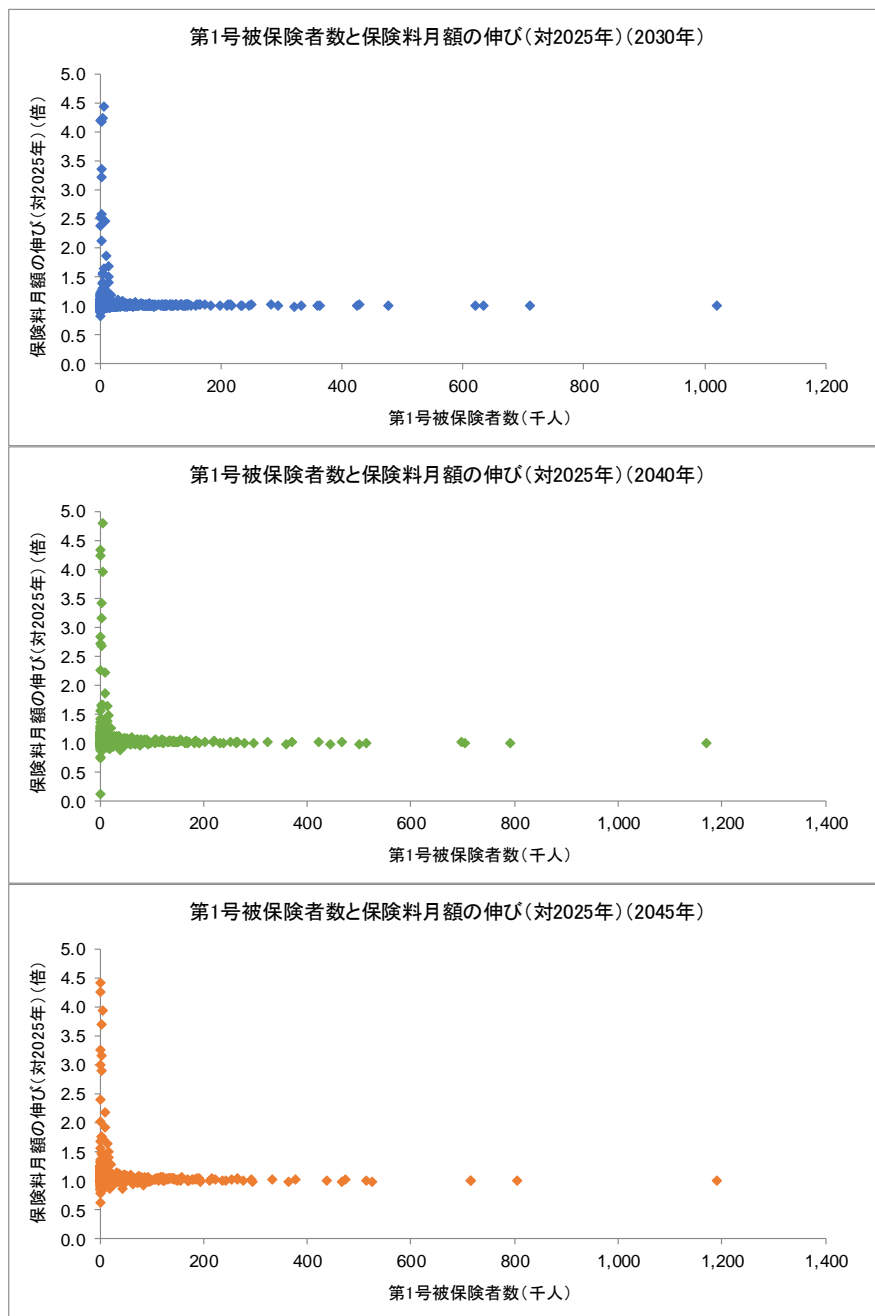


⁵ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額(縦軸)の最大値が大きくなり、散布図が見にくいため、ここでは縦軸を5万円まで表示している。

図表 7 保険者別の保険料額の伸びの分布(基本ケース)

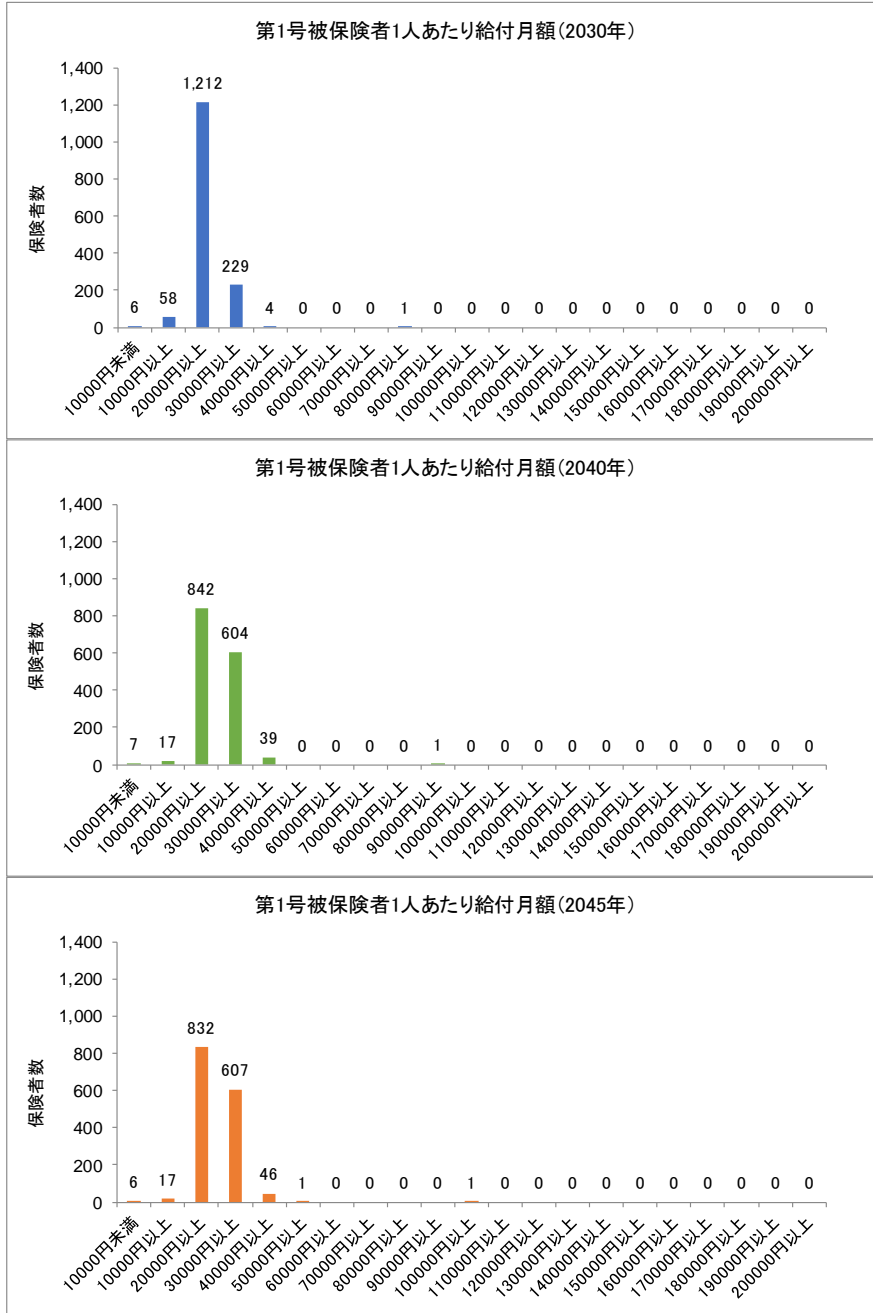


図表 8 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額の伸び(基本ケース)⁶

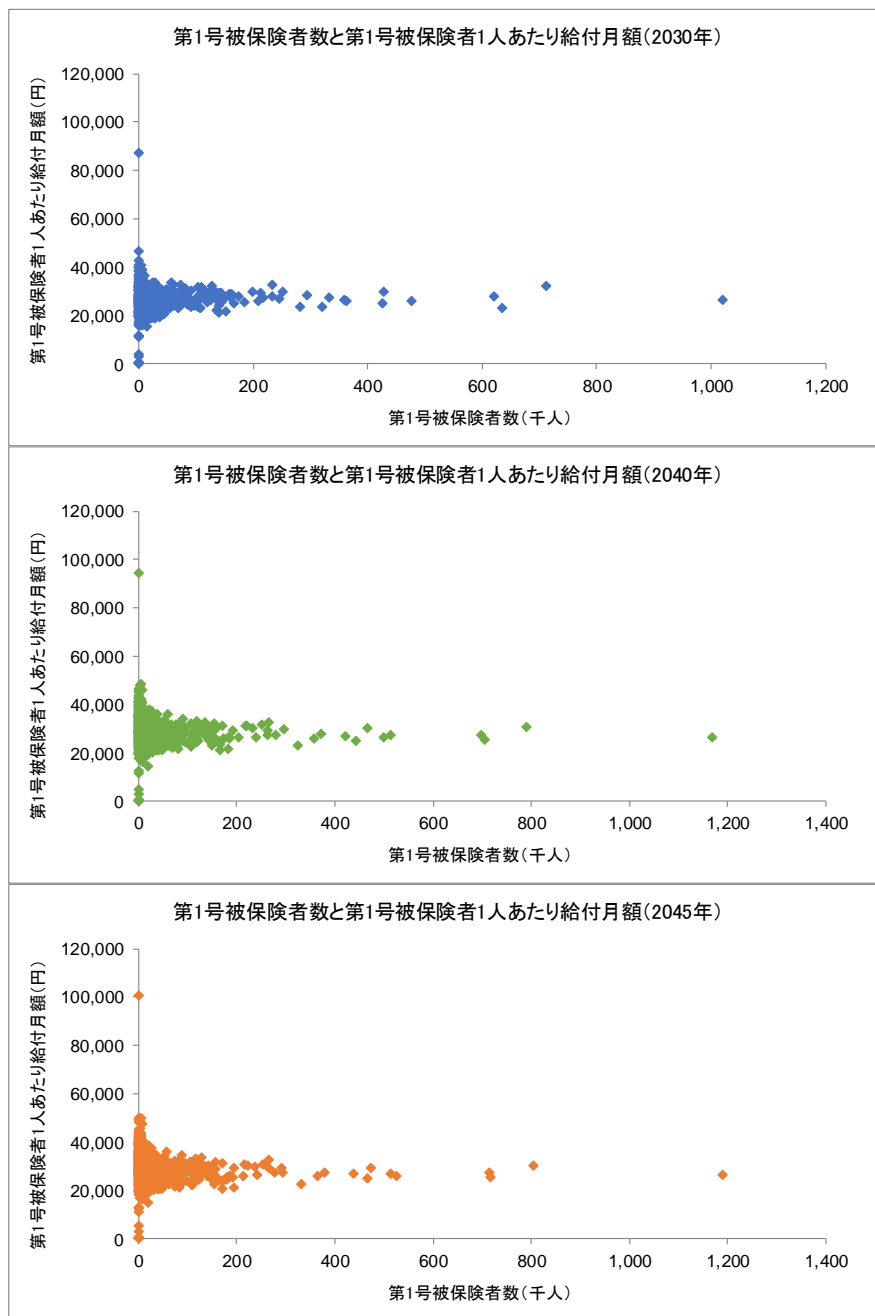


⁶ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額伸び(対2025年)(縦軸)の最大値が大きくなり、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5倍まで表示している。

図表 9 保険者別の第1号被保険者1人あたり給付費の分布(基本ケース)



図表 10 保険者規模(第1号被保険者数)と第1号被保険者1人あたり給付月額(基本ケース)



② ケース 1（上下限設定なし）

a) 保険料月額

保険者別の保険料額の分布を**図表 11** に示した。2030 年は 1 万円以上 1 万 2 千円未満が 216 保険者（14.3%）⁷と最も多いが、2040 年、2045 年では 4 万円以上が約 3～4 割を占める。保険料が 4 万円以上と高額な保険者は小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）であった（**図表 12**）。

なお、全国の介護保険料額（月額・加重平均）は、2030 年は 9,910 円、2040 年は 14,700 円、2045 年は 17,560 円であった。

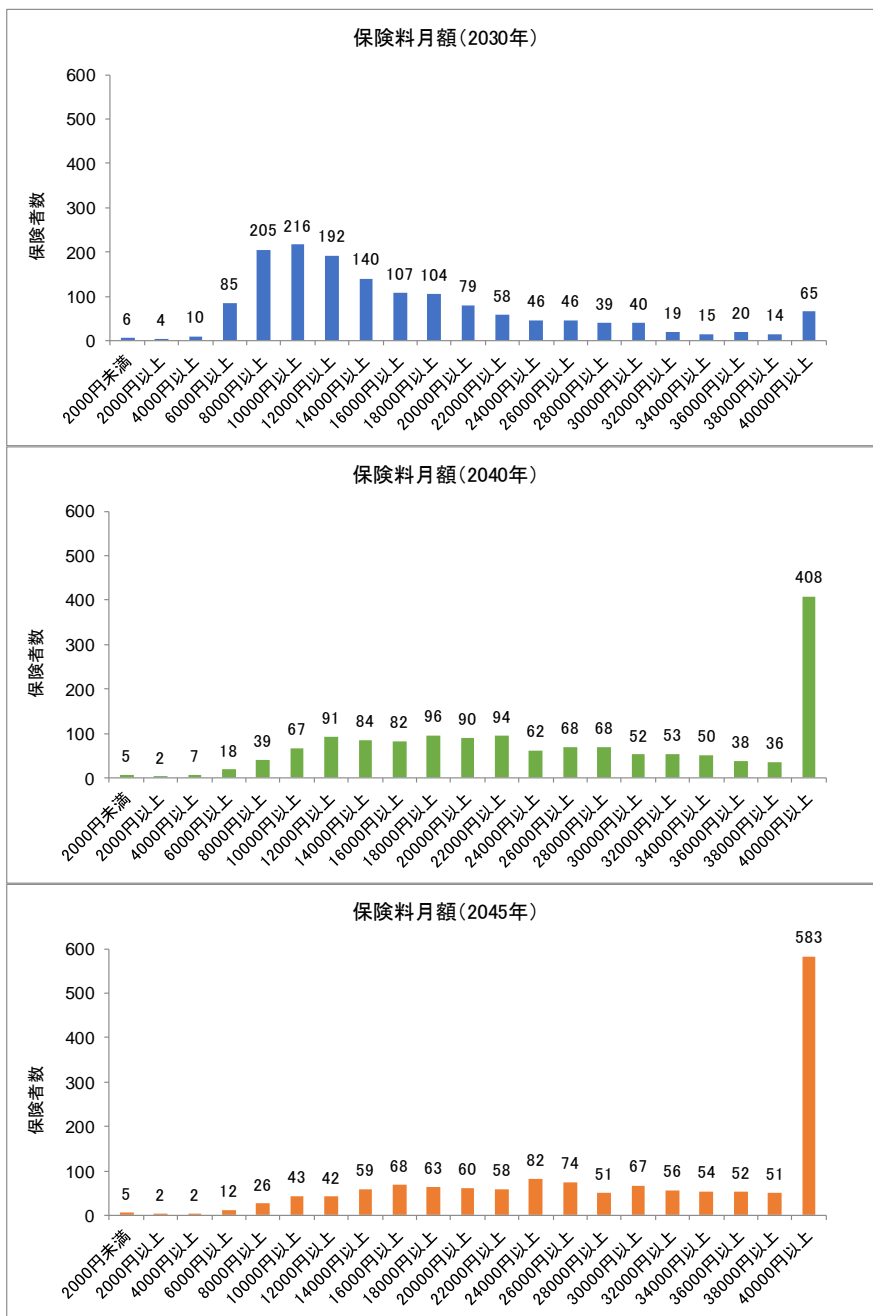
また、保険者別の保険料額の伸び（対 2025 年）の分布を**図表 13** に示した。2030 年は 1 倍以上 1.5 倍未満が 810 保険者（53.6%）と最も多いが、2040 年は 2.5 倍以上 3 倍未満が 412 保険者（27.3%）、2045 年は 3 倍以上 3.5 倍未満が 309 保険者（20.5%）と最も多かった。保険料額と同様、保険料額の伸びが 3 倍以上と大きい保険者は小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）であった（**図表 14**）。

b) 第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額

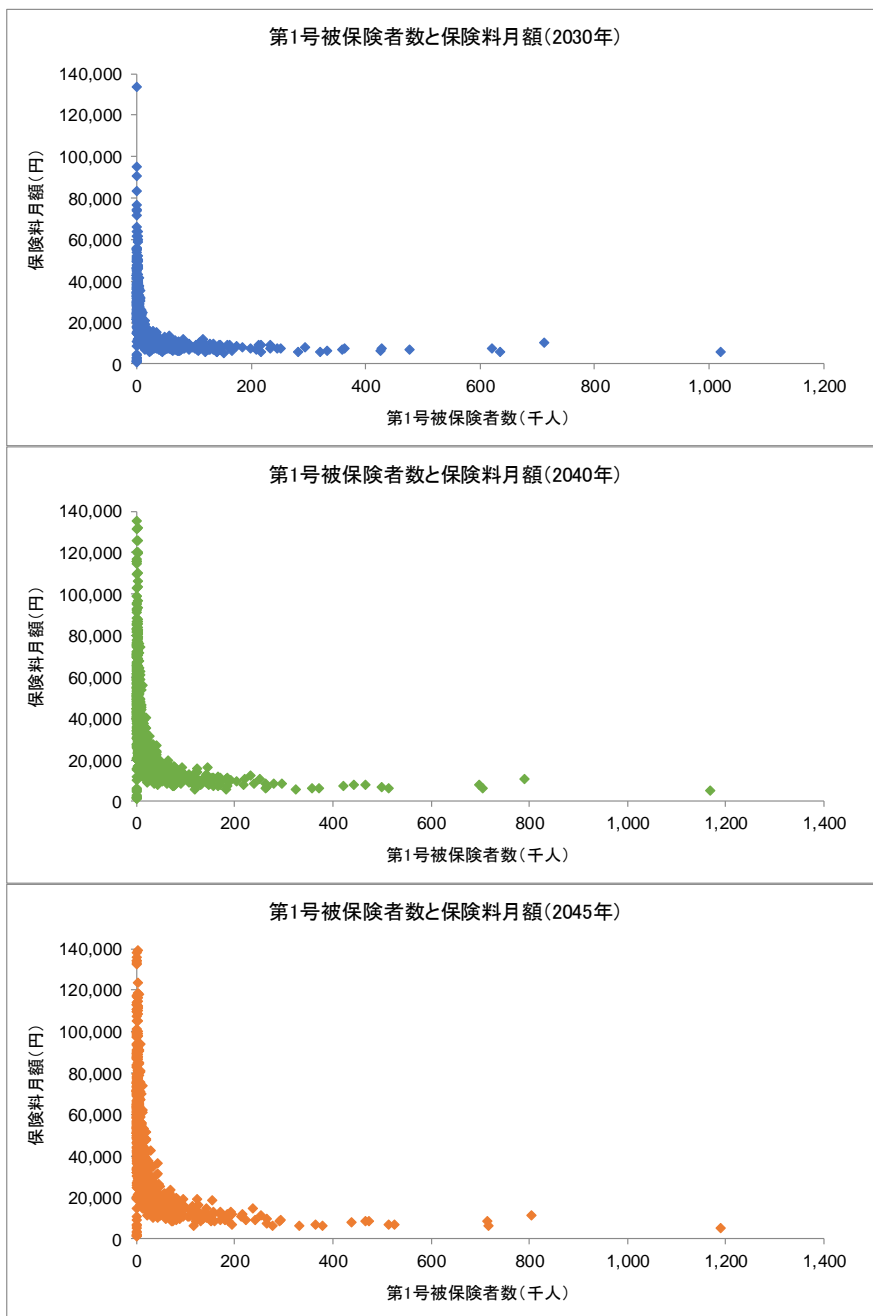
保険者別の第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額の分布を**図表 15** に示した。2030 年は 2 万 5 千円以上 5 万円未満が 564 保険者（37.4%）と最も多く、2040 年は 5 万円以上 7 万 5 千円未満が 226 保険者（15.0%）、2045 年は 10 万円以上 12 万 5 千円未満が 170 保険者（11.3%）と最も多かった。なお、保険料額と同様、1 人あたり給付月額が 10 万円以上と高額な保険者は小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）であった（**図表 16**）。

⁷ ここでの検討における保険者の全数 1,510 保険者に対する割合。以下、同じ。

図表 11 保険者別の保険料額の分布(ケース1)

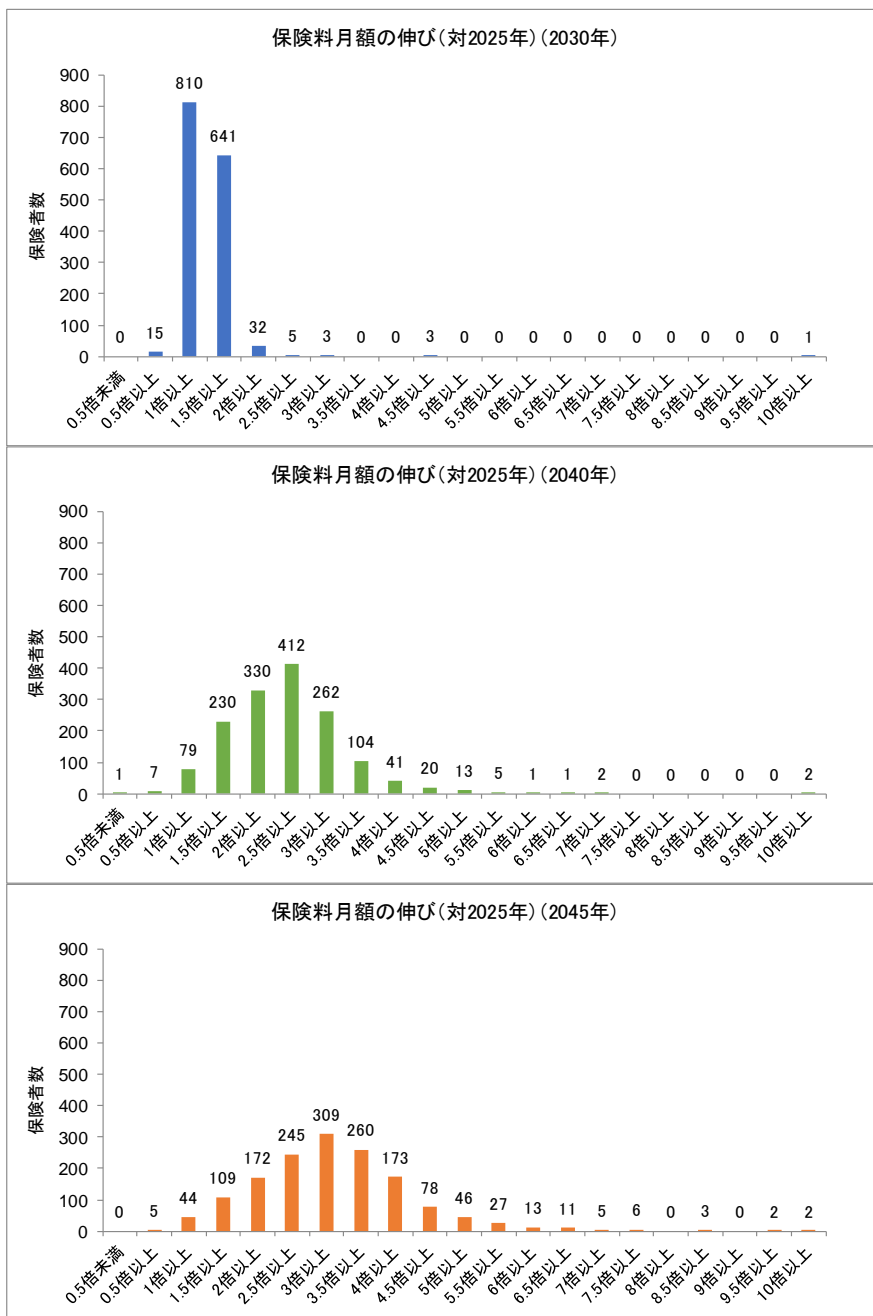


図表 12 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額(ケース1)⁸

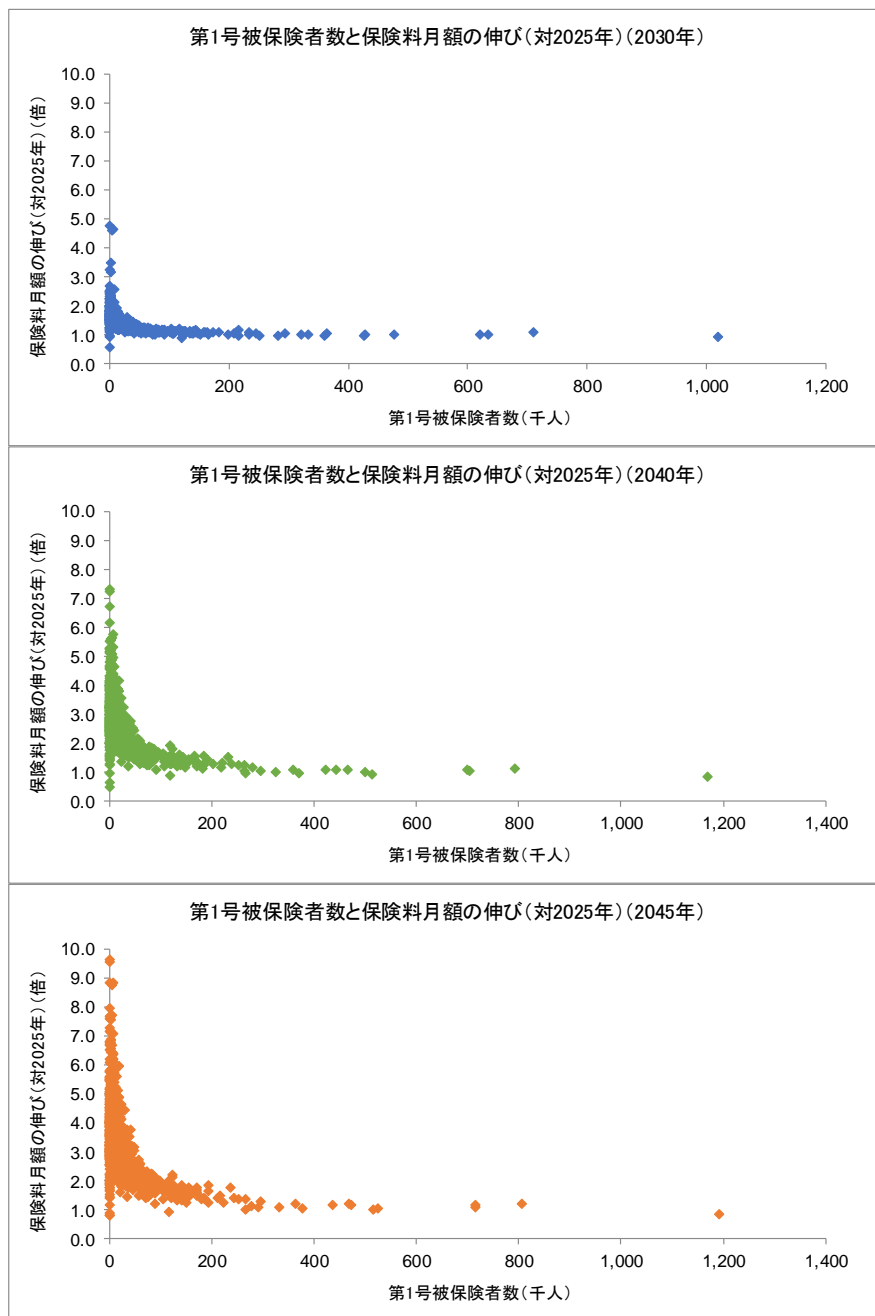


⁸ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を14万円まで表示している。

図表 13 保険者別の保険料額の伸びの分布(ケース1)

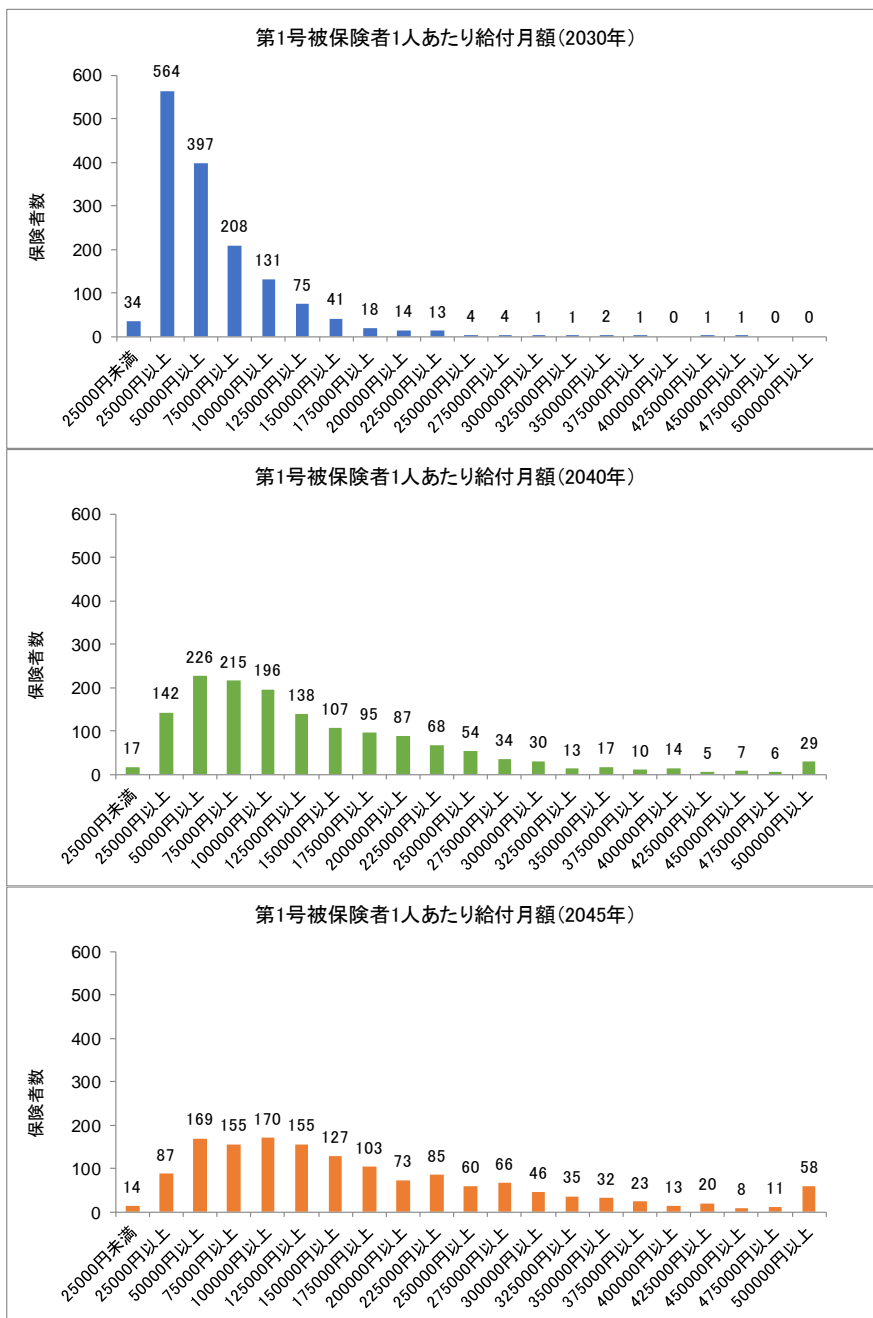


図表 14 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額の伸び(ケース1)⁹

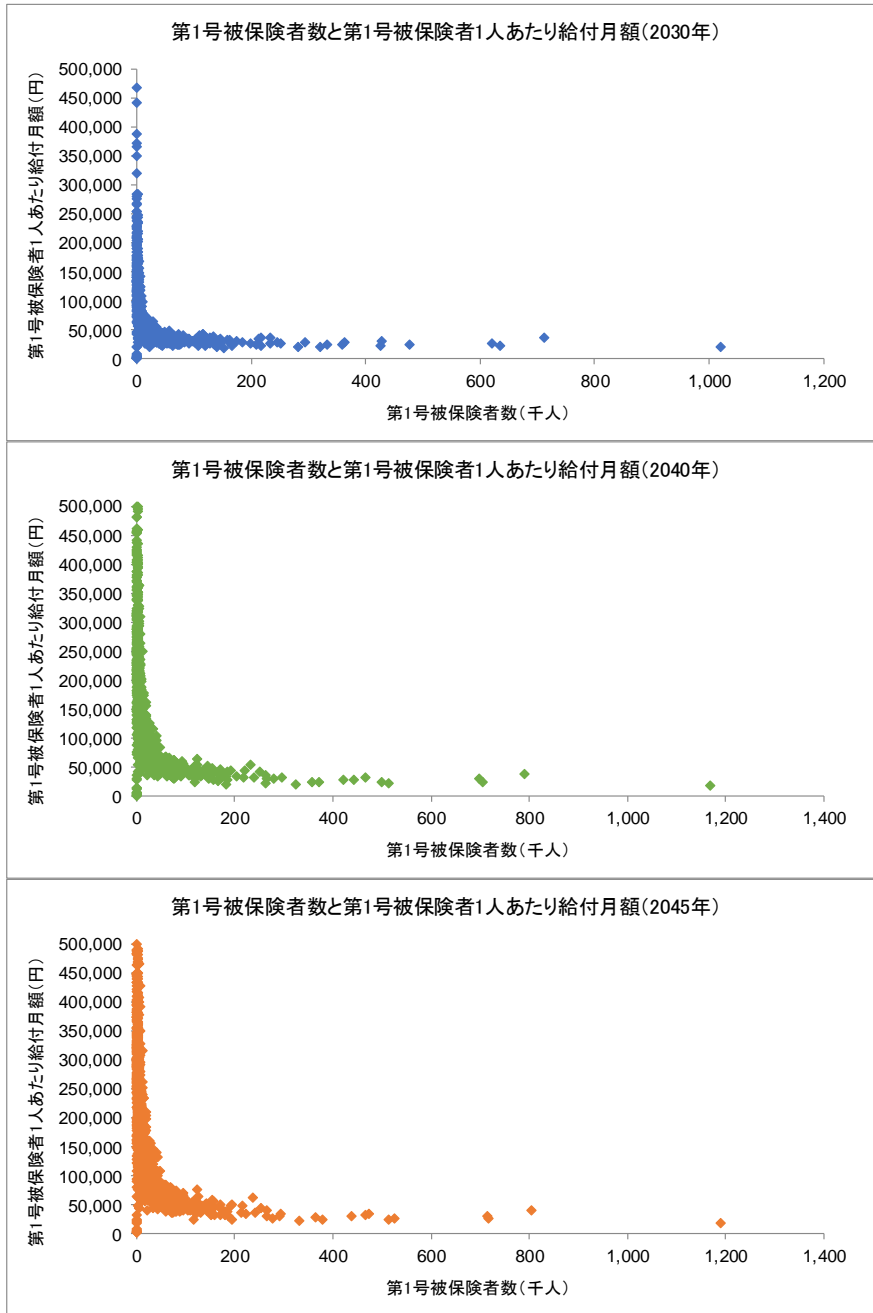


⁹ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額伸び(対2025年)(縦軸)の最大値が大きくなり、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を10倍まで表示している。

図表 15 保険者別の第1号被保険者1人あたり給付費の分布(ケース1)



図表 16 保険者規模(第1号被保険者数)と第1号被保険者1人あたり給付月額(ケース1)¹⁰



¹⁰ 保険者の全数を表示した場合、第1号被保険者1人あたり給付月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を50万円まで表示している。

③ ケース 2（上下限±10%）

a) 保険料月額

保険者別の保険料額の分布を**図表 17**に示した。2030 年は 7,000 円以上 8,000 円未満が 374 保険者（24.8%）¹¹、2040 年は 8,000 円以上 9,000 円未満が 320 保険者（21.2%）、2045 年は 9,000 円以上 1 万円未満が 259 保険者（17.2%）と最も多かった。保険料が 1 万円を超えるような高額な保険者も見られるが、それらは小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）であった（**図表 18**）。

なお、全国の介護保険料額（月額・加重平均）は、2030 年は 7,820 円、2040 年は 8,430 円、2045 年は 8,750 円であった。

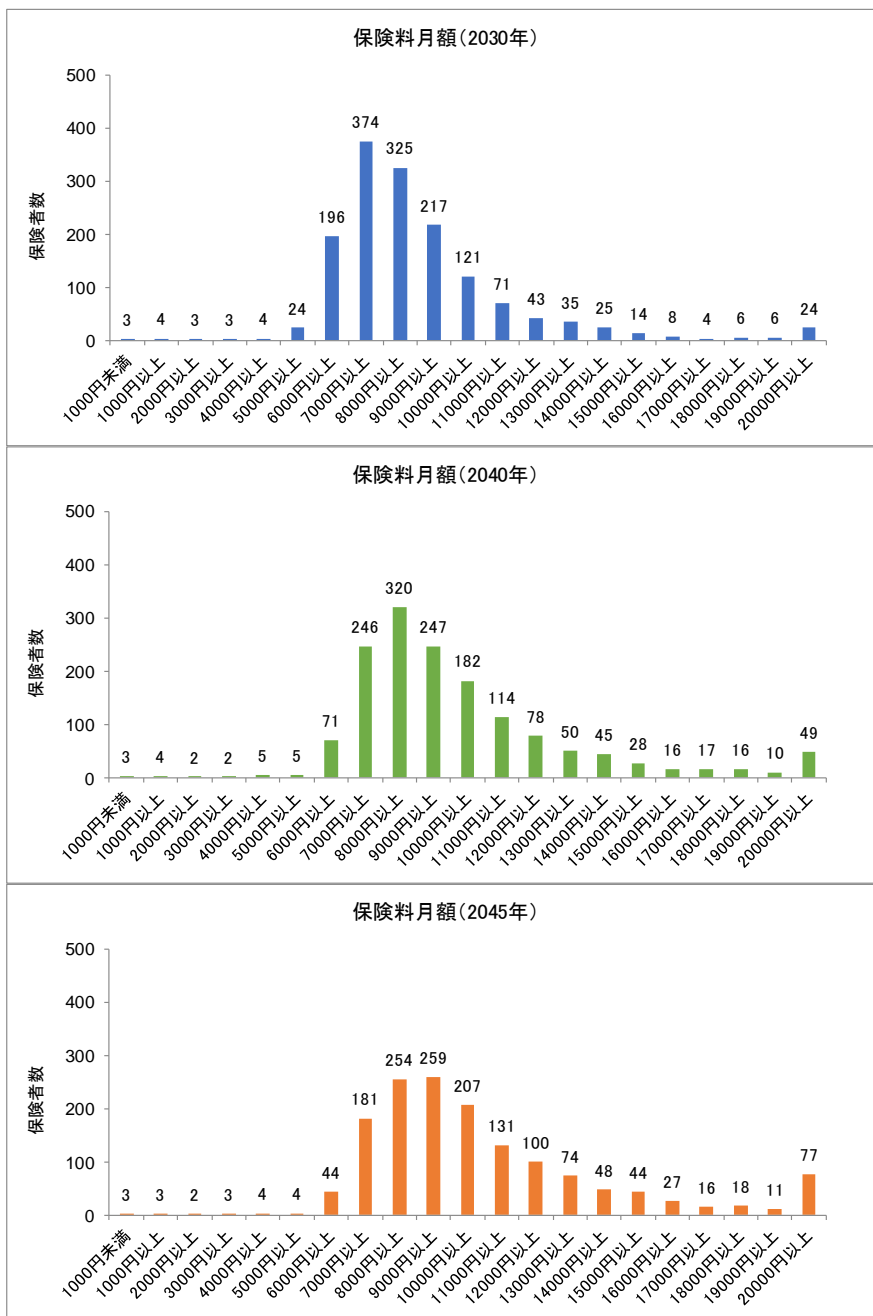
また、保険者別の保険料額の伸び（対 2025 年）の分布を**図表 19**に示した。いずれの年度も 1 倍以上 1.25 倍未満が最も多く、2030 年は 1,389 保険者（92.0%）、2040 年は 993 保険者（65.8%）、2045 年は 664 保険者（44.0%）であった。保険料額と同様、2 倍を超えるような保険料額の伸びが大きい保険者も見られるが、それらは小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）であった（**図表 20**）。

b) 第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額

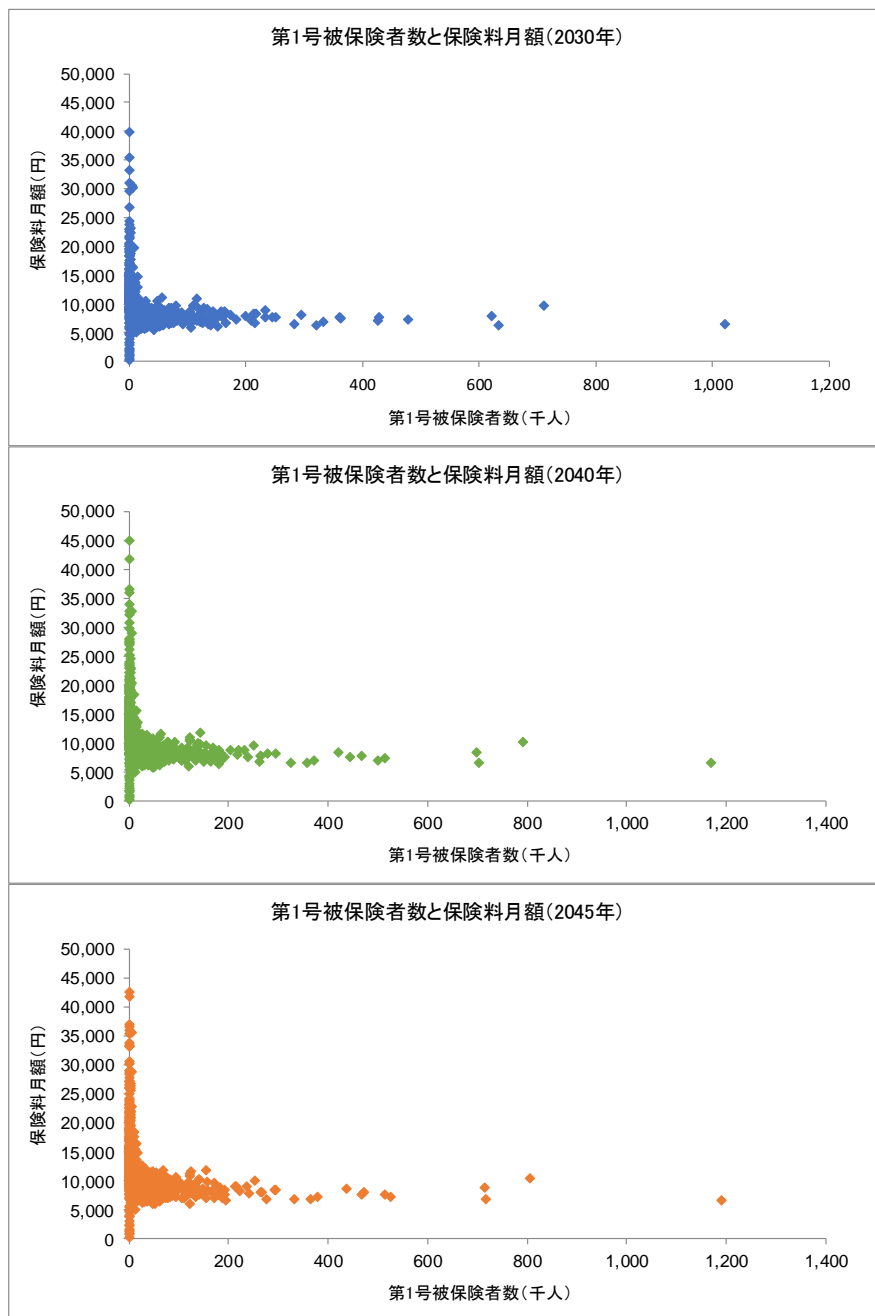
保険者別の第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額の分布を**図表 21**に示した。いずれの年度も 3 万円以上 4 万円未満が最も多く、2030 年は 650 保険者（43.0%）、2040 年は 576 保険者（38.1%）、2045 年は 499 保険者（33.0%）であった。なお、保険料額と同様、1 人あたり給付月額が 5 万円を超えるような高額な保険者も見られるが、それらは小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）であった（**図表 22**）。

¹¹ ここでの検討における保険者の全数 1,510 保険者に対する割合。以下、同じ。

図表 17 保険者別の保険料額の分布(ケース2)

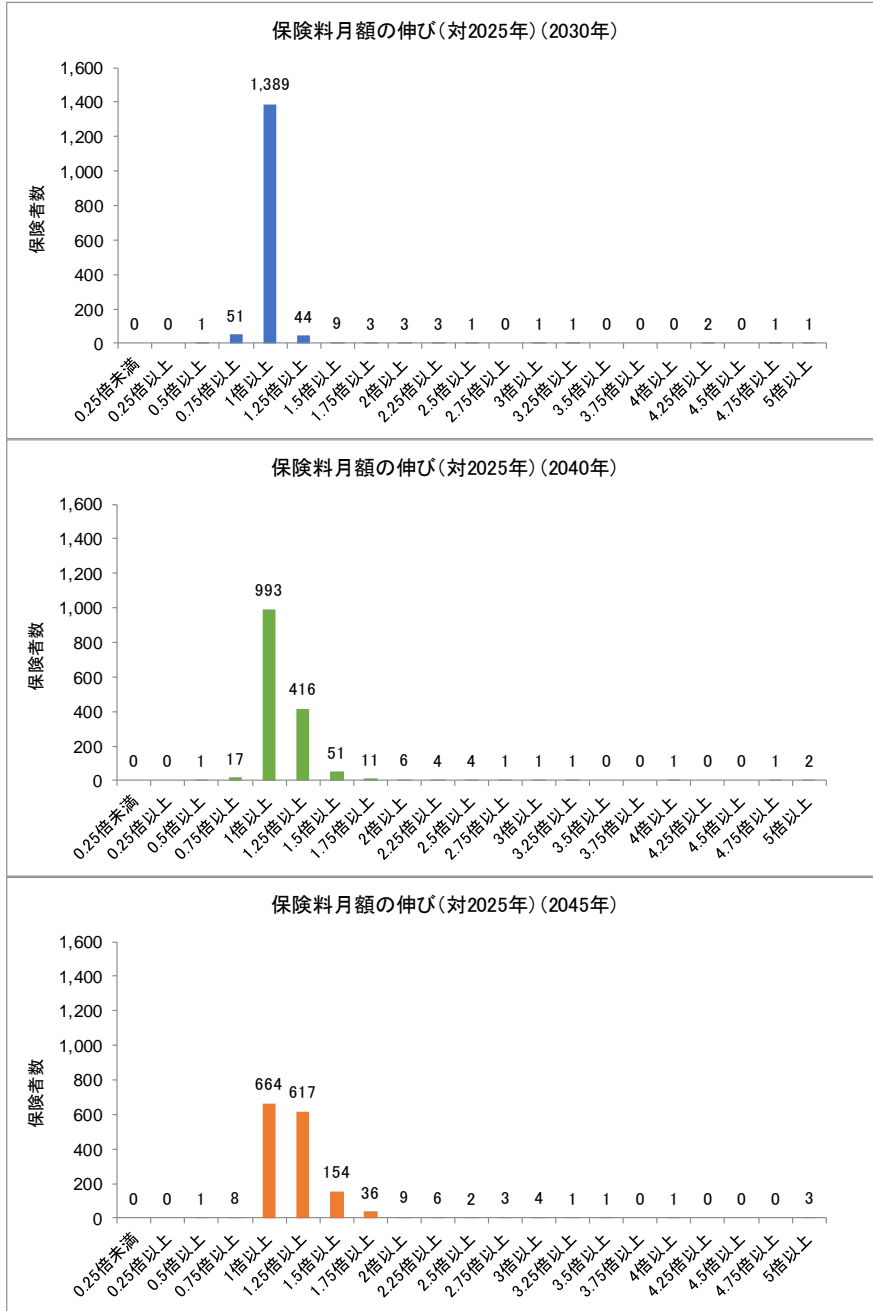


図表 18 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額(ケース2)¹²

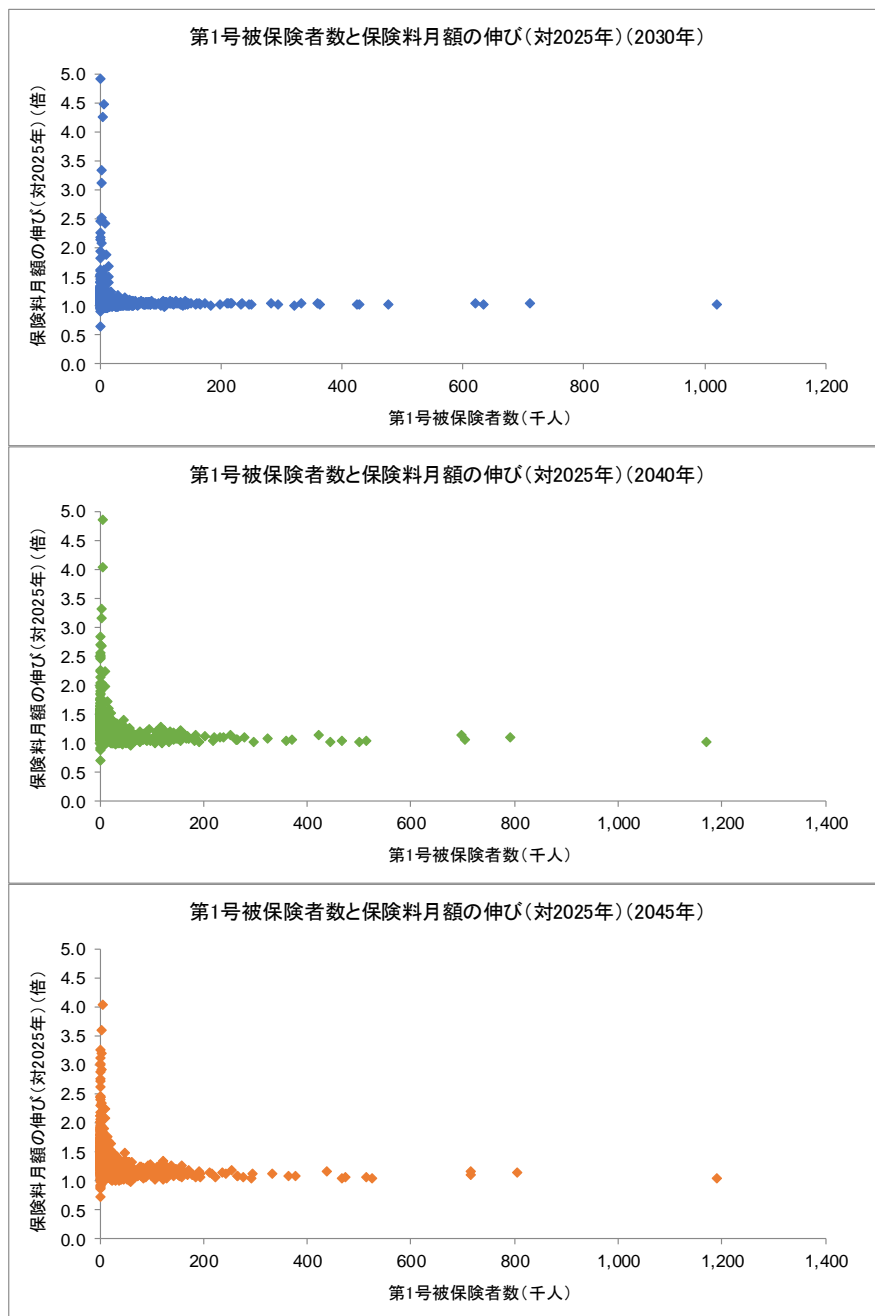


¹² 保険者の全数を表示した場合、保険料月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5万円まで表示している。

図表 19 保険者別の保険料額の伸びの分布(ケース2)

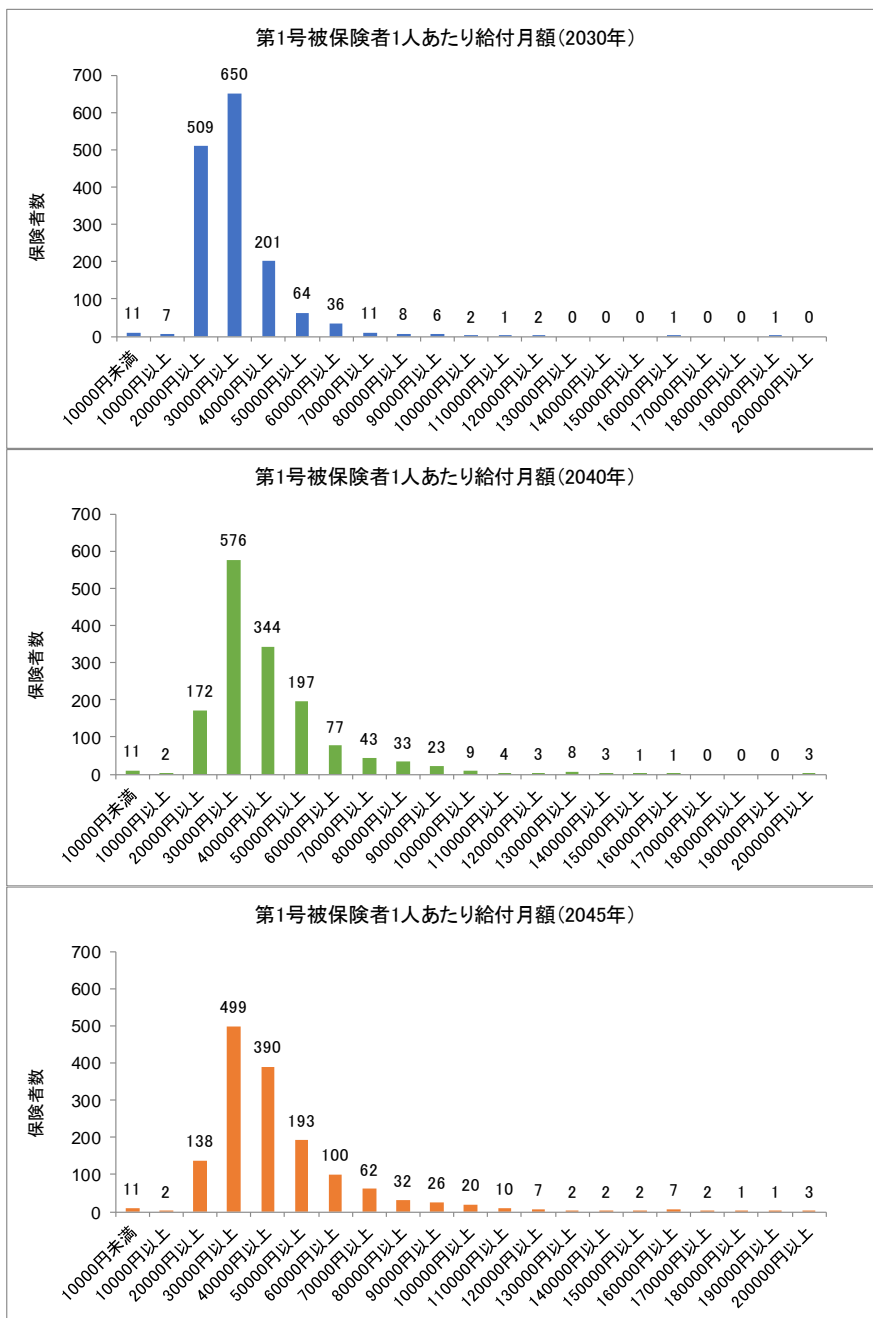


図表 20 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額の伸び(ケース2)¹³

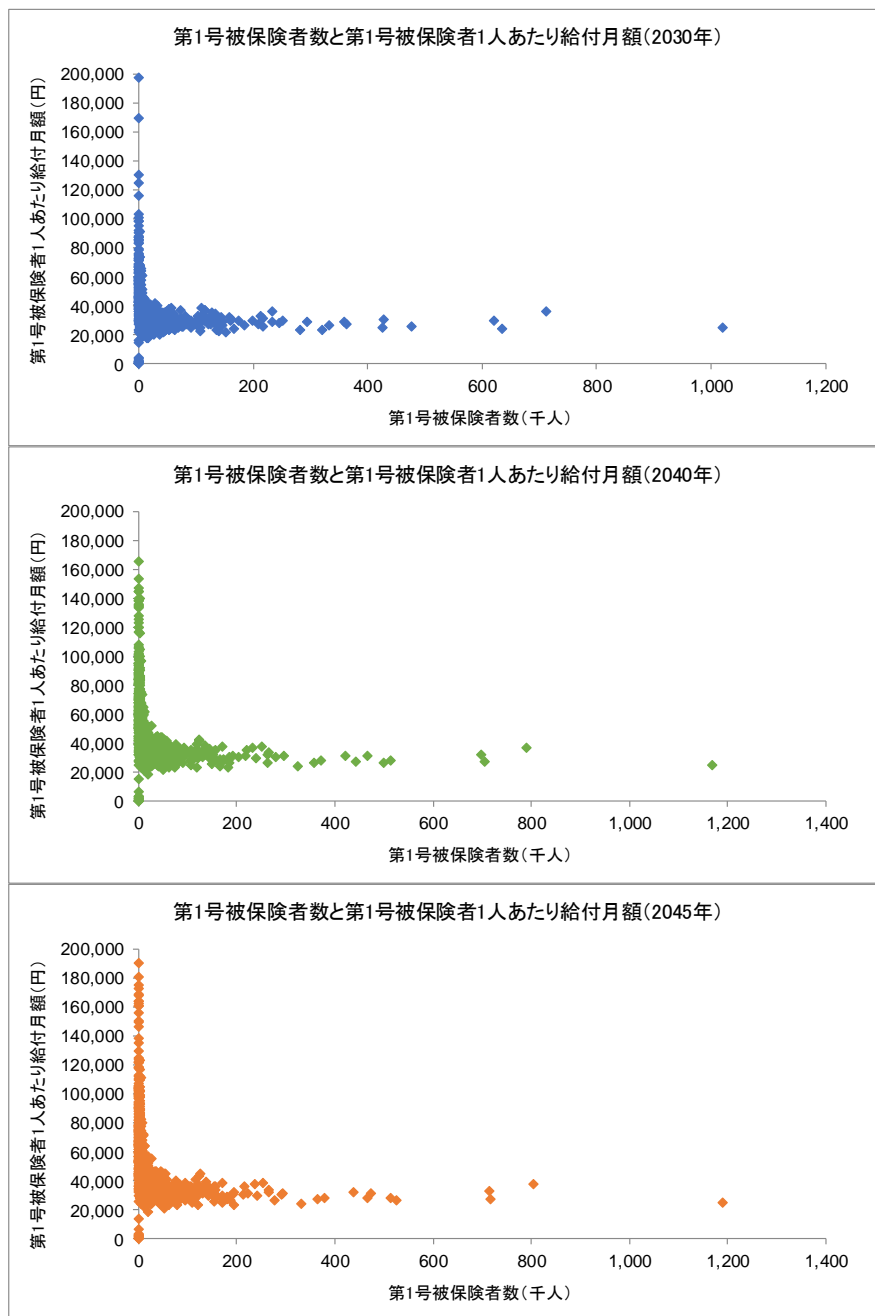


¹³ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額伸び(対2025年)(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいため、ここでは縦軸を5倍まで表示している。

図表 21 保険者別の第1号被保険者1人あたり給付費の分布(ケース2)



図表 22 保険者規模(第1号被保険者数)と第1号被保険者1人あたり給付月額(ケース2)¹⁴



¹⁴ 保険者の全数を表示した場合、第1号被保険者1人あたり給付月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を20万円まで表示している。

5) 推計結果の分析

推計した3ケースにおける2030年、2040年、2045年の全国の介護保険料額（月額・加重平均）を図表23に整理した。

基本ケースでは、2030年の全国の介護保険料額は第7期保険料に対して21.3%、2045年の全国の介護保険料額は第7期保険料に対して23.5%の伸びであり、2030年から2045年にかけての伸び率は約2%分であった。この結果から、高齢者人口の推移による影響は限定的であると考えられる一方、ケース1では同じ2030年から2045年にかけて約130%分（68.9%から199.2%）の伸び率を示しており、要介護認定やサービス利用の伸びの動向が大きいことが分かる。ただし、ケース1では、第6期中の伸びの動向が2045年までの長期的な将来にわたって継続すると仮定されていることに留意する必要がある。過去の伸びの動向は介護保険制度の浸透に伴う要介護認定やサービスの需要増による影響を受けたものであり、今後は、制度が十分に浸透し、伸びの動向としては鈍化すると考えられることから、ケース2が現実的なケースとして想定される。

図表23 全国の介護保険料額(月額・加重平均)

第7期		2030年	2040年	2045年
5,869円	基本ケース	7,120円 (+21.3%)	7,210円 (+23.0%)	7,240円 (+23.5%)
	ケース1	9,910円 (+68.9%)	14,700円 (+150.5%)	17,560円 (+199.2%)
	ケース2	7,820円 (+33.2%)	8,430円 (+43.6%)	8,750円 (+49.1%)

*) ()は、第7期保険料¹⁵を基準とした伸び率である。

¹⁵ 厚生労働省 第7期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207410.html> (最終アクセス日:2020年4月1日)

Ⅱ. 第 8 期推計用ワークシートの作成と推計

(1) 第 8 期推計用ワークシートの作成

第 8 期介護保険事業計画の作成に当たっては、第 7 期（H30～R2 年度）の実績から、第 8 期（R3～R5 年度）および 2025 年におけるサービス見込み量、介護保険料等を推計する。そこで、基本的な推計方法は第 7 期推計用ワークシートの推計方法を踏襲しつつ、推計に用いる実績値を第 7 期に準ずる直近の実績（H29～R1 年度）に差し替えた第 8 期推計用ワークシートを作成した。

1) 実績値

第 8 期推計用ワークシートにおいて用いた実績値の一覧は以下のとおりである。

図表 24 実績値一覧

項目	データソース
被保険者数	国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)
要介護認定者数	厚生労働省介護保険事業状況報告 各年度 9 月月報
サービス利用者数	厚生労働省介護保険事業状況報告 H29:平成 29 年度年報 H30:平成 30 年 5 月月報～平成 31 年 4 月月報 R1 :令和元年 5 月月報～10 月月報から実績見込みを推計
サービス利用回数・日数	厚生労働省介護保険事業状況報告 H29:平成 29 年度年報 H30:平成 30 年 5 月月報～平成 31 年 4 月月報 R1 :令和元年 5 月月報～10 月月報から実績見込みを推計
サービス給付費	厚生労働省介護保険事業状況報告 H29:平成 29 年度年報 H30:平成 30 年 5 月月報～平成 31 年 4 月月報 R1 :令和元年 5 月月報～10 月月報から実績見込みを推計
保険料算定関係費用等 ¹⁶	厚生労働省介護保険事業状況報告 H29 年度年報

¹⁶ 特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料、財政安定化基金拠出率、財政安定化基金償還金、準備基金取崩額、審査手数料差引額、地域支援事業費、市町村特別給付費等、市町村相互財政安定化事業負担額・交付額、予定保険料収納率、所得段階別第 1 号被保険者割合

2) 推計方法・推計値等

第8期推計用ワークシートにおける推計方法・推計値等は以下のとおりである。

図表 25 推計方法・推計値等一覧

項目	推計方法・推計値等
要介護認定者数	各年度の推計被保険者数×推計要介護認定率 推計要介護認定率はR1を起点にH29→R1の伸びの1/2により算定 2025年以降の認定率はR4(2022)に対して上下限値を設定
施設サービス利用者数	【第8期】 R1実績値を使用 【2025年以降】 各年度の推計要介護認定者数×推計利用率 推計利用率はR1を起点にH29→R1の伸びの1/2により算定 ただし、介護老人福祉施設の要介護1・2はR1の実績値を使用 利用率はR4(2022)に対して上下限値を設定
居住系サービス利用者数	各年度の推計要介護認定者数×推計利用率 推計利用率はR1を起点にH29→R1の伸びの1/2により算定 2025年以降の利用率はR4(2022)に対して上下限値を設定
在宅サービス利用者数	各年度の推計在宅サービス対象者数×推計利用率 推計利用率はR1を起点にH29→R1の伸びの1/2により算定 2025年以降の利用率はR4(2022)に対して上下限値を設定
サービス利用回数・日数	R1を起点にH29→R1の伸びの1/2により算定
サービス給付費	H30実績値を使用 ただし、H30=0の場合、R1実績値またはH29実績値を使用
保険料算定関係費用等	【特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、 高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料、 市町村特別給付費等】 H29実績値×各年度の推計認定者数/H29認定者数 【地域支援事業費】 H29実績値×各年度の推計総給付費/H29総給付費 【財政安定化基金拠出率、財政安定化基金償還金、市町村相互財政 安定化事業負担額、市町村相互財政安定化事業交付額、予定保険料 収納率、所得段階別第1号被保険者割合】 H29実績値を使用
保険料推計に要する係数 ¹⁷	第7期ワークシートにおけるH37の値を使用

¹⁷ 第1号被保険者負担割合(23.4%)、後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数(全国値)、所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数(全国値)

(2) 第8期推計用ワークシートを用いた推計と分析

1) 推計の前提条件

要介護認定率およびサービス利用率に対して設定した上下限値を以下のとおりに調整し、4 ケースそれぞれについて、2025 年、2030 年、2035 年、2040 年、2045 年におけるサービス見込み量、介護保険料等を保険者別¹⁸に推計した。

図表 26 設定したケース

ケース	条件
基本ケース	2025 年以降の認定率: 上下限値設定なし(0~100%) 2025 年以降のサービス利用率: 上下限値設定なし(0~100%)
ケース1	2025 年以降の認定率: R4 年度に対して上下限値±10%を設定 2025 年以降のサービス利用率: R4 年度に対して上下限値±10%を設定
ケース2	2025 年以降の認定率: R4 年度に対して上下限値±30%を設定 2025 年以降のサービス利用率: R4 年度に対して上下限値±30%を設定
ケース3	2025 年以降の認定率: R4 年度に対して上下限値±50%を設定 2025 年以降のサービス利用率: R4 年度に対して上下限値±50%を設定

¹⁸ 保険者については、2025 年以降においても現在の保険者が維持されると仮定。ただし、今回の分析においては、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口が示されていない福島県の 59 保険者を除外しているため、保険者の全数は 1,512 保険者となっている。

2) 推計結果

① 基本ケース（上下限設定なし）

a) 保険料月額

保険者別の介護保険料額の分布を**図表 27** に示した。2025 年、2030 年は 6,000 円以上 7,000 円未満がそれぞれ 443 保険者（29.3%）¹⁹、216 保険者（14.3%）と最も多いが、2035 年、2040 年、2045 年は 2 万円以上がそれぞれ 302 保険者（20.0%）、536 保険者（35.5%）、725 保険者（48.0%）と最も多かった。なお、保険料が 2 万円以上と高額な保険者は小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）である（**図表 28**）。

なお、全国の介護保険料額²⁰は、2025 年は 6,650 円、2030 年は 7,330 円、2035 年は 8,210 円、2040 年は 9,710 円、2045 年は 11,120 円であった。

また、保険者別の保険料額の伸び（対第 7 期）の分布は**図表 29** のとおりである。2025 年、2030 年は 1 倍以上 1.2 倍未満がそれぞれ 516 保険者（34.1%）、247 保険者（16.3%）と最も多いが、2035 年、2040 年、2045 年は 4 倍以上がそれぞれ 219 保険者（14.5%）、433 保険者（28.6%）、625 保険者（41.3%）と最も多かった。保険者規模（第 1 号被保険者数）と保険料額の伸び（対第 7 期）の関係は**図表 30** に示した。

b) 第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額

保険者別の第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額の分布を**図表 31** に示した。2025 年は 2 万円以上 3 万円未満が 863 保険者（57.1%）、2030 年、2035 年は 3 万円以上 4 万円未満がそれぞれ 420 保険者（27.8%）、287 保険者（19.0%）、2040 年は 4 万円以上 5 万円未満が 194 保険者（12.8%）、2045 年は 20 万円以上が 203 保険者（13.4%）と最も多かった。保険者規模（第 1 号被保険者数）と第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額の関係は**図表 32** のとおりである。

c) 要介護認定率

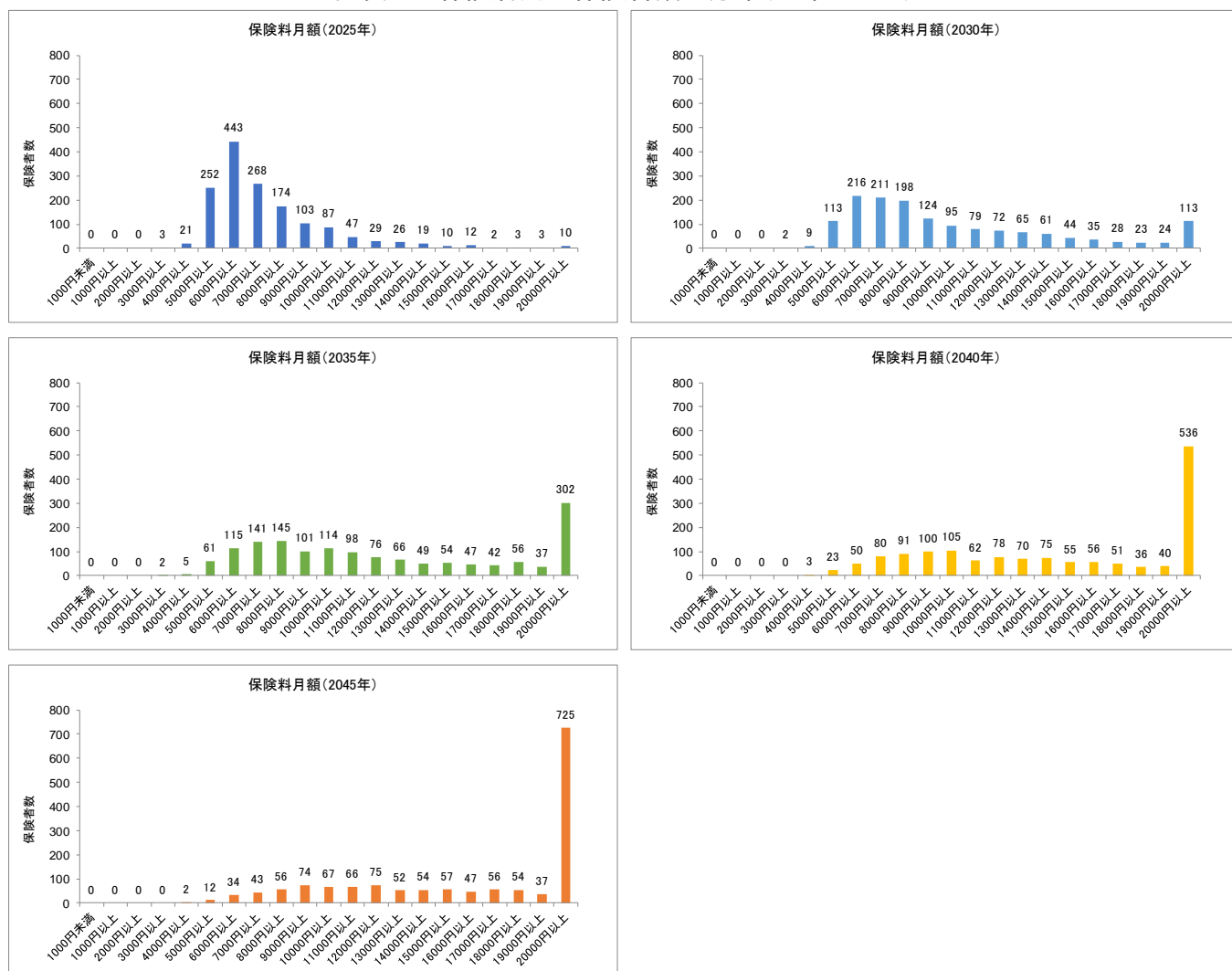
保険者別の要介護認定率の分布を**図表 33** に示した。2025 年、2030 年は 20%以上 25% 未満が最も多く、それぞれ 581 保険者（38.4%）、493 保険者（32.6%）であった。2035 年、2040 年は 25%以上 30%未満が最も多く、それぞれ 301 保険者（19.9%）、209 保険者（13.8%）であった。2045 年は 25%以上 30%未満、30%以上 35%未満が共に 166 保険者（11.0%）であった。保険者規模（第 1 号被保険者数）と要介護認定率の関係は**図表 34** のとおりである。

¹⁹ ここでの検討における保険者の全数 1,512 保険者に対する割合。以下、同じ。

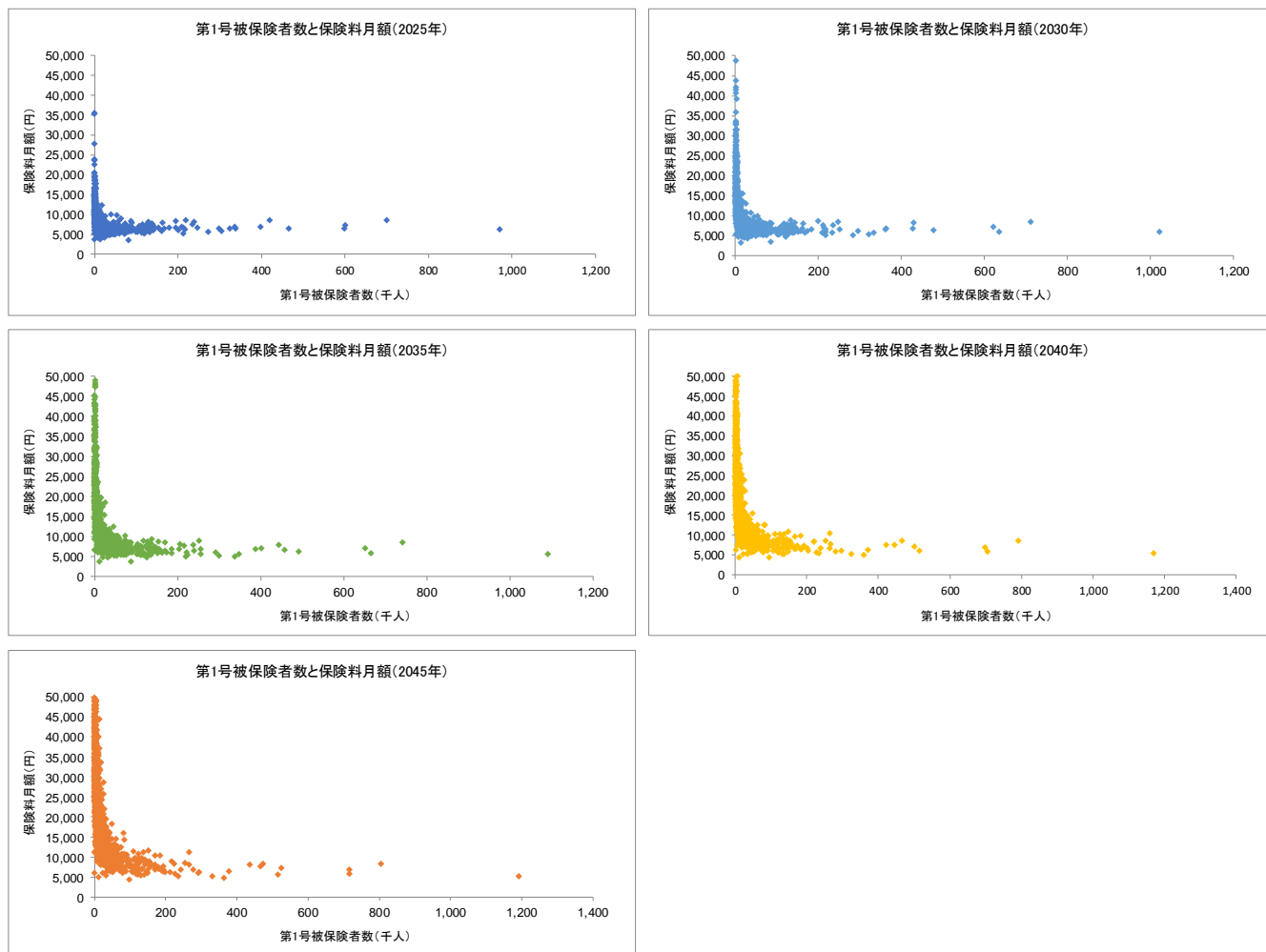
²⁰ 各年度の第 1 号被保険者数による加重平均（月額・準備基金取崩前）

また、保険者別の要介護認定率の伸び（対第7期）の分布を図表35に示した。2025年では1.1倍以上1.2倍未満が355保険者（23.5%）と最も多いが、2030年、2035年、2040年、2045年では2倍以上が最も多く、それぞれ265保険者（17.5%）、630保険者（41.7%）、872保険者（57.7%）、1,033保険者（68.3%）であった。保険者規模（第1号被保険者数）と要介護認定率の伸び（対第7期）の関係は図表36のとおりである。

図表 27 保険者別の保険料額の分布(基本ケース)

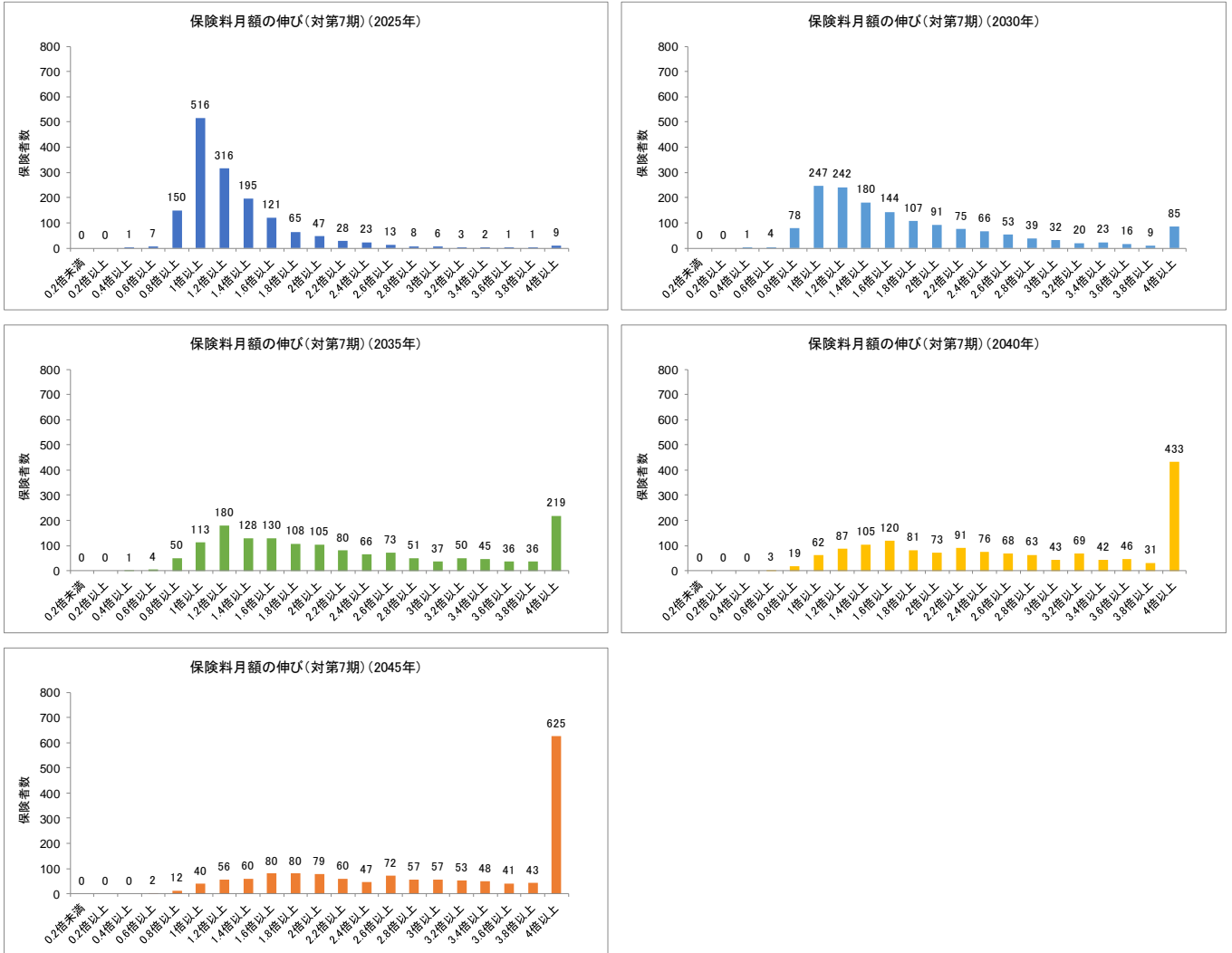


図表 28 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額(基本ケース)²¹

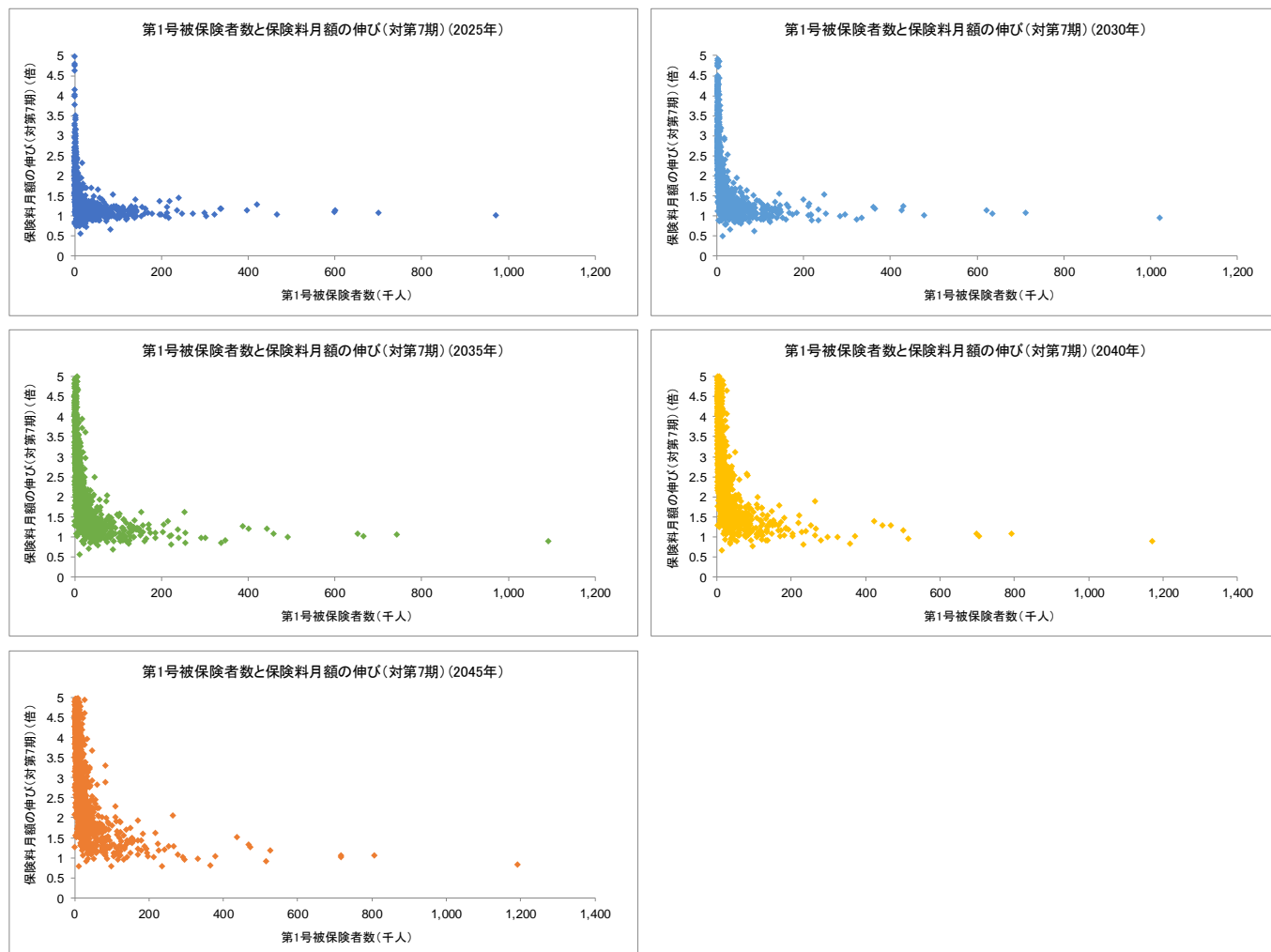


²¹ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5万円まで表示している。

図表 29 保険者別の保険料額の伸び(対第7期)の分布(基本ケース)

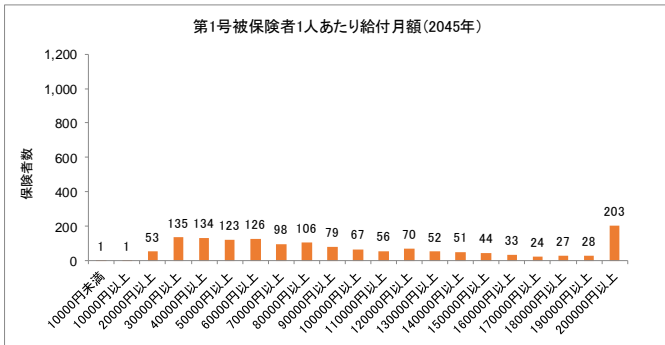
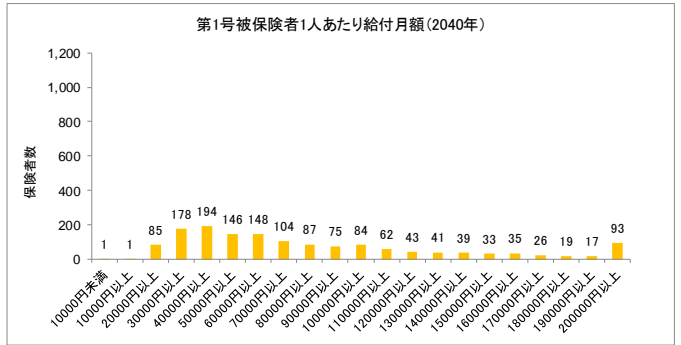
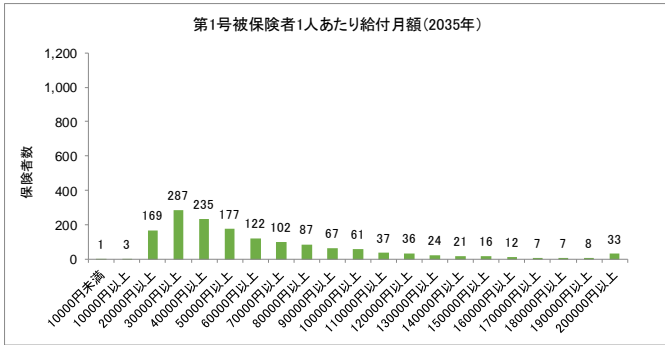
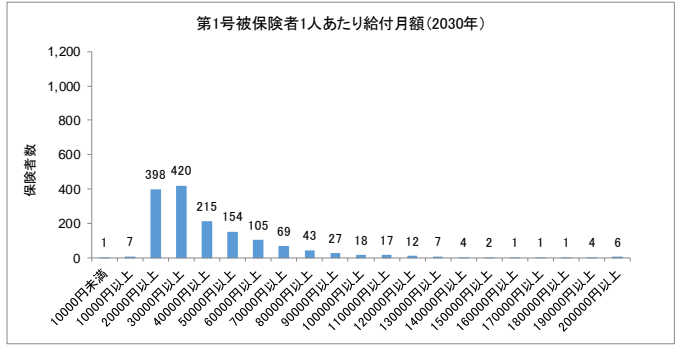
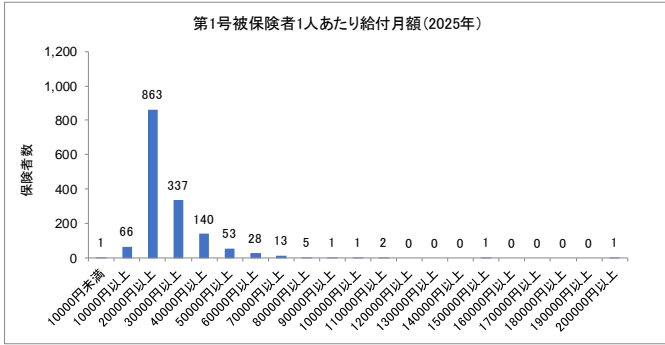


図表 30 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額の伸び(対第7期)(基本ケース)²²

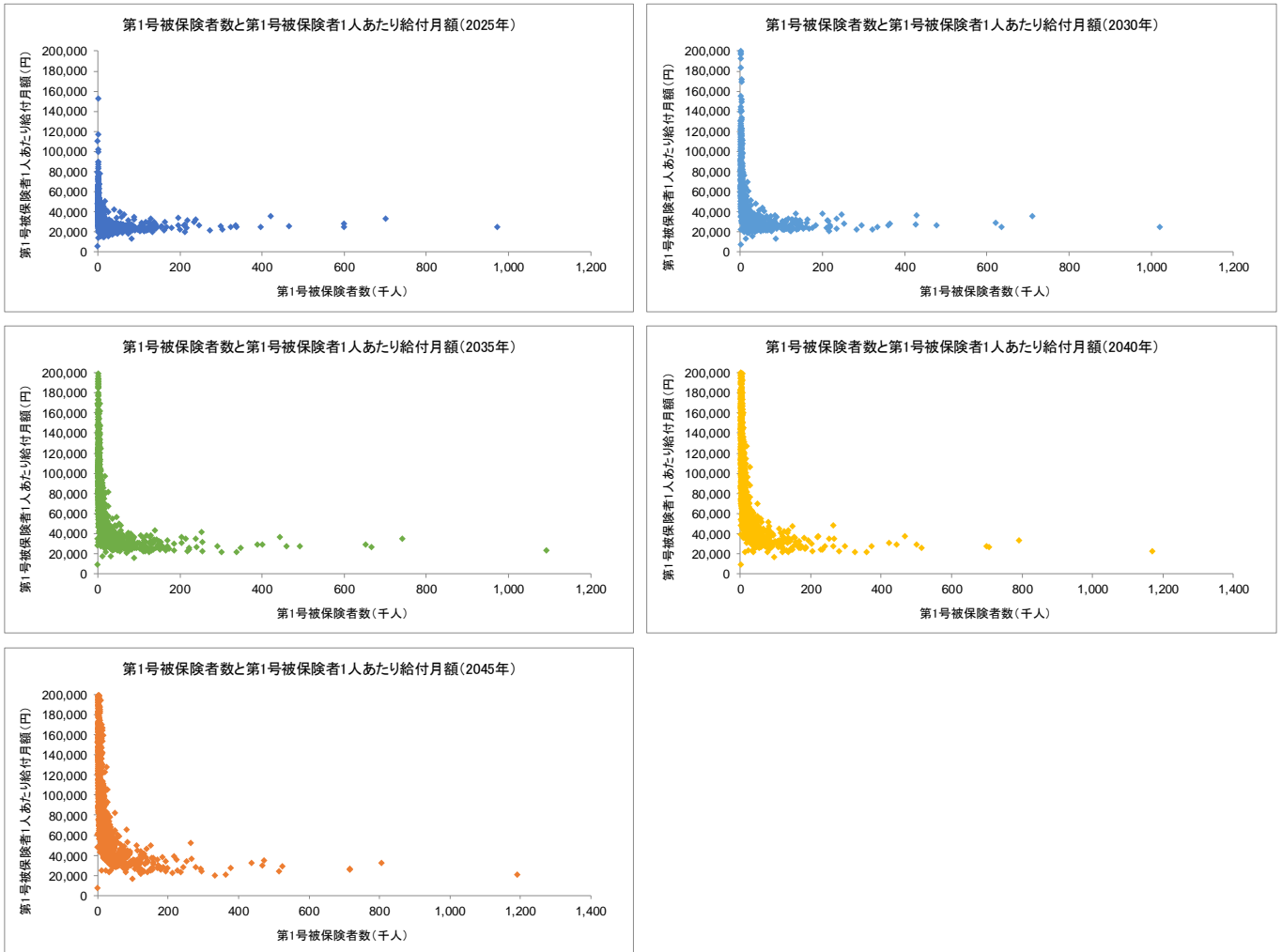


²² 保険者の全数を表示した場合、保険料月額伸び(対第7期)(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5倍まで表示している。

図表 31 保険者別の第1号被保険者1人あたり給付月額分布(基本ケース)

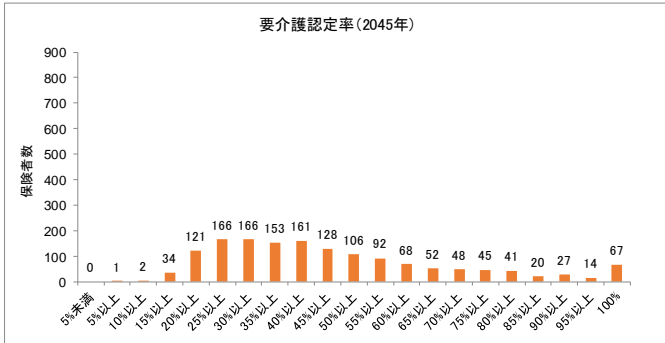
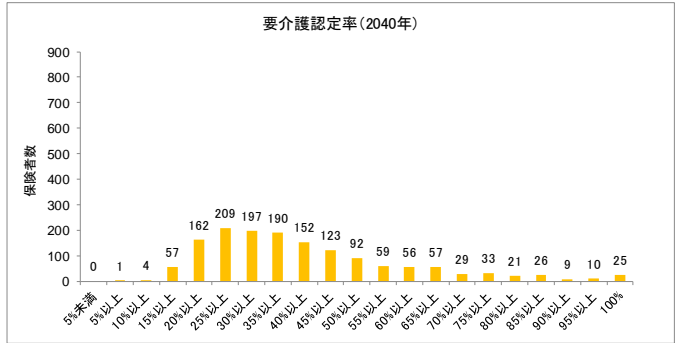
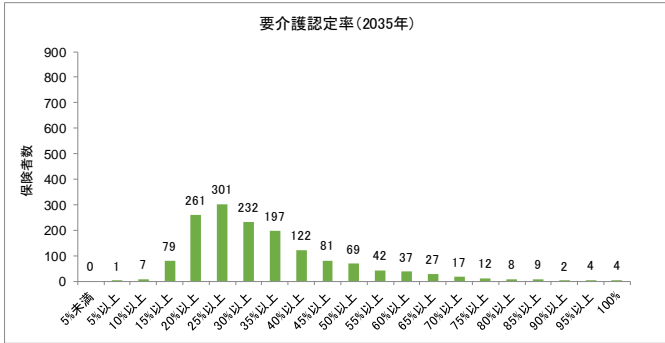
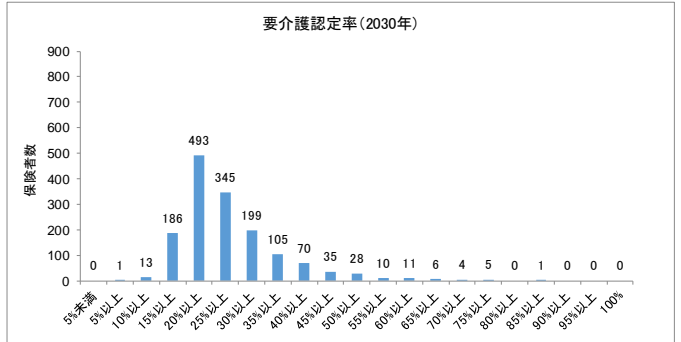
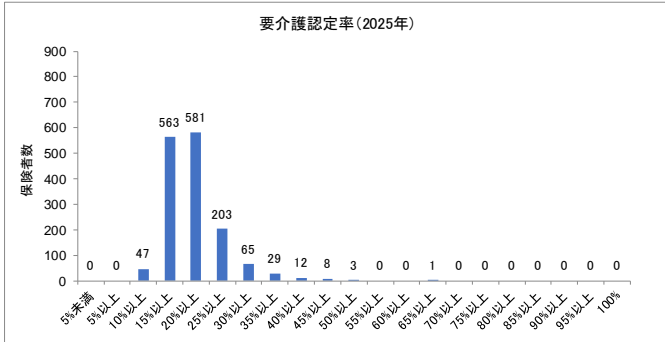


図表 32 保険者規模(第1号被保険者数)と第1号被保険者1人あたり給付月額(基本ケース)²³

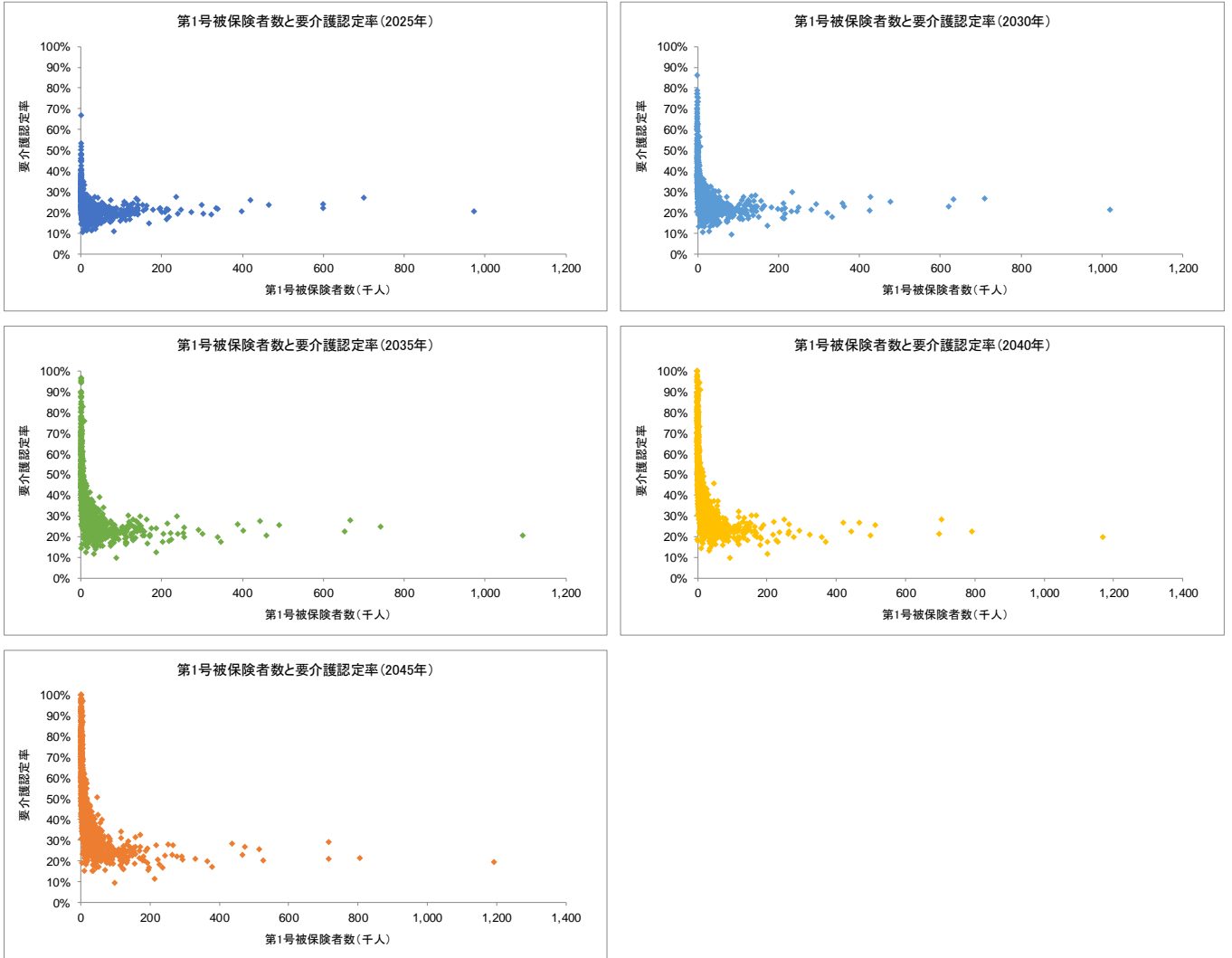


²³ 保険者の全数を表示した場合、第1号被保険者1人あたり給付月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を20万円まで表示している。

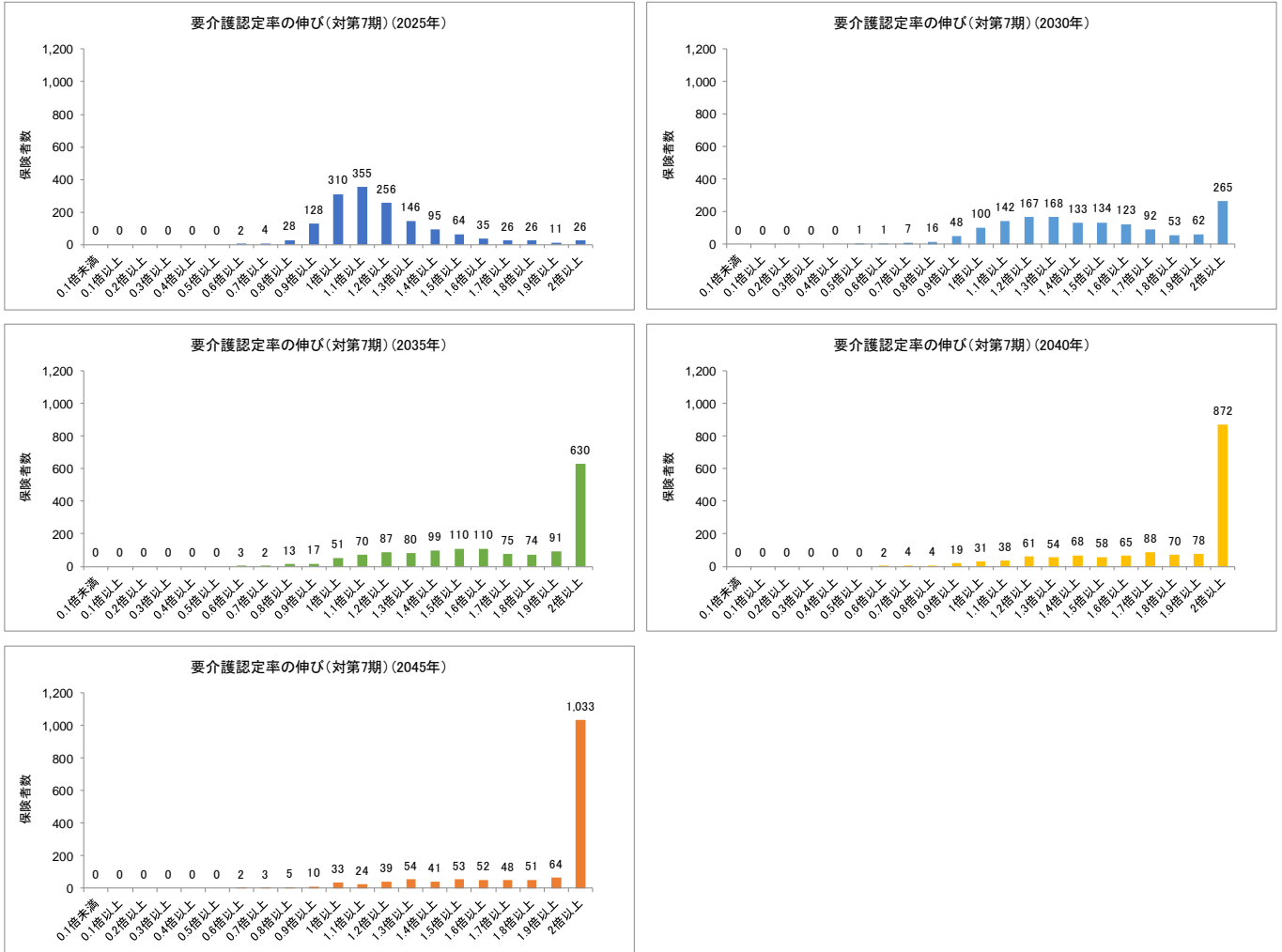
図表 33 保険者別の要介護認定率の分布(基本ケース)



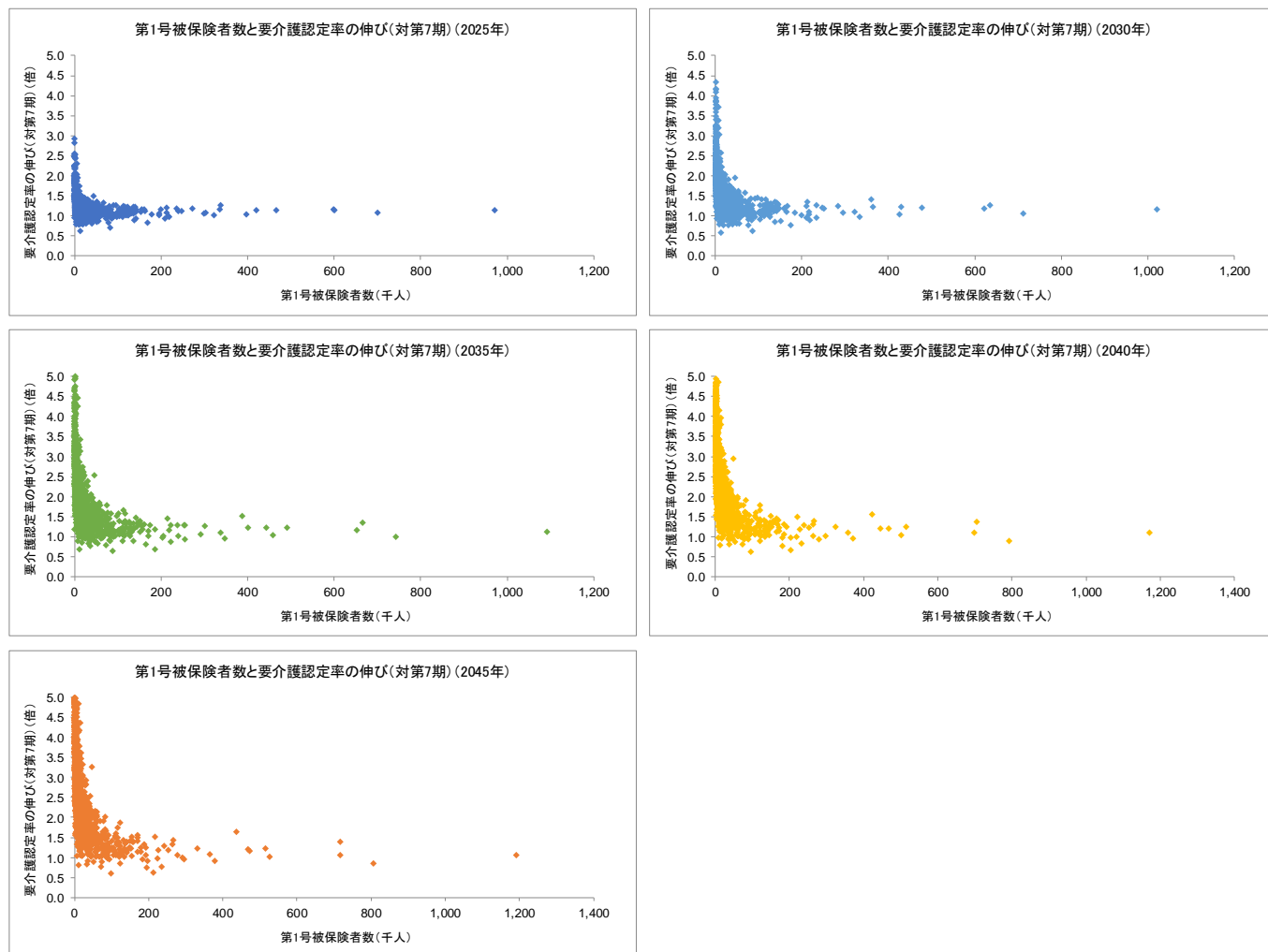
図表 34 保険者規模(第1号被保険者数)と要介護認定率(基本ケース)



図表 35 保険者別の要介護認定率の伸び(対第7期)の分布(基本ケース)



図表 36 保険者規模(第1号被保険者数)と要介護認定率の伸び(対第7期)(基本ケース)²⁴



²⁴ 保険者の全数を表示した場合、要介護認定率の伸び(対第7期)(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5倍まで表示している。

② ケース 1（上下限±10%）

a) 保険料月額

保険者別の介護保険料額の分布を図表 37 に示した。2025 年、2030 年、2035 年は 6,000 円以上 7,000 円未満がそれぞれ 546 保険者（36.1%）²⁵、475 保険者（31.4%）、423 保険者（28.0%）、2040 年、2045 年は 7,000 円以上 8,000 円未満がそれぞれ 419 保険者（27.7%）、402 保険者（26.6%）と最も多かった。なお、保険料が 1 万円以上と高額な保険者は小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）である（図表 38）。

なお、全国の介護保険料額²⁶は、2025 年は 6,670 円、2030 年は 6,920 円、2035 年は 7,070 円、2040 年は 7,450 円、2045 年は 7,610 円であった。

また、保険者別の保険料額の伸び（対第 7 期）の分布は図表 39 のとおりである。2025 年、2030 年は 1 倍以上 1.2 倍未満がそれぞれ 666 保険者（44.0%）、532 保険者（35.2%）、2035 年、2040 年、2045 年は 1.2 倍以上 1.4 倍未満がそれぞれ 452 保険者（29.9%）、450 保険者（29.8%）、417 保険者（27.6%）と最も多かった。保険者規模（第 1 号被保険者数）と保険料額の伸び（対第 7 期）の関係は図表 40 に示した。

b) 第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額

保険者別の第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額の分布を図表 41 に示した。2025 年、2030 年は 2 万円以上 3 万円未満がそれぞれ 986 保険者（65.2%）、773 保険者（51.1%）、2035 年、2040 年、2045 年は 3 万円以上 4 万円未満がそれぞれ 671 保険者（44.4%）、671 保険者（44.4%）、611 保険者（40.4%）と最も多かった。保険者規模（第 1 号被保険者数）と第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額の関係は図表 42 のとおりである。

c) 要介護認定率

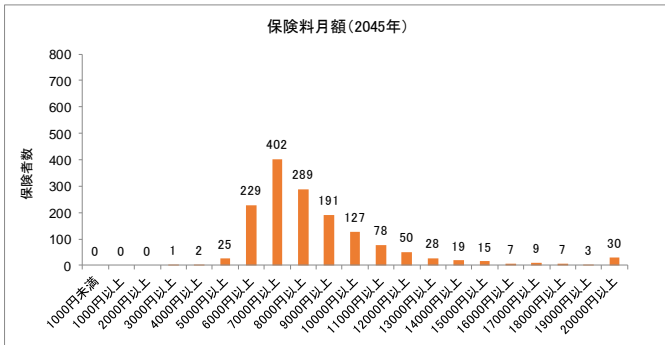
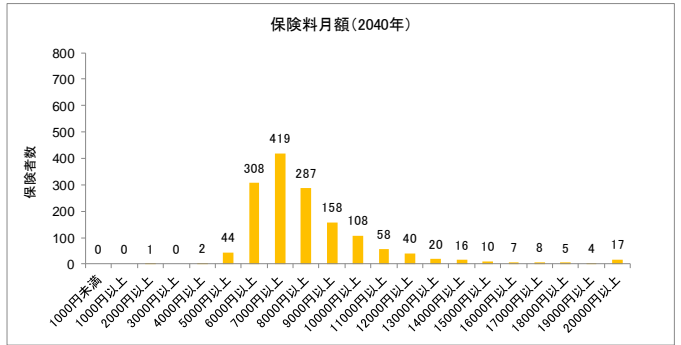
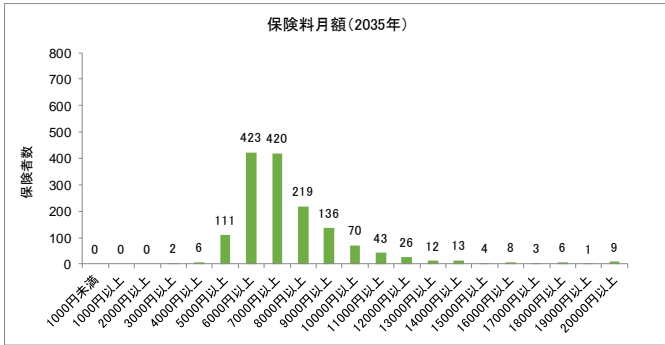
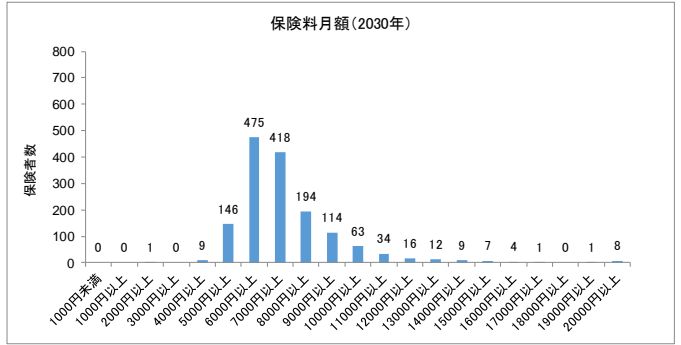
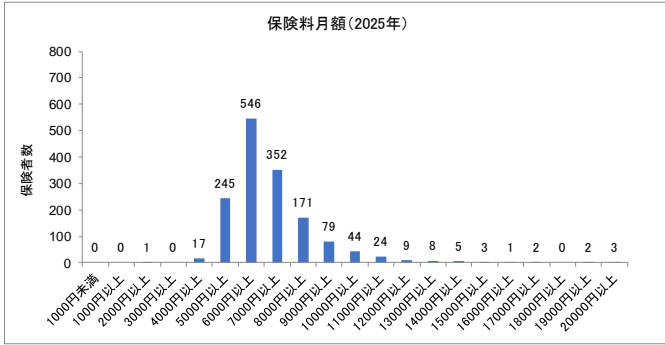
保険者別の要介護認定率の分布を図表 43 に示した。いずれの年度も 20%以上 25%未満が最も多く、2025 年は 645 保険者（42.7%）、2030 年は 781 保険者（51.7%）、2035 年は 727 保険者（48.1%）、2040 年は 663 保険者（43.8%）、2045 年は 646 保険者（42.7%）であった。保険者規模（第 1 号被保険者数）と要介護認定率の関係は図表 44 のとおりである。

また、保険者別の要介護認定率の伸び（対第 7 期）の分布を図表 45 に示した。2025 年は 1.1 倍以上 1.2 倍未満が 464 保険者（30.7%）、2030 年は 1.2 倍以上 1.3 倍未満が 369 保険者（24.4%）、2035 年、2040 年、2045 年は 1.3 倍以上 1.4 倍未満がそれぞれ 344 保険者（22.8%）、362 保険者（23.9%）、359 保険者（23.7%）と最も多かった。保険者規模（第 1 号被保険者数）と要介護認定率の伸び（対第 7 期）の関係は図表 46 のとおりである。

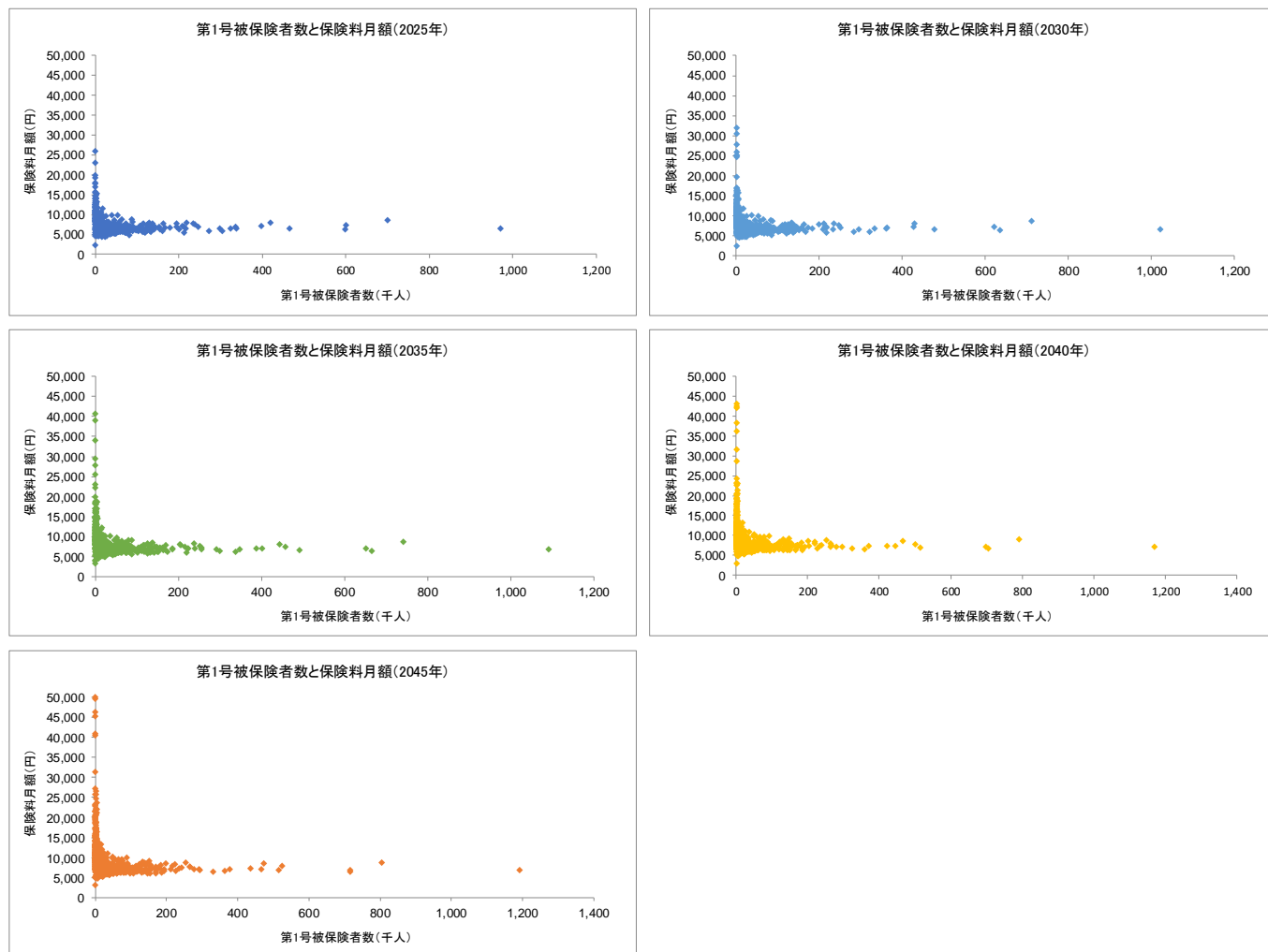
²⁵ ここでの検討における保険者の全数 1,512 保険者に対する割合。以下、同じ。

²⁶ 各年度の第 1 号被保険者数による加重平均（月額・準備基金取崩前）

図表 37 保険者別の保険料額の分布(ケース1)

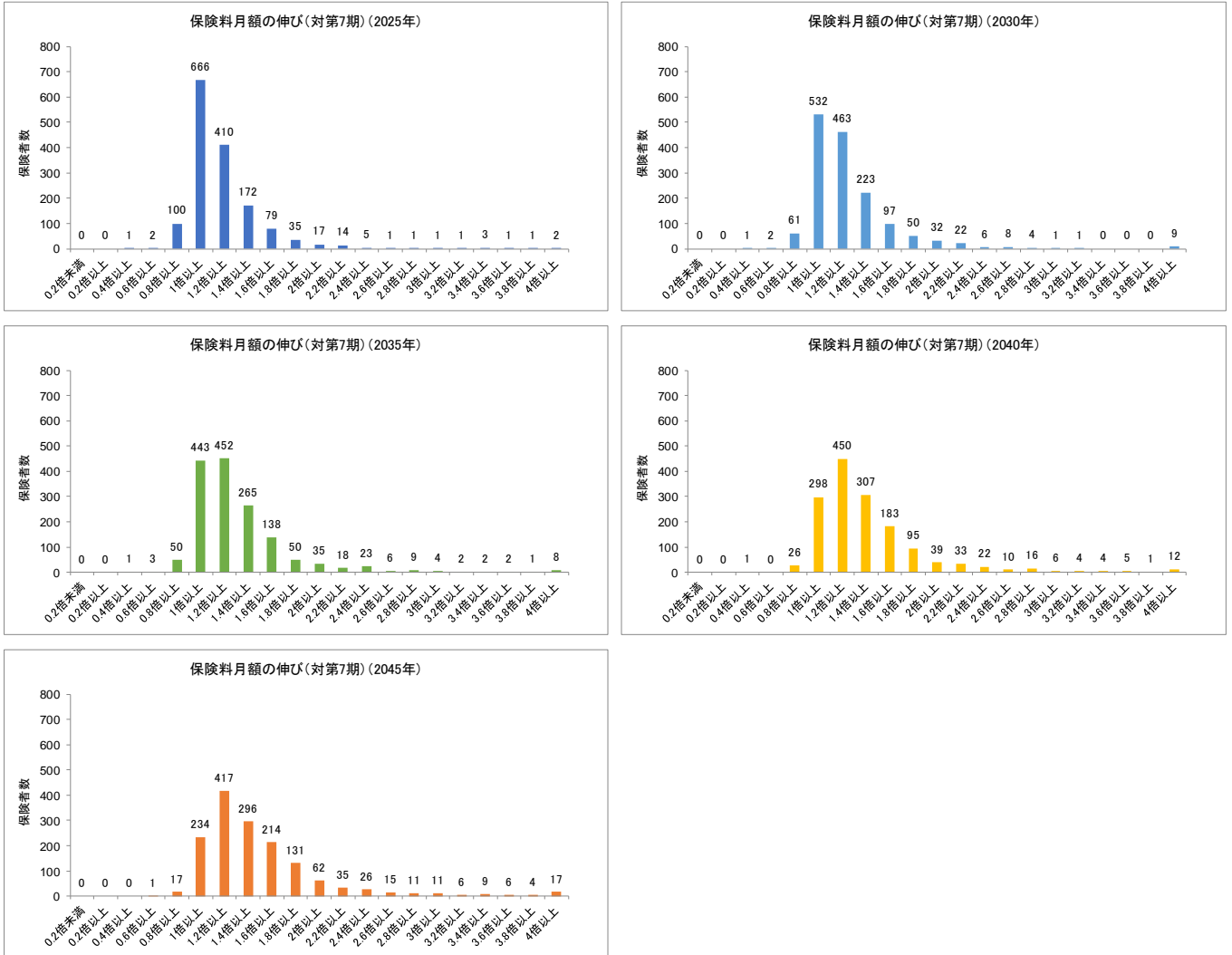


図表 38 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額(ケース1)²⁷

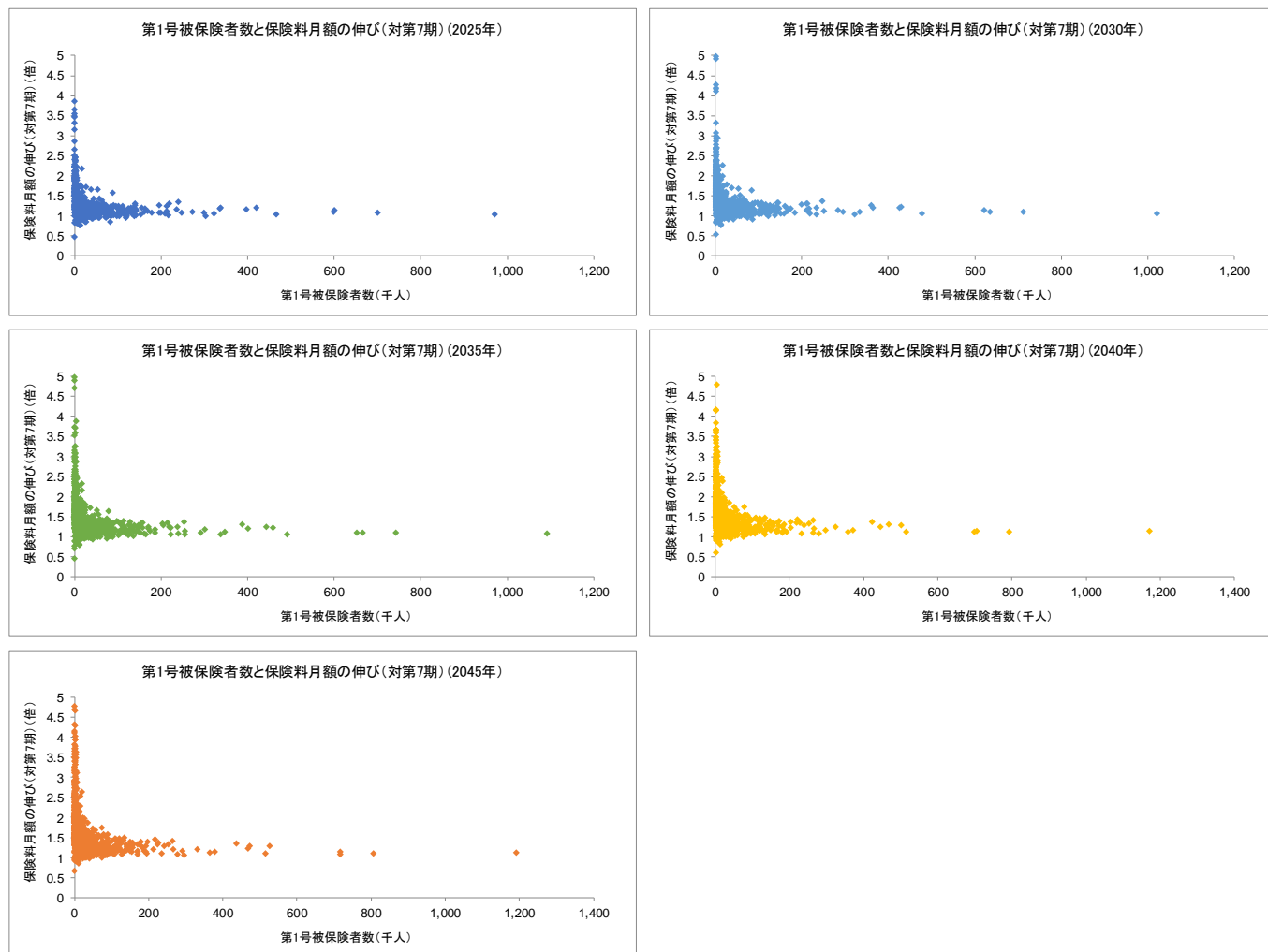


²⁷ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5万円まで表示している。

図表 39 保険者別の保険料額の伸び(対第7期)の分布(ケース1)

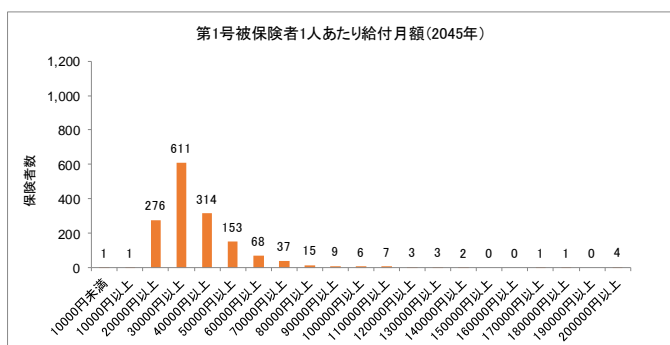
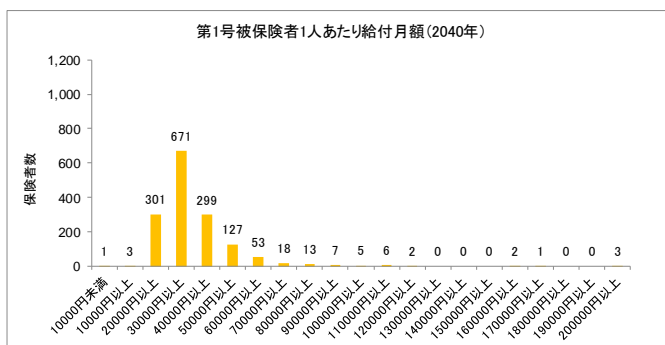
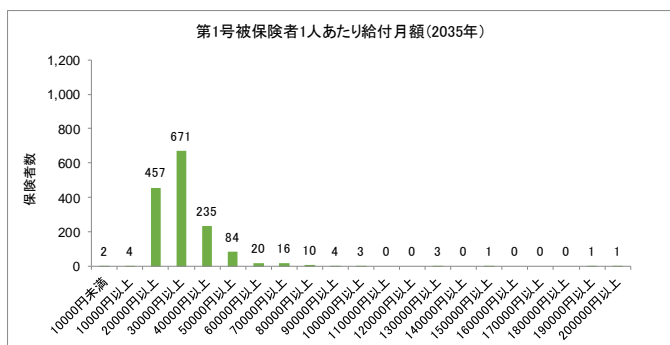
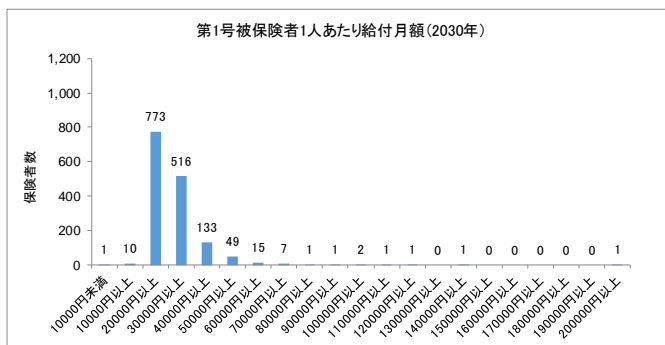
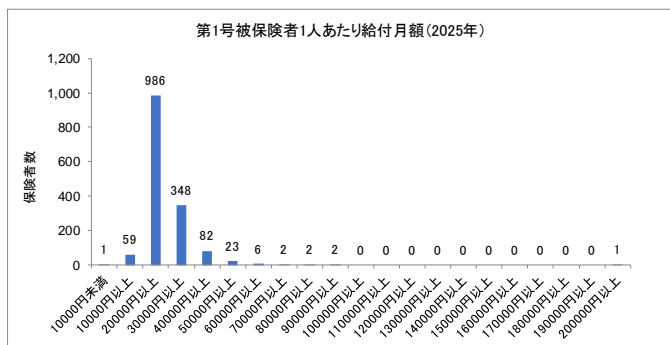


図表 40 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額の伸び(対第7期)(ケース1)²⁸

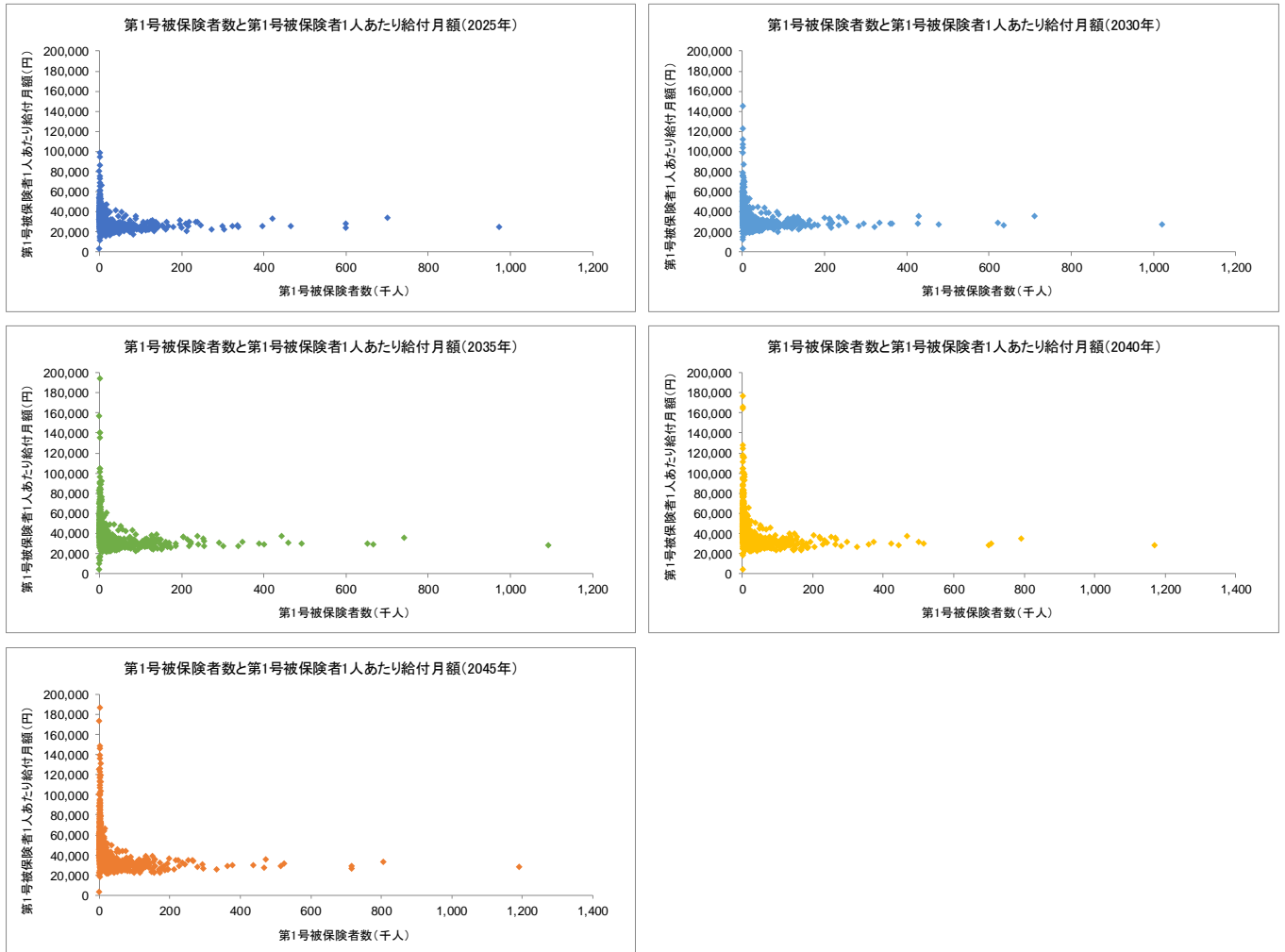


²⁸ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額伸び(対第7期)(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5倍まで表示している。

図表 41 保険者別の第1号被保険者1人あたり給付月額分布(ケース1)

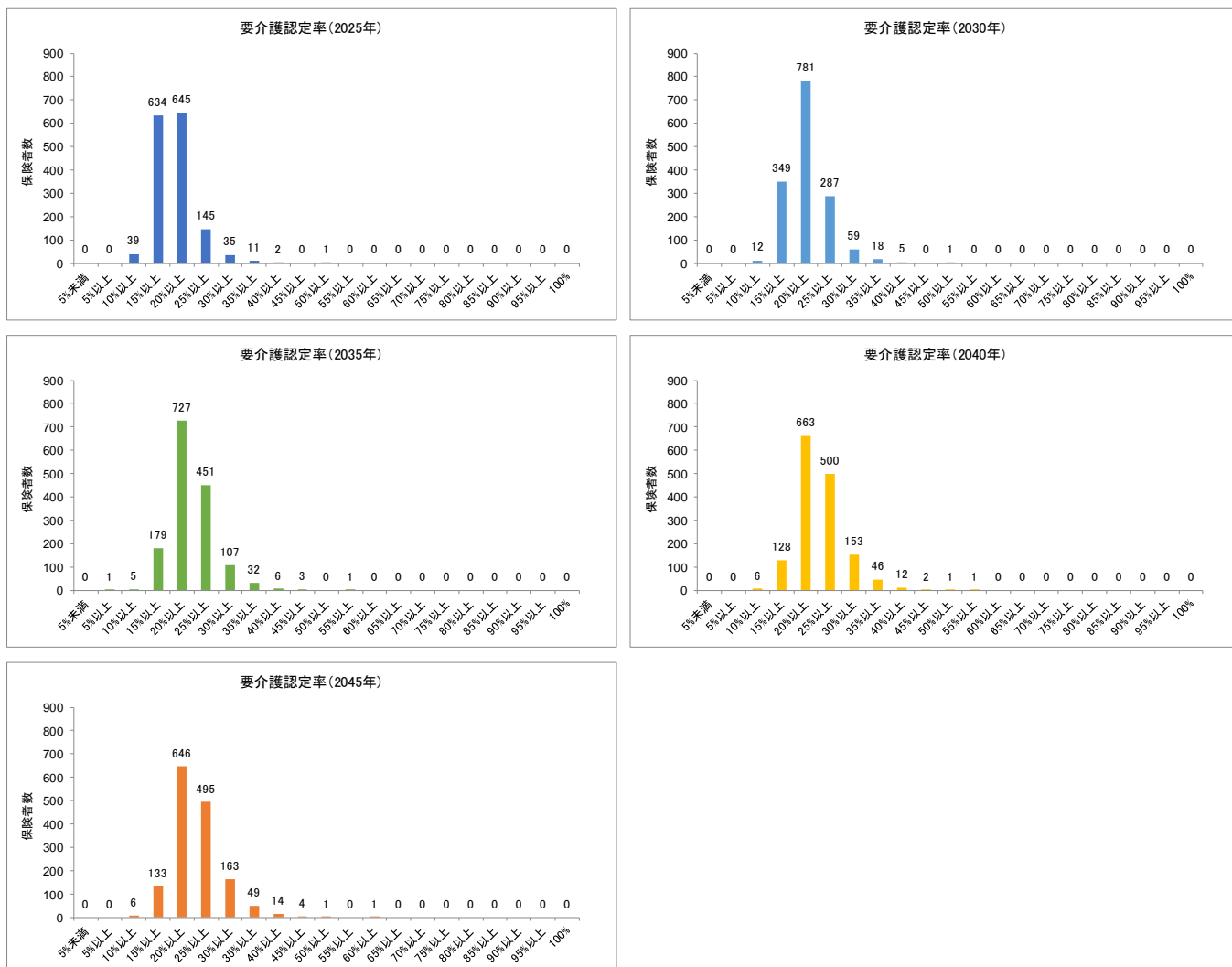


図表 42 保険者規模(第1号被保険者数)と第1号被保険者1人あたり給付月額(ケース1)²⁹

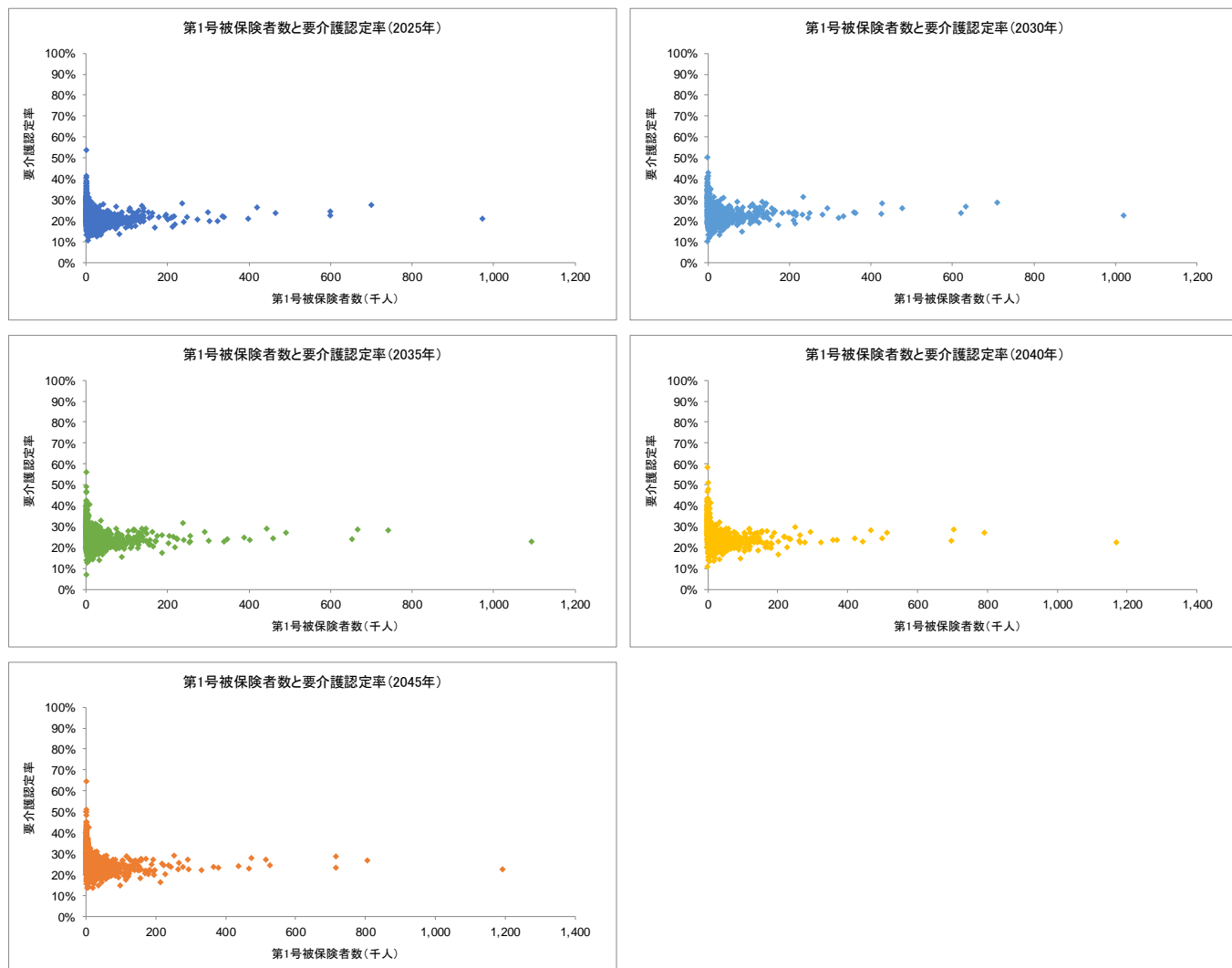


²⁹ 保険者の全数を表示した場合、第1号被保険者1人あたり給付月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を20万円まで表示している。

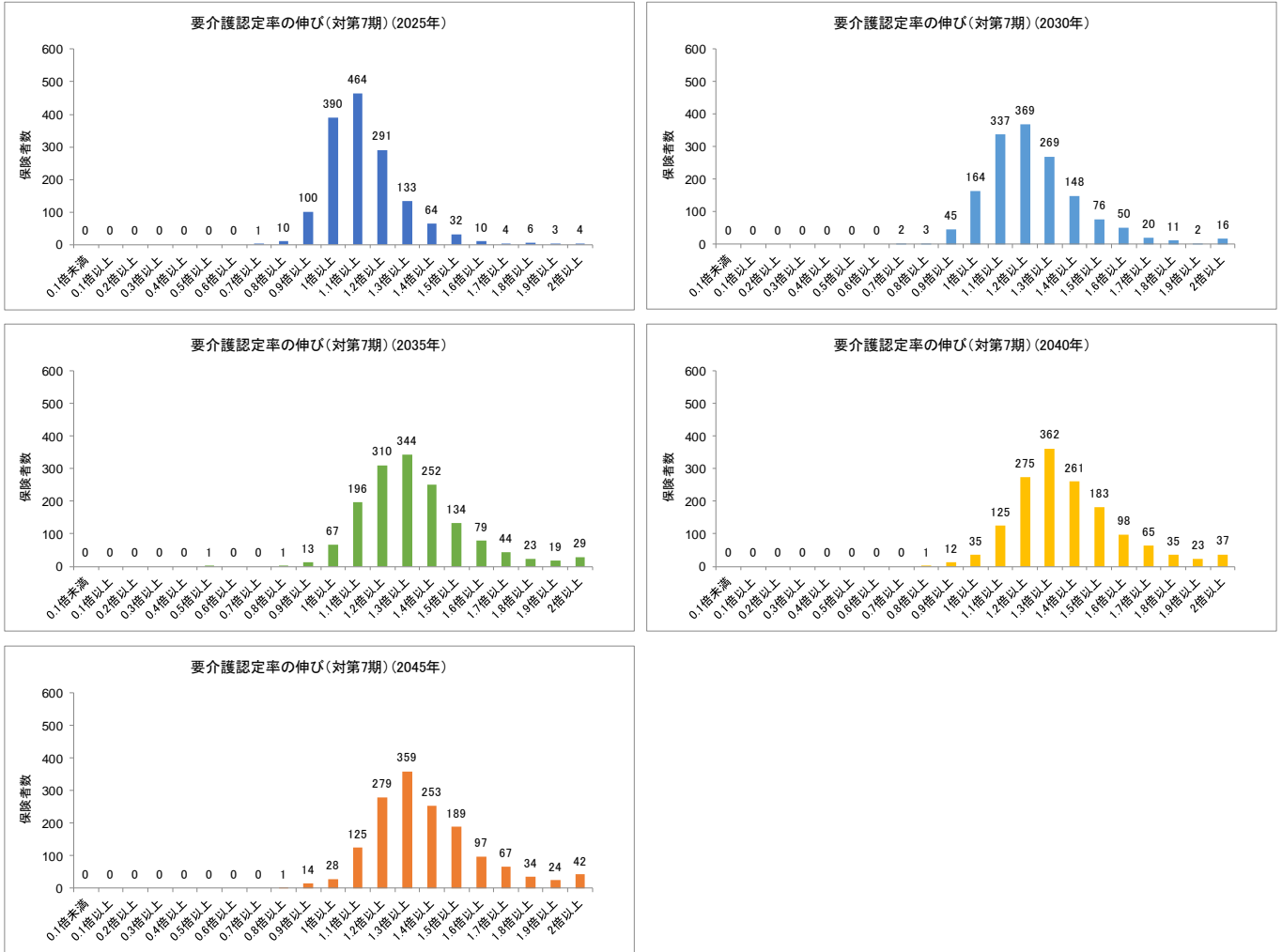
図表 43 保険者別の要介護認定率の分布(ケース1)



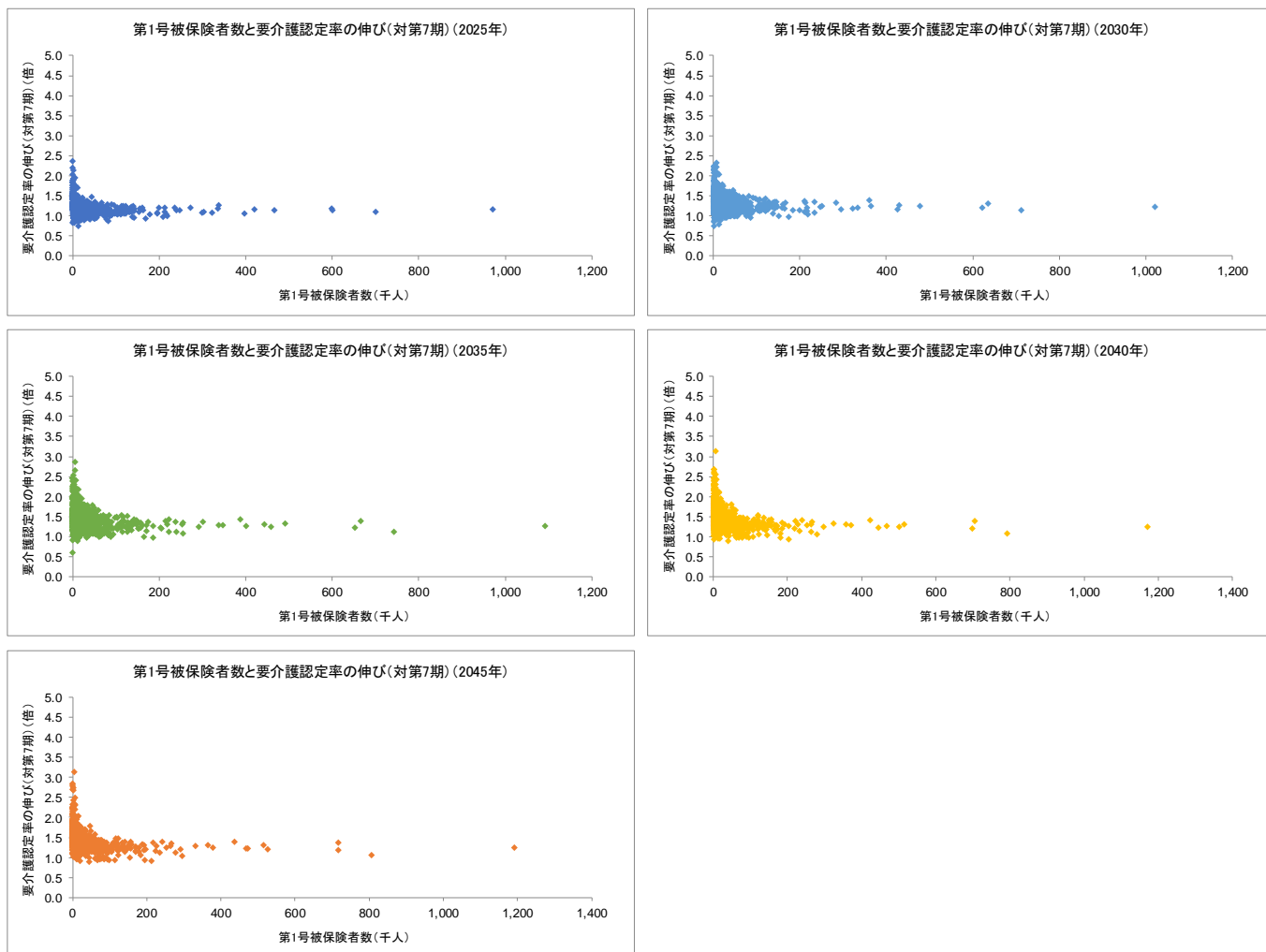
図表 44 保険者規模(第1号被保険者数)と要介護認定率(ケース1)



図表 45 保険者別の要介護認定率の伸び(対第7期)の分布(ケース1)



図表 46 保険者規模(第1号被保険者数)と要介護認定率の伸び(対第7期)(ケース1)



③ ケース 2（上下限±30%）

a) 保険料月額

保険者別の介護保険料額の分布を図表 47 に示した。2025 年は 6,000 円以上 7,000 円未満が 455 保険者（30.1%）³⁰、2030 年、2035 年、2040 年は 7,000 円以上 8,000 円未満がそれぞれ 368 保険者（24.3%）、343 保険者（22.7%）、334 保険者（22.1%）、2045 年は 8,000 円以上 9,000 円未満が 282 保険者（18.7%）と最も多かった。なお、保険料が 1 万円以上と高額な保険者は小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）である（図表 48）。

なお、全国の介護保険料額³¹は、2025 年は 6,730 円、2030 年は 7,070 円、2035 年は 7,220 円、2040 年は 7,630 円、2045 年は 7,790 円であった。

また、保険者別の保険料額の伸び（対第 7 期）の分布は図表 49 のとおりである。2025 年では 1 倍以上 1.2 倍未満が 515 保険者（34.1%）と最も多く、2030 年、2035 年、2040 年、2045 年は 1.2 倍以上 1.4 倍未満がそれぞれ 412 保険者（27.2%）、389 保険者（25.7%）、353 保険者（23.3%）、321 保険者（21.2%）と最も多かった。保険者規模（第 1 号被保険者数）と保険料額の伸び（対第 7 期）の関係は図表 50 に示した。

b) 第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額

保険者別の第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額の分布、および第 1 号被保険者数との関係を図表 51、図表 52 に示した。2025 年、2030 年は 2 万円以上 3 万円未満がそれぞれ 882 保険者（58.3%）、569 保険者（37.6%）、2035 年、2040 年、2045 年は 3 万円以上 4 万円未満がそれぞれ 625 保険者（41.3%）、584 保険者（38.6%）、532 保険者（35.2%）と最も多かった。

c) 要介護認定率

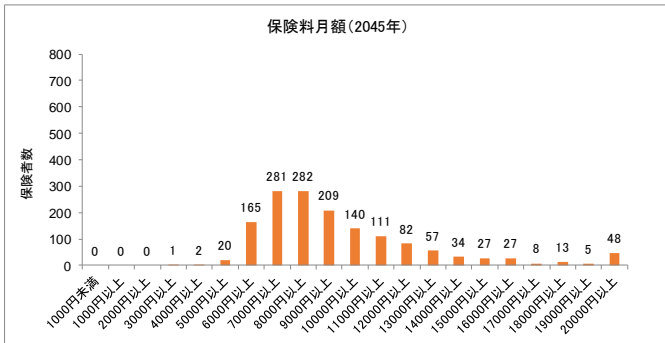
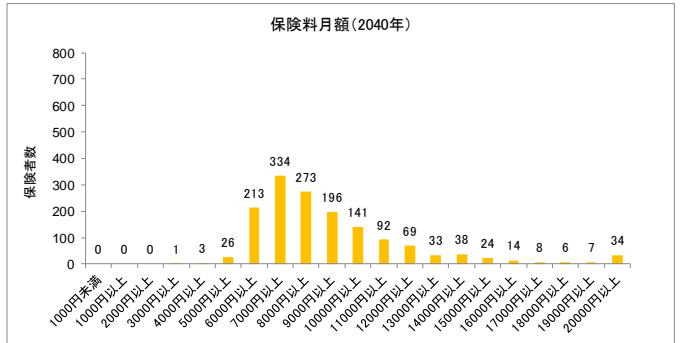
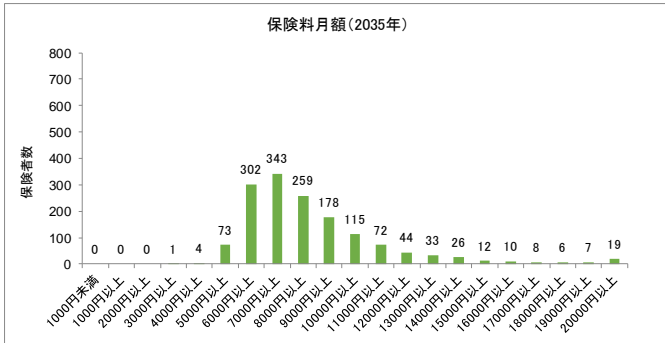
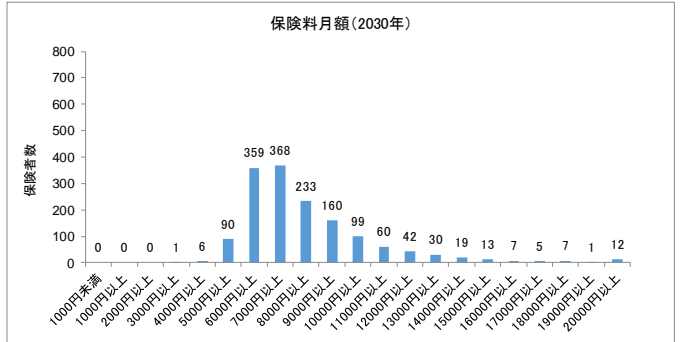
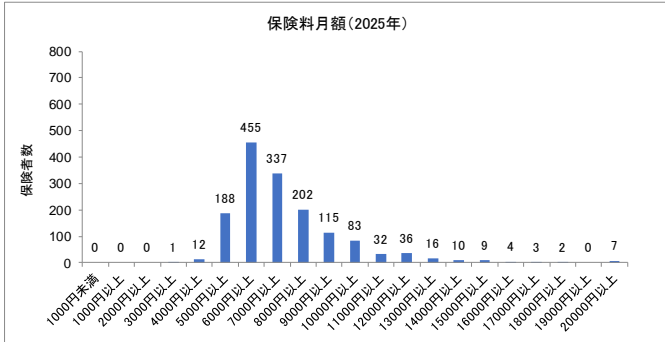
保険者別の要介護認定率の分布、および第 1 号被保険者数との関係を図表 53、図表 54 に示した。2025 年、2030 年、2035 年は 20%以上 25%未満が最も多く、それぞれ 647 保険者（42.8%）、737 保険者（48.7%）、600 保険者（39.7%）であった。2040 年、2045 年は 25%以上 30%未満が最も多く、それぞれ 537 保険者（35.5%）、514 保険者（34.0%）であった。

また、保険者別の要介護認定率の伸び（対第 7 期）の分布、および第 1 号被保険者数との関係を図表 55、図表 56 に示した。2025 年では 1.1 倍以上 1.2 倍未満が 383 保険者（25.3%）、2030 年では 1.2 倍以上 1.3 倍未満が 293 保険者（19.4%）、2035 年では 1.3 倍以上 1.4 倍未満が 267 保険者（17.7%）、2040 年、2045 年では 1.4 倍以上 1.5 倍未満がそれぞれ 278 保険者（18.4%）、270 保険者（17.9%）と最も多かった。

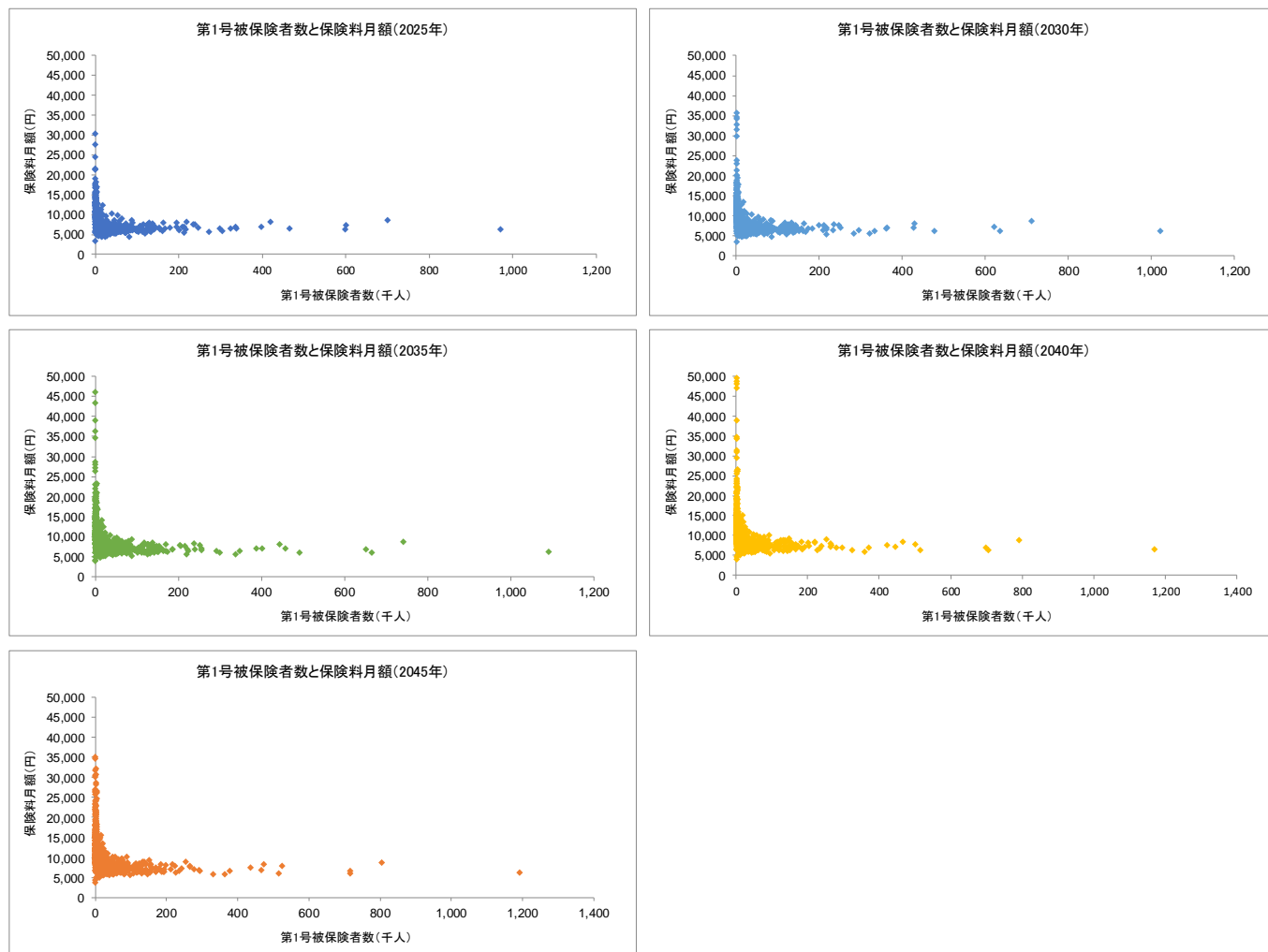
³⁰ ここでの検討における保険者の全数 1,512 保険者に対する割合。以下、同じ。

³¹ 各年度の第 1 号被保険者数による加重平均（月額・準備基金取崩前）

図表 47 保険者別の保険料額の分布(ケース2)

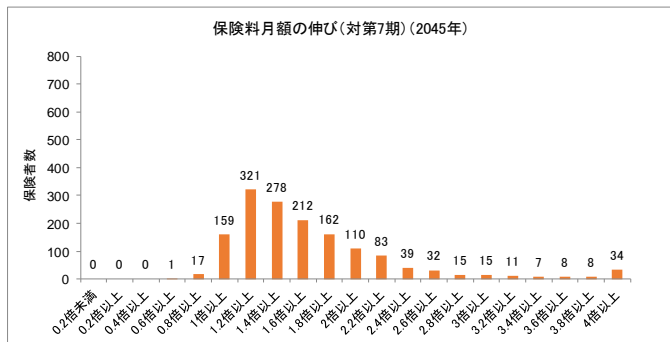
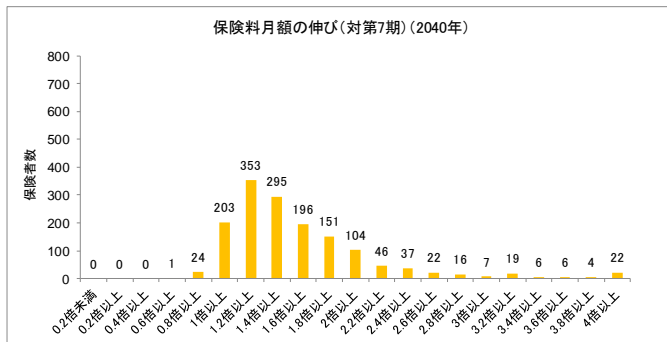
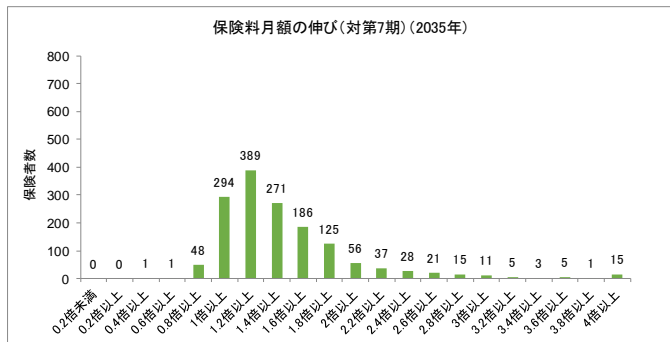
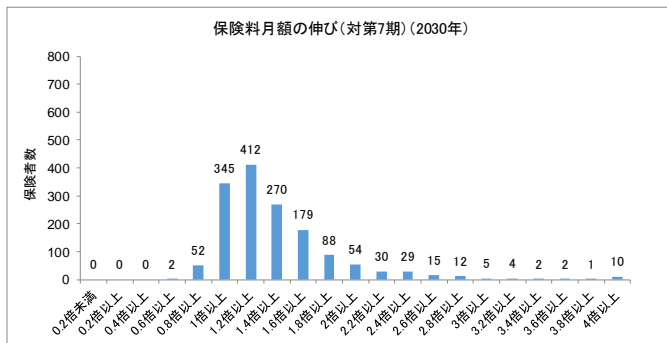
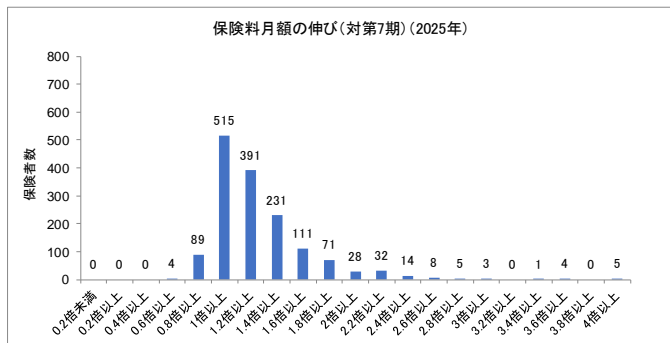


図表 48 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額(ケース2)³²

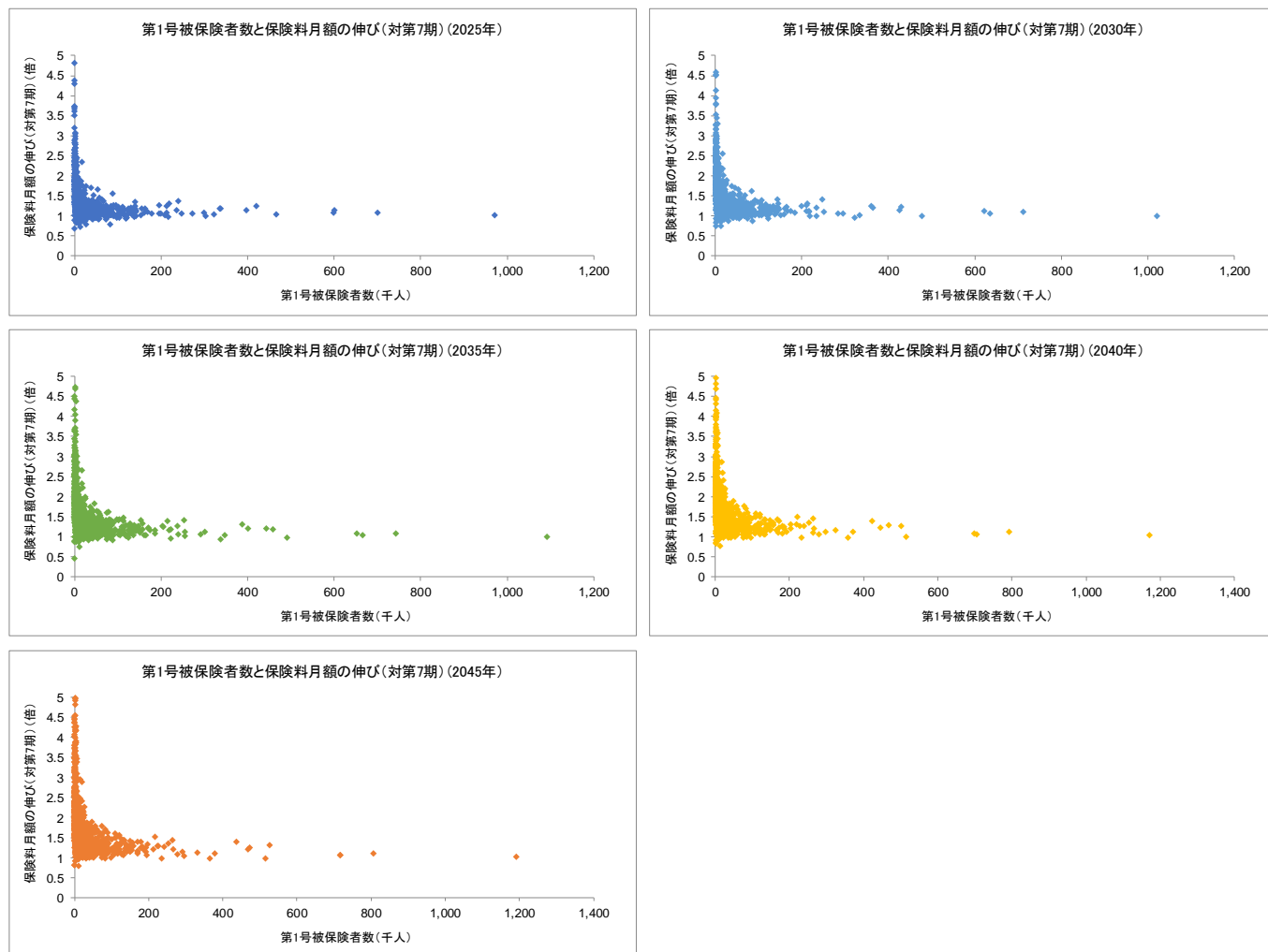


³² 保険者の全数を表示した場合、保険料月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5万円まで表示している。

図表 49 保険者別の保険料額の伸び(対第7期)の分布(ケース2)

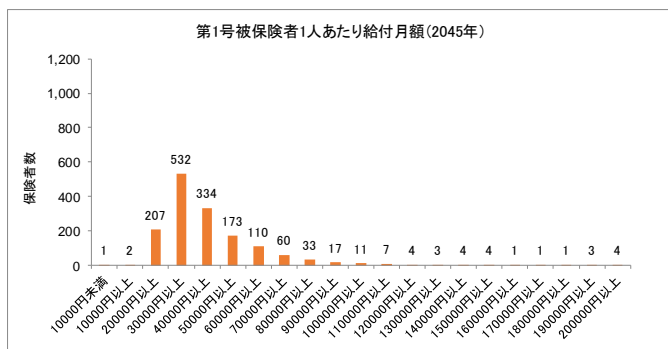
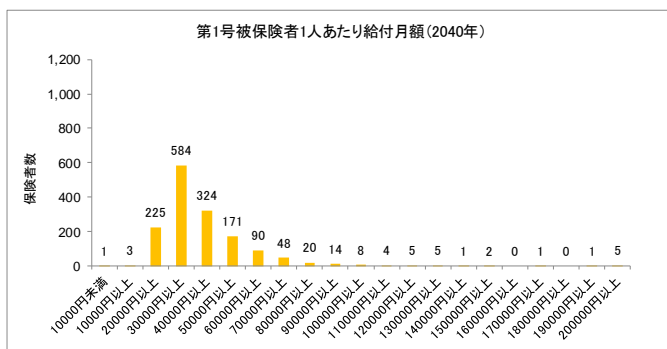
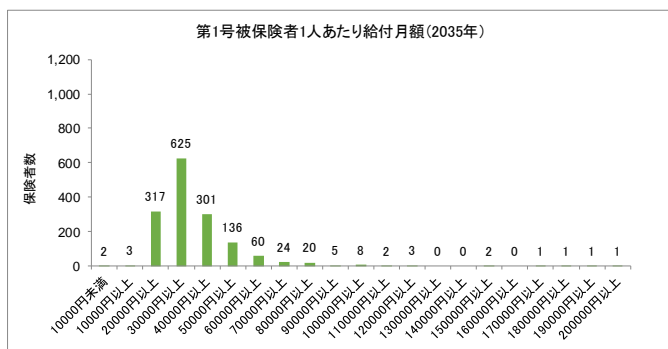
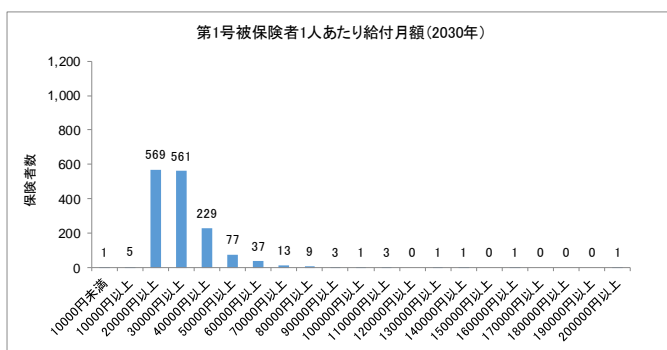
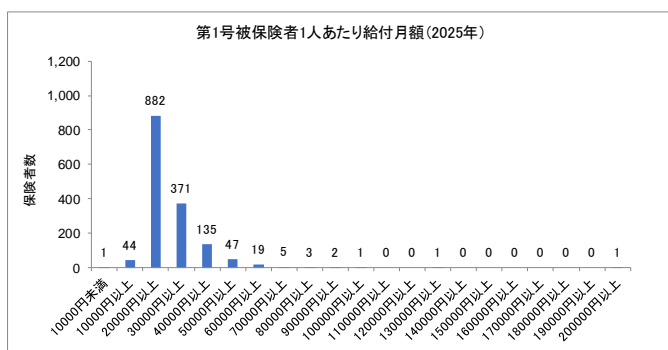


図表 50 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額の伸び(対第7期)(ケース2)³³

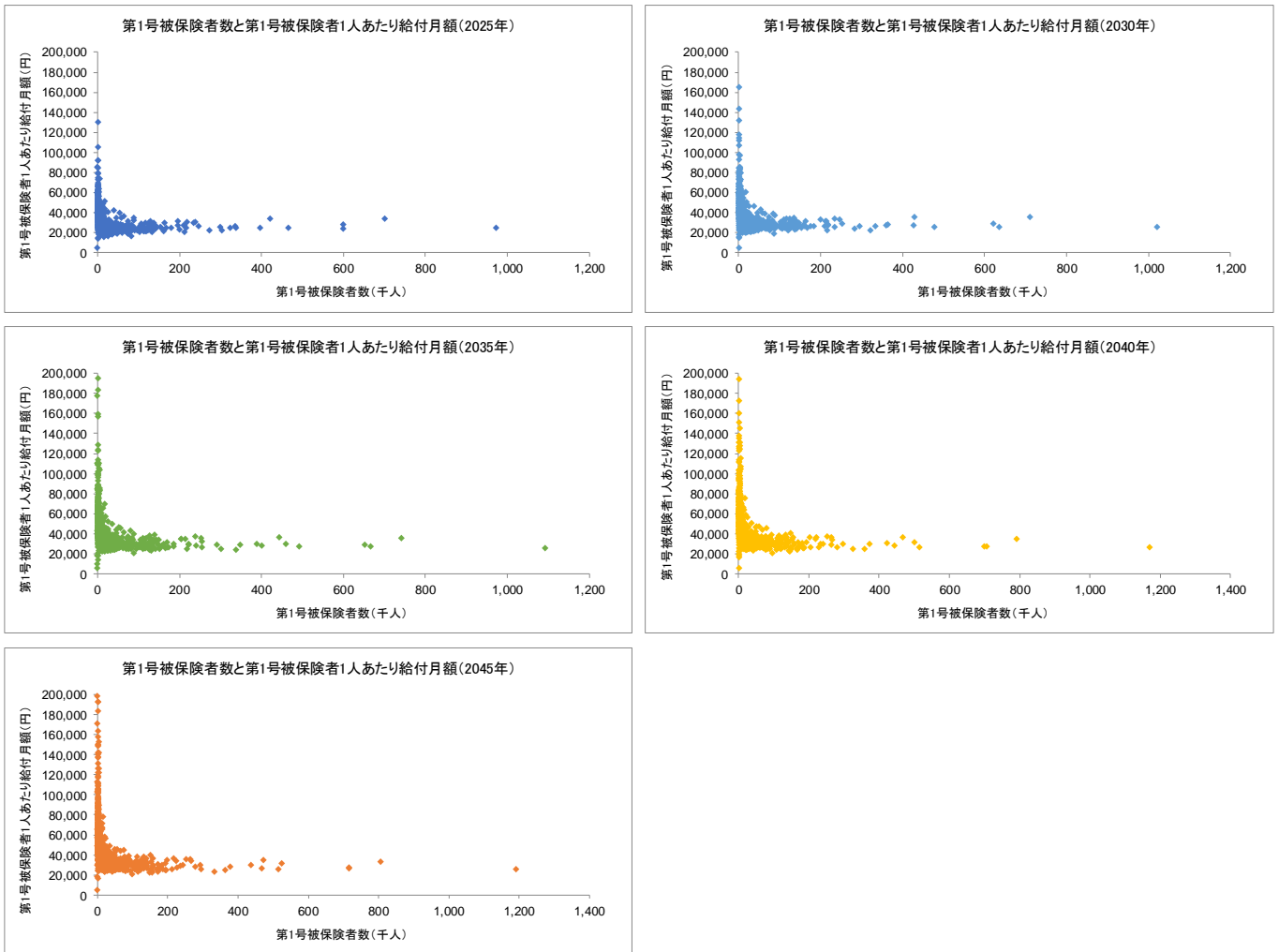


³³ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額伸び(対第7期)(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5倍まで表示している。

図表 51 保険者別の第1号被保険者1人あたり給付月額額の分布(ケース2)

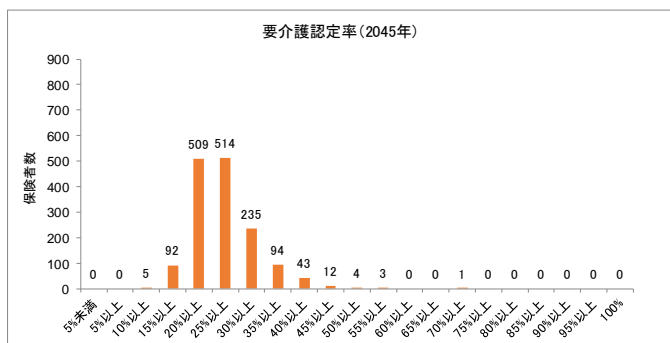
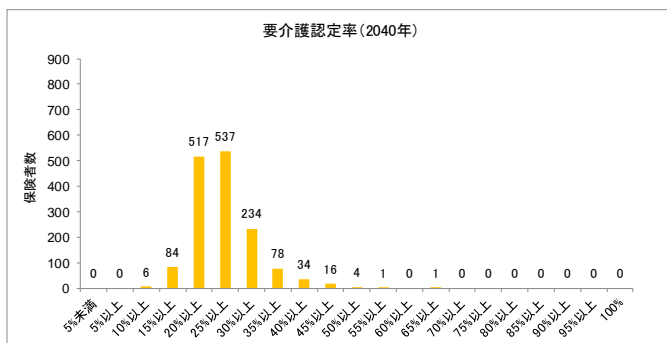
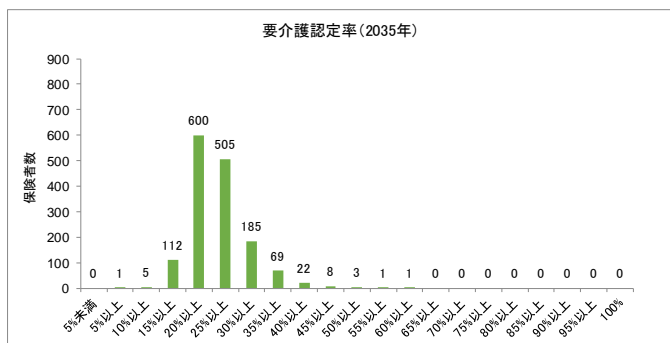
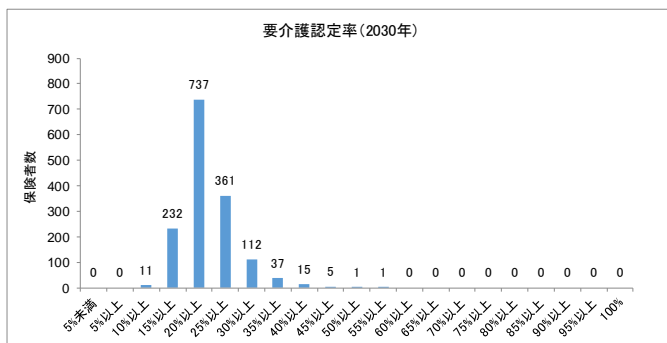
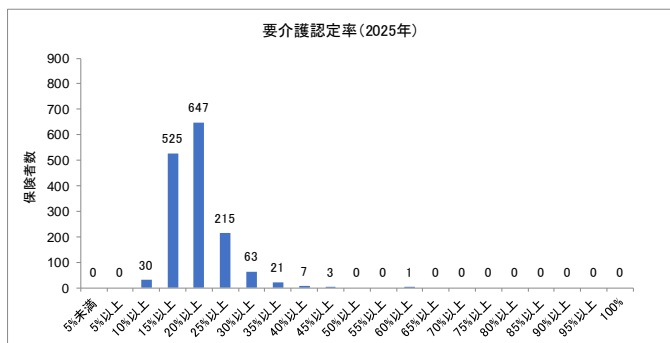


図表 52 保険者規模(第1号被保険者数)と第1号被保険者1人あたり給付月額(ケース2)³⁴

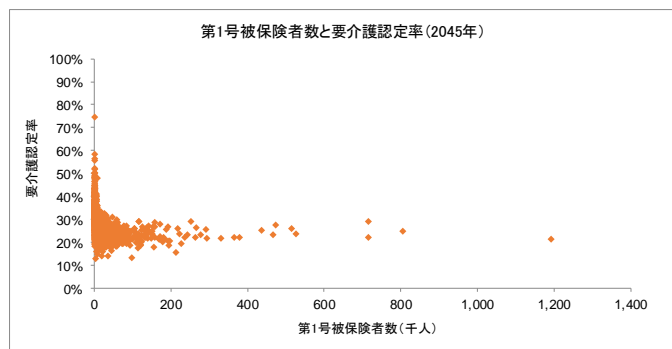
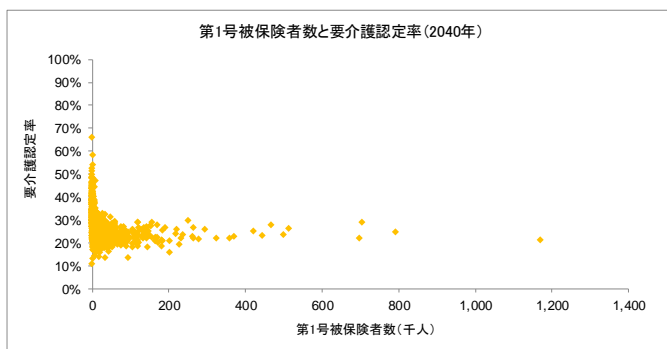
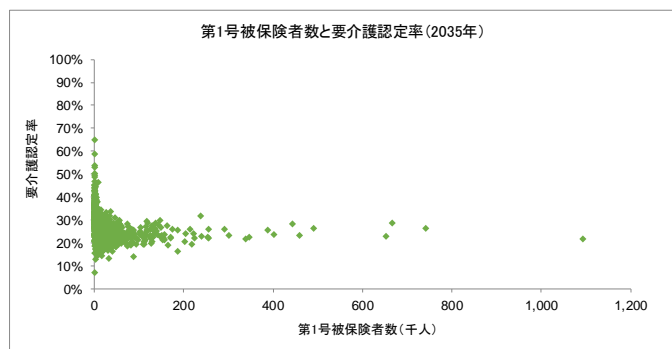
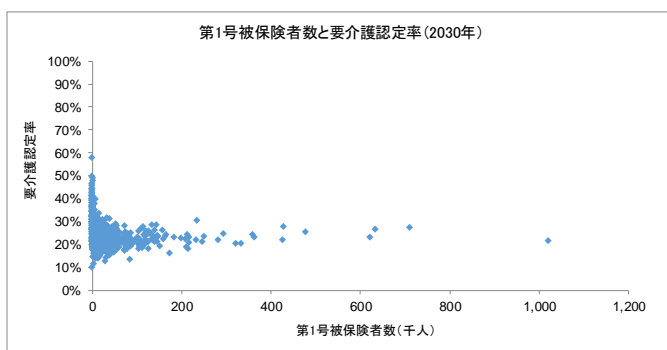
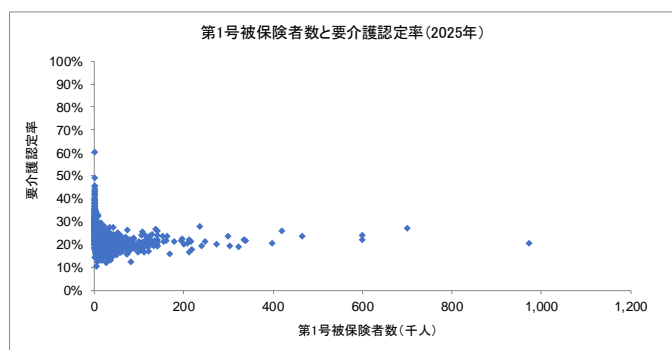


³⁴ 保険者の全数を表示した場合、第1号被保険者1人あたり給付月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を20万円まで表示している。

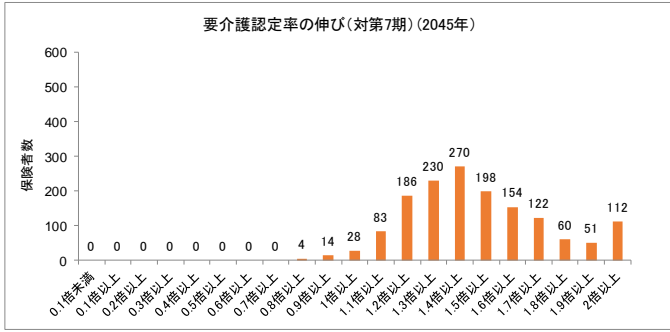
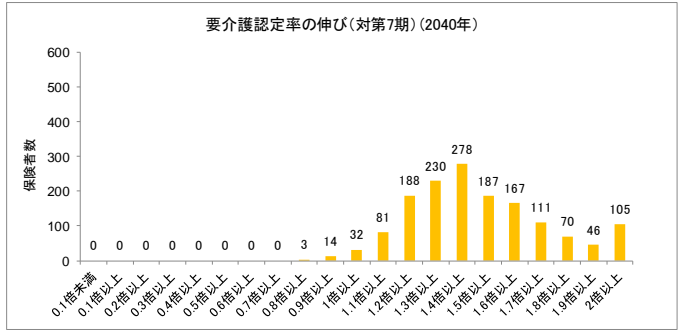
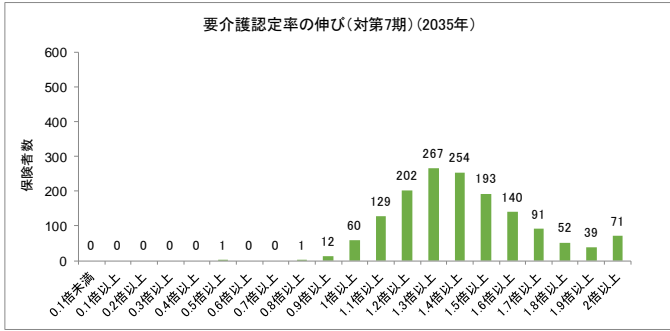
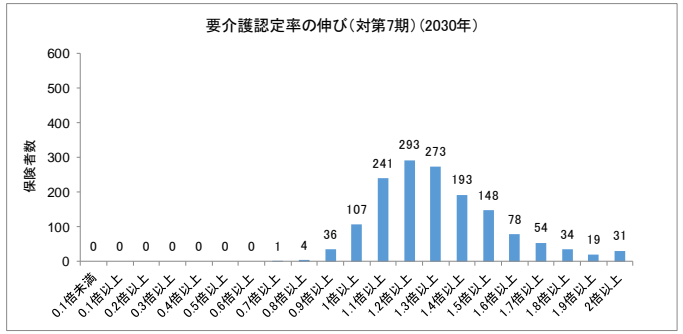
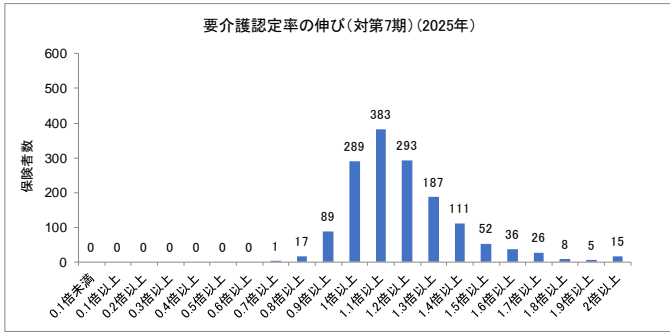
図表 53 保険者別の要介護認定率の分布(ケース2)



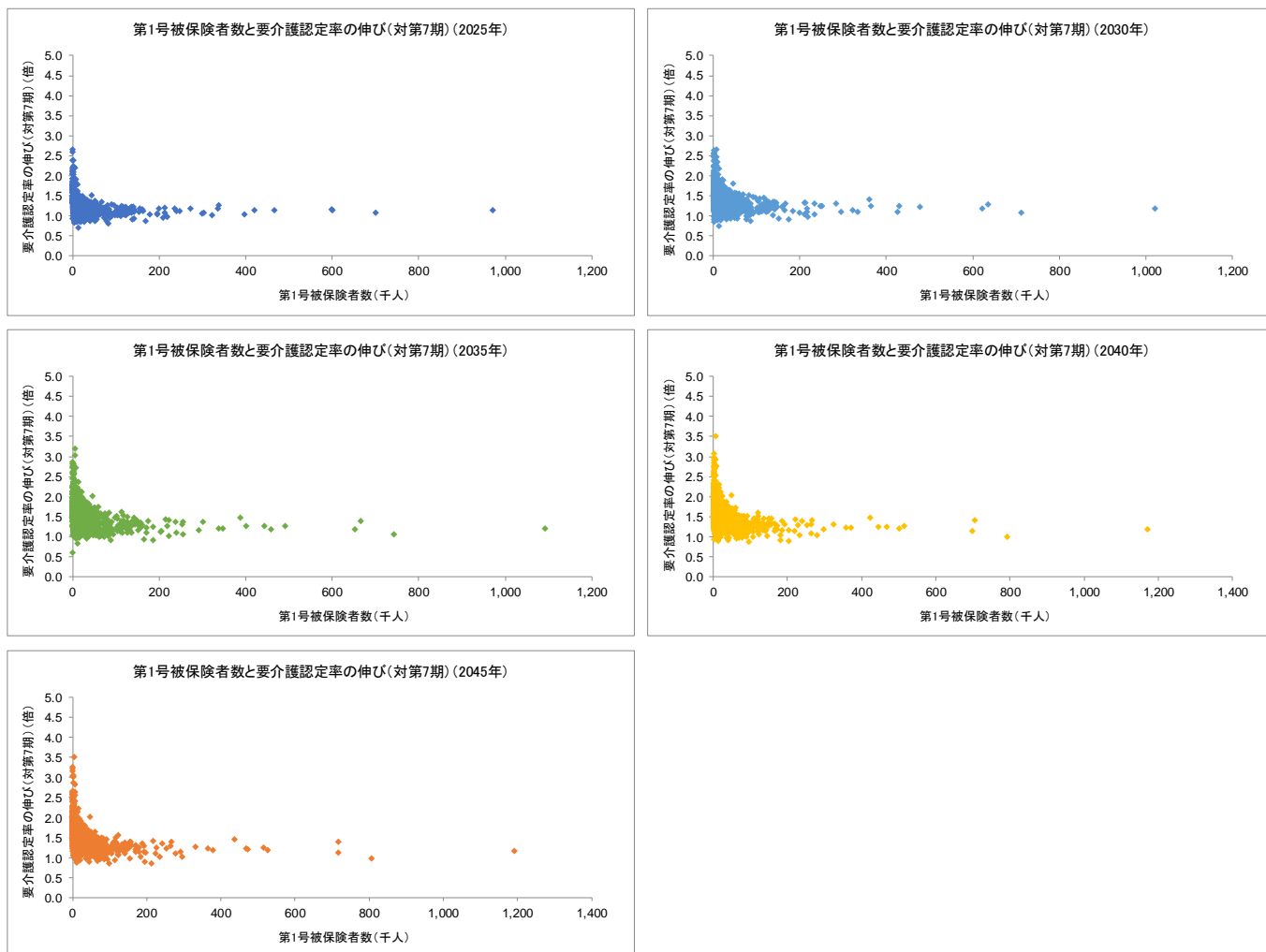
図表 54 保険者規模(第1号被保険者数)と要介護認定率(ケース2)



図表 55 保険者別の要介護認定率の伸び(対第7期)の分布(ケース2)



図表 56 保険者規模(第1号被保険者数)と要介護認定率の伸び(対第7期)(ケース2)



④ ケース 3（上下限±50%）

a) 保険料月額

保険者別の介護保険料額の分布を図表 57 に示した。2025 年は 6,000 円以上 7,000 円未満が 429 保険者（28.4%）³⁵、2030 年、2035 年、2040 年は 7,000 円以上 8,000 円未満がそれぞれ 311 保険者（20.6%）、297 保険者（19.6%）、247 保険者（16.3%）、2045 年は 8,000 円以上 9,000 円未満が 231 保険者（15.3%）と最も多かった。なお、保険料が 1 万円以上と高額な保険者は小規模な保険者（第 1 号被保険者数が少ない保険者）である（図表 58）。

なお、全国の介護保険料額³⁶は、2025 年は 6,720 円、2030 年は 7,160 円、2035 年は 7,330 円、2040 年は 7,770 円、2045 年は 7,940 円であった。

また、保険者別の保険料額の伸び（対第 7 期）の分布は図表 59 のとおりである。2025 年では 1 倍以上 1.2 倍未満が 489 保険者（32.3%）と最も多く、2030 年、2035 年、2040 年、2045 年では 1.2 倍以上 1.4 倍未満がそれぞれ 331 保険者（21.9%）、296 保険者（19.6%）、263 保険者（17.4%）、240 保険者（15.9%）と最も多かった。保険者規模（第 1 号被保険者数）と保険料額の伸び（対第 7 期）の関係は図表 60 に示した。

b) 第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額

保険者別の第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額の分布、および第 1 号被保険者数との関係を図表 61、図表 62 に示した。2025 年では 2 万円以上 3 万円未満が 853 保険者（56.4%）、2030 年、2035 年、2040 年、2045 年は 3 万円以上 4 万円未満がそれぞれ 538 保険者（35.6%）、544 保険者（36.0%）、478 保険者（31.6%）、430 保険者（28.4%）と最も多かった。

c) 要介護認定率

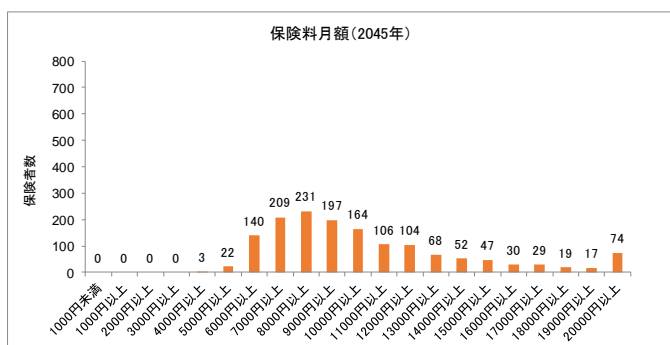
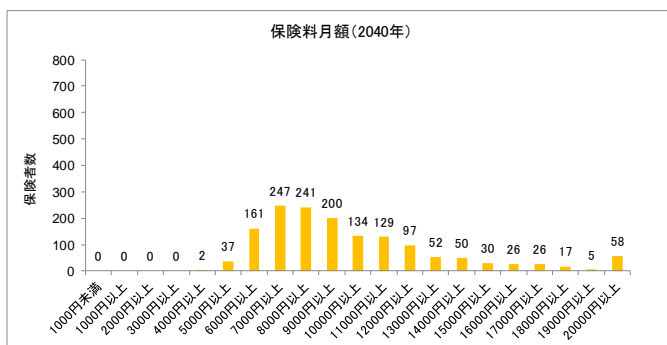
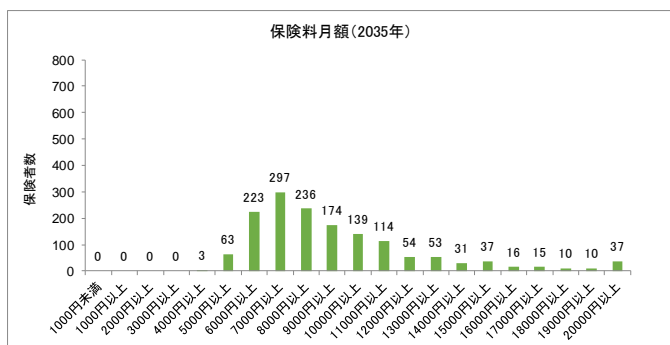
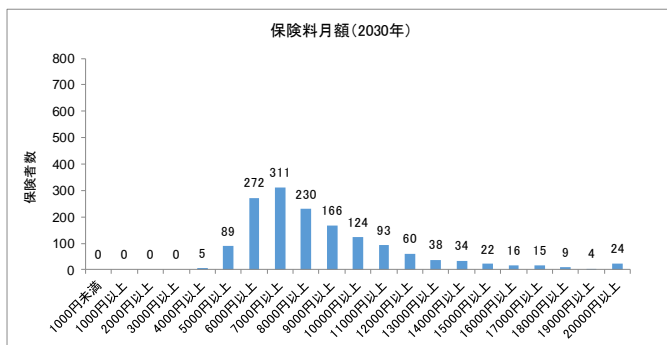
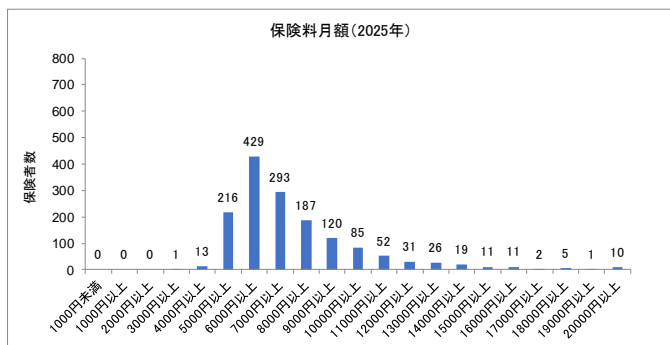
保険者別の要介護認定率の分布、および第 1 号被保険者数との関係を図表 63、図表 64 に示した。2025 年、2030 年は 20%以上 25%未満が最も多く、それぞれ 615 保険者（40.7%）、650 保険者（43.0%）であった。2035 年、2040 年、2045 年は 25%以上 30%未満が最も多く、それぞれ 502 保険者（33.2%）、497 保険者（32.9%）、486 保険者（32.1%）であった。

また、保険者別の要介護認定率の伸び（対第 7 期）の分布、および第 1 号被保険者数との関係を図表 65、図表 66 に示した。2025 年では 1.1 倍以上 1.2 倍未満が 346 保険者（22.9%）、2030 年では 1.3 倍以上 1.4 倍未満が 241 保険者（15.9%）、2035 年では 1.4 倍以上 1.5 倍未満が 205 保険者（13.6%）、2040 年では 1.5 倍以上 1.6 倍未満が 199 保険者（13.2%）、2045 年では 1.4 倍以上 1.5 倍未満が 210 保険者（13.9%）と最も多かった。

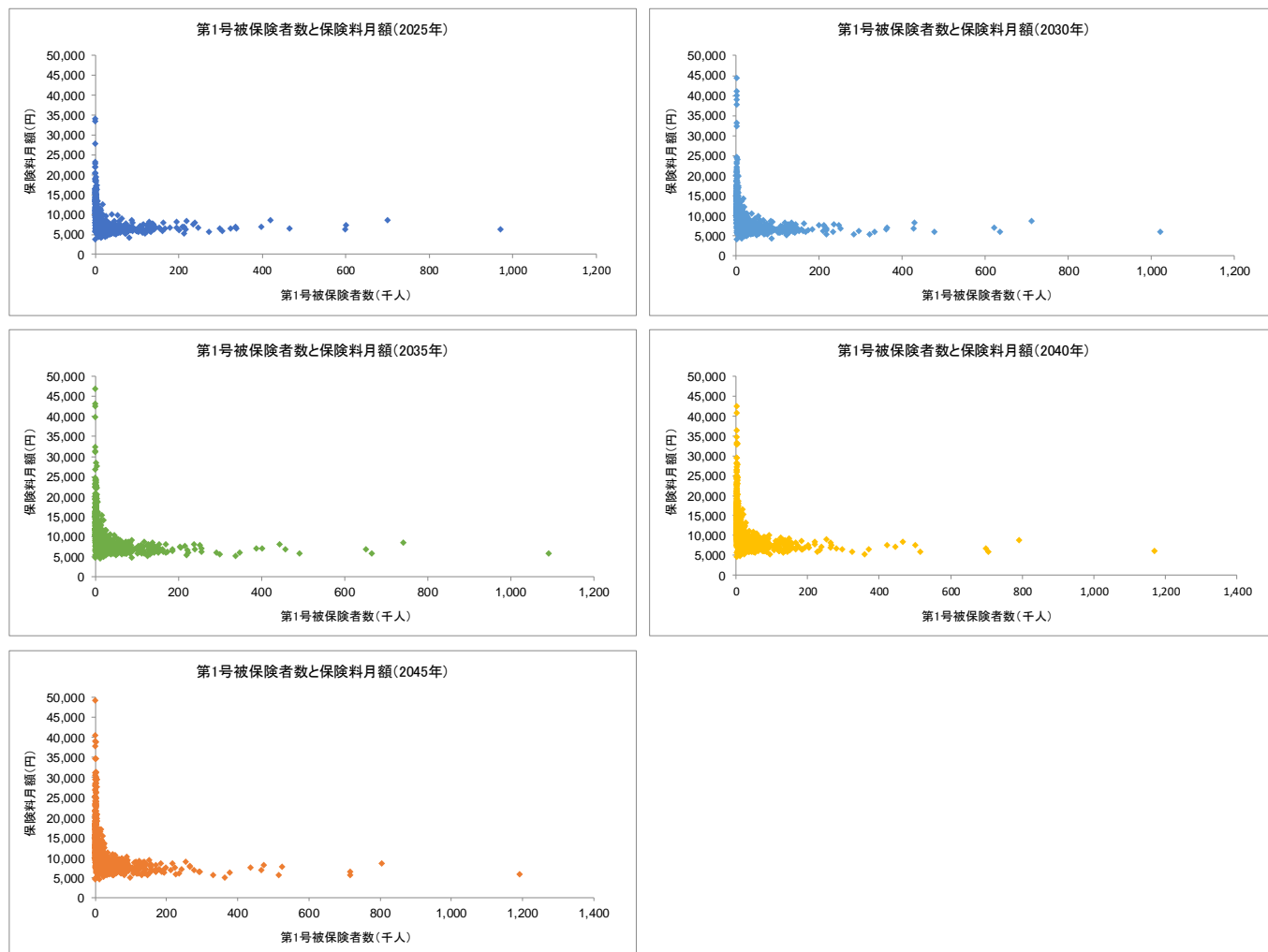
³⁵ ここでの検討における保険者の全数 1,512 保険者に対する割合。以下、同じ。

³⁶ 各年度の第 1 号被保険者数による加重平均（月額・準備基金取崩前）

図表 57 保険者別の保険料額の分布(ケース3)

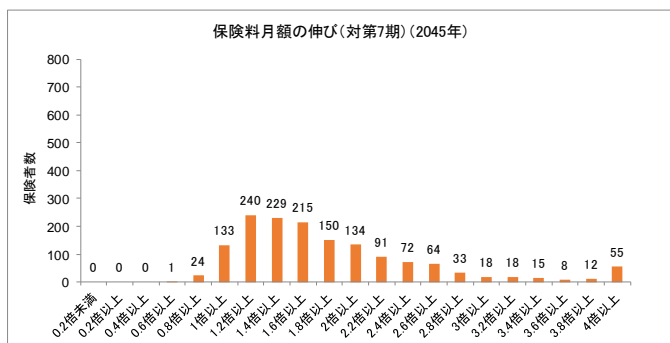
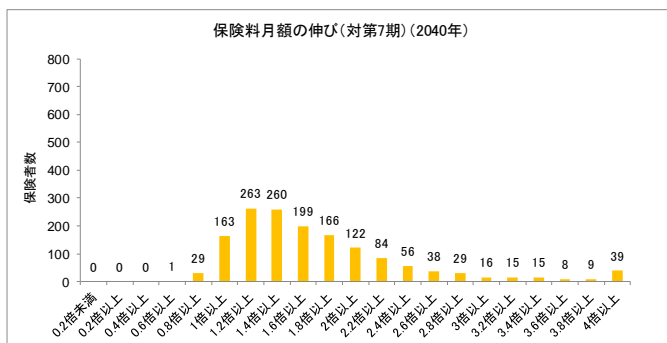
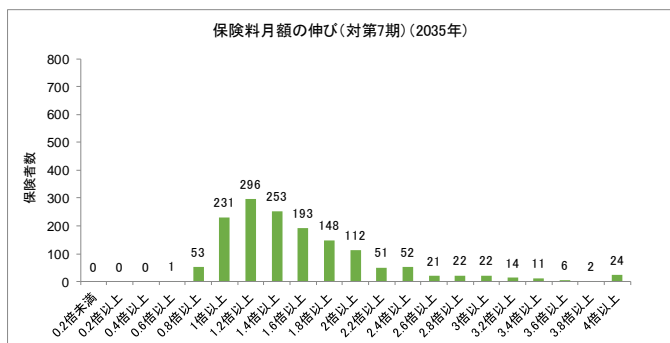
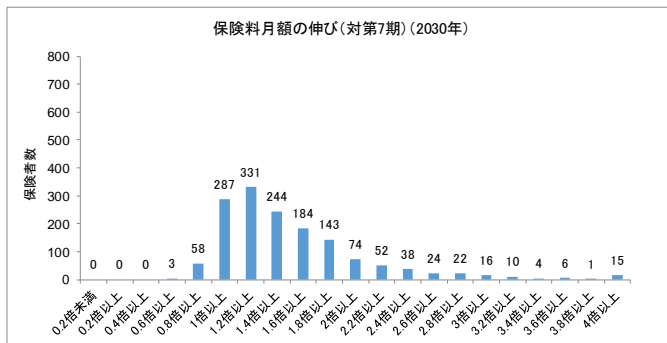
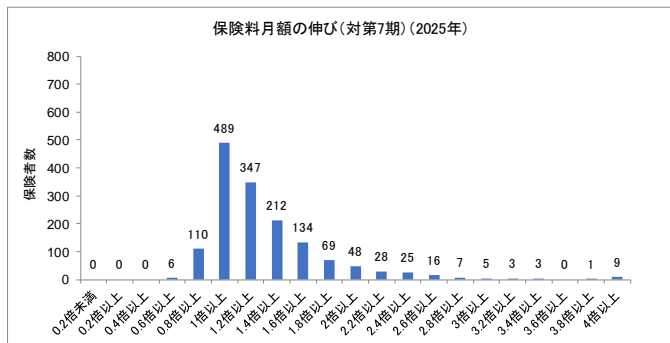


図表 58 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額(ケース3)³⁷

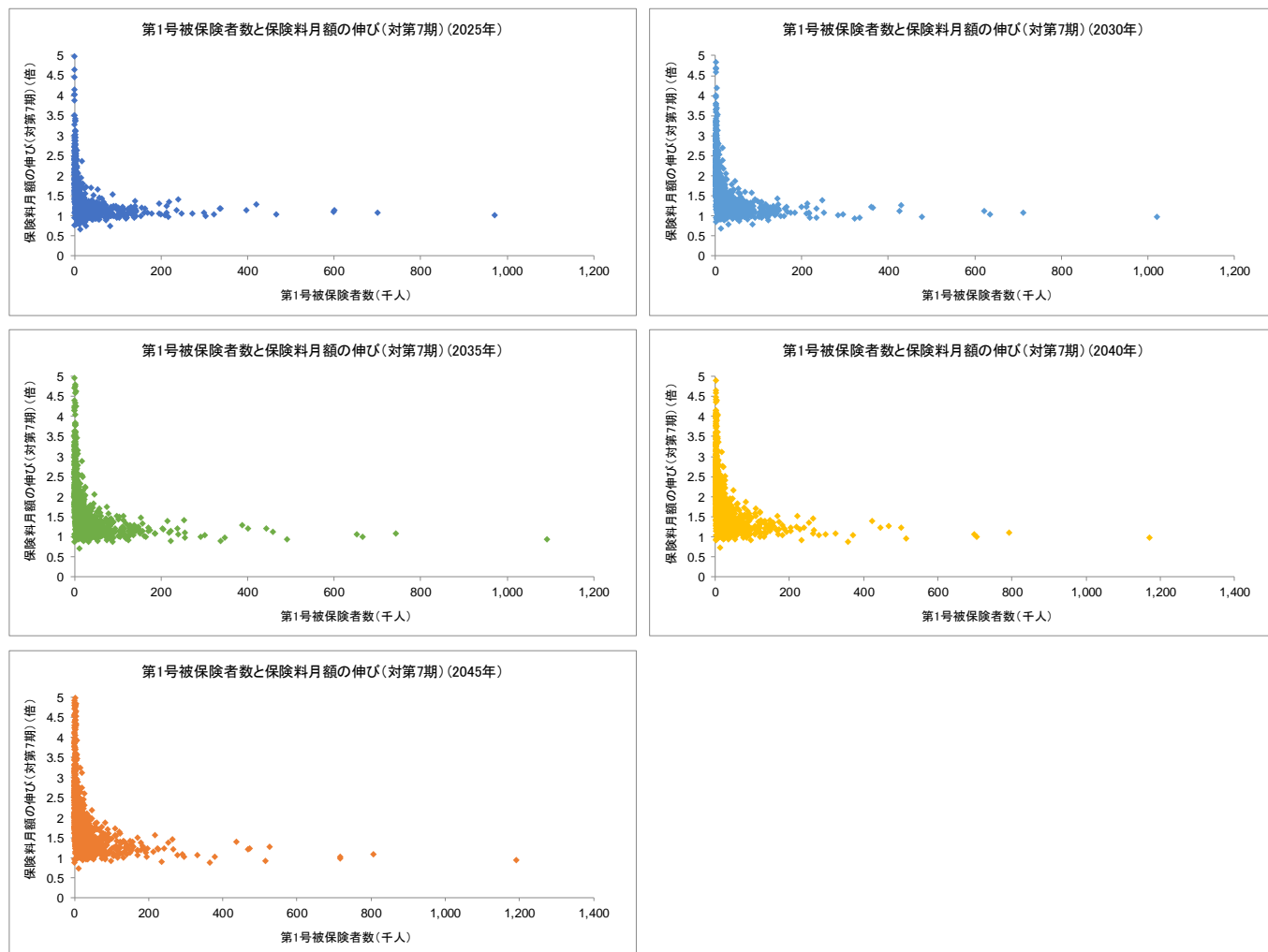


³⁷ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5万円まで表示している。

図表 59 保険者別の保険料額の伸び(対第7期)の分布(ケース3)

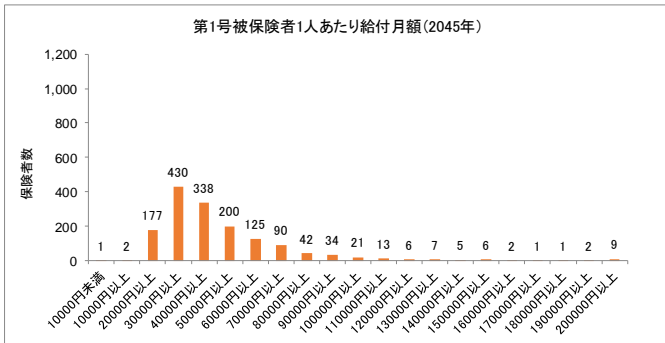
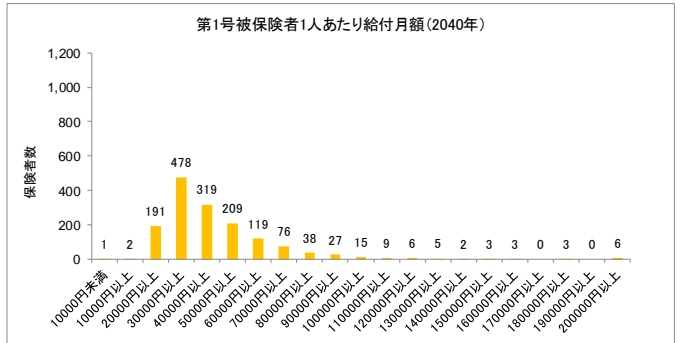
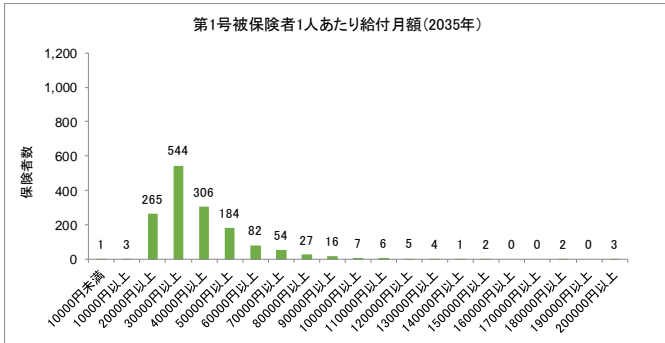
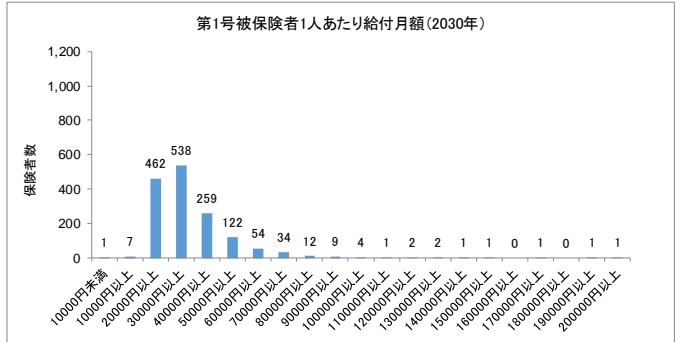
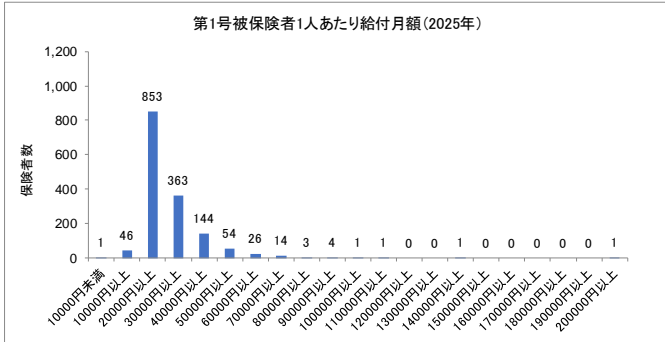


図表 60 保険者規模(第1号被保険者数)と保険料額の伸び(対第7期)(ケース3)³⁸

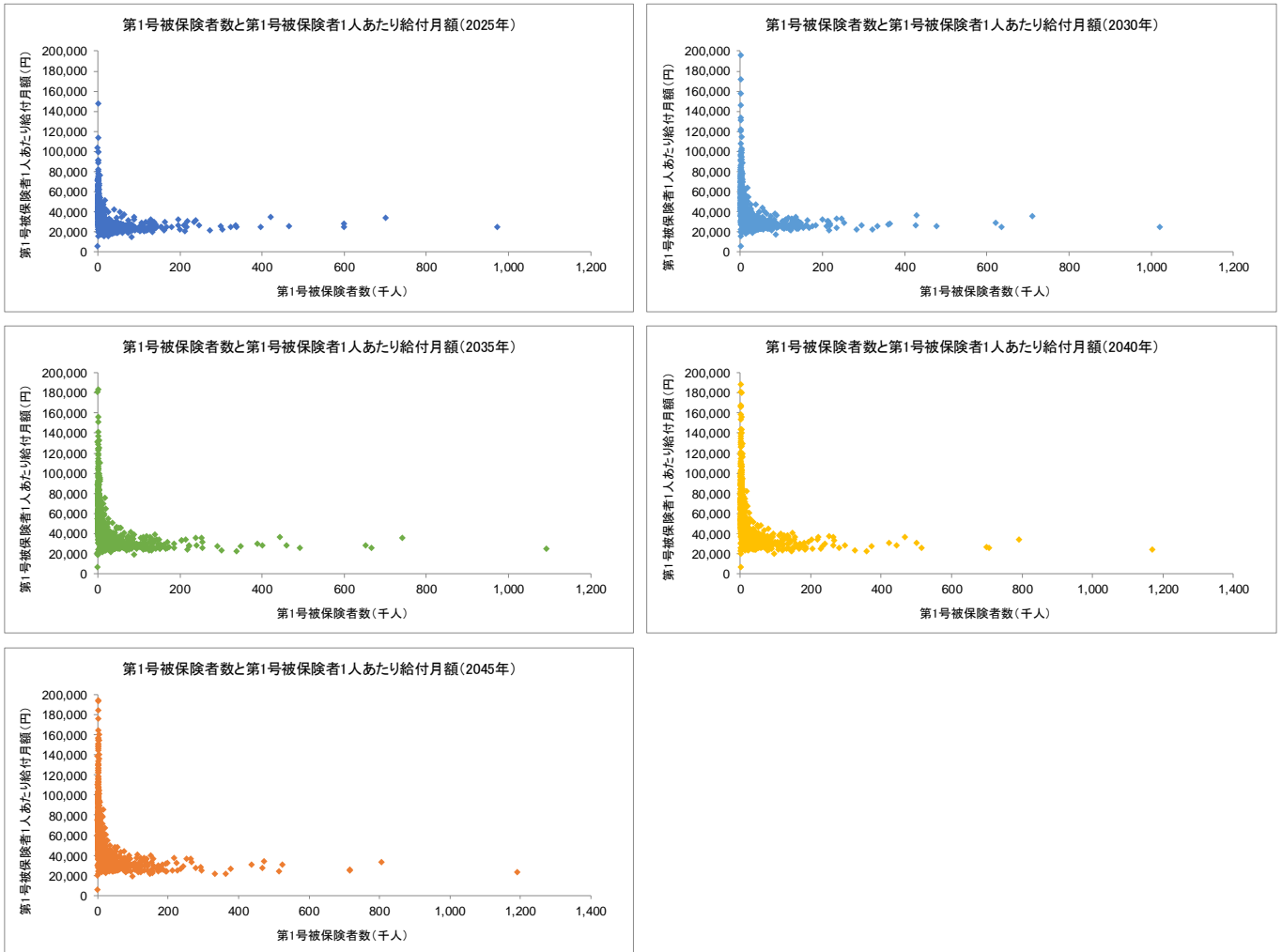


³⁸ 保険者の全数を表示した場合、保険料月額伸び(対第7期)(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を5倍まで表示している。

図表 61 保険者別の第1号被保険者1人あたり給付月額分布(ケース3)

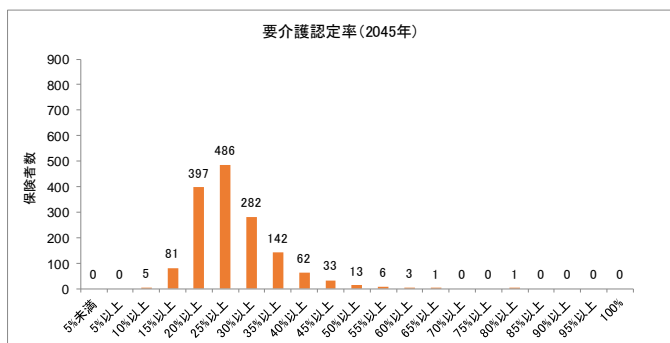
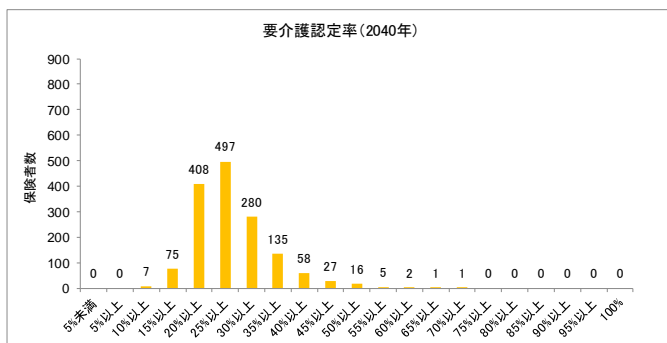
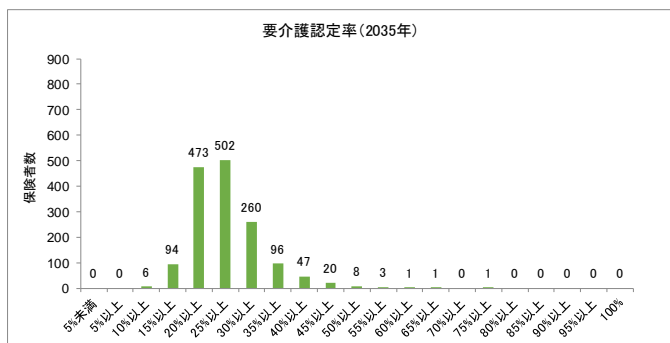
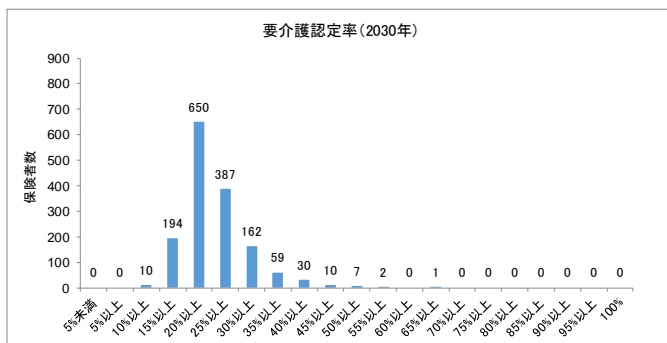
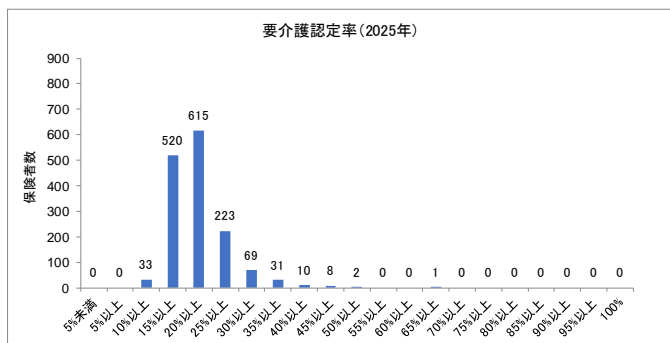


図表 62 保険者規模(第1号被保険者数)と第1号被保険者1人あたり給付月額(ケース3)³⁹

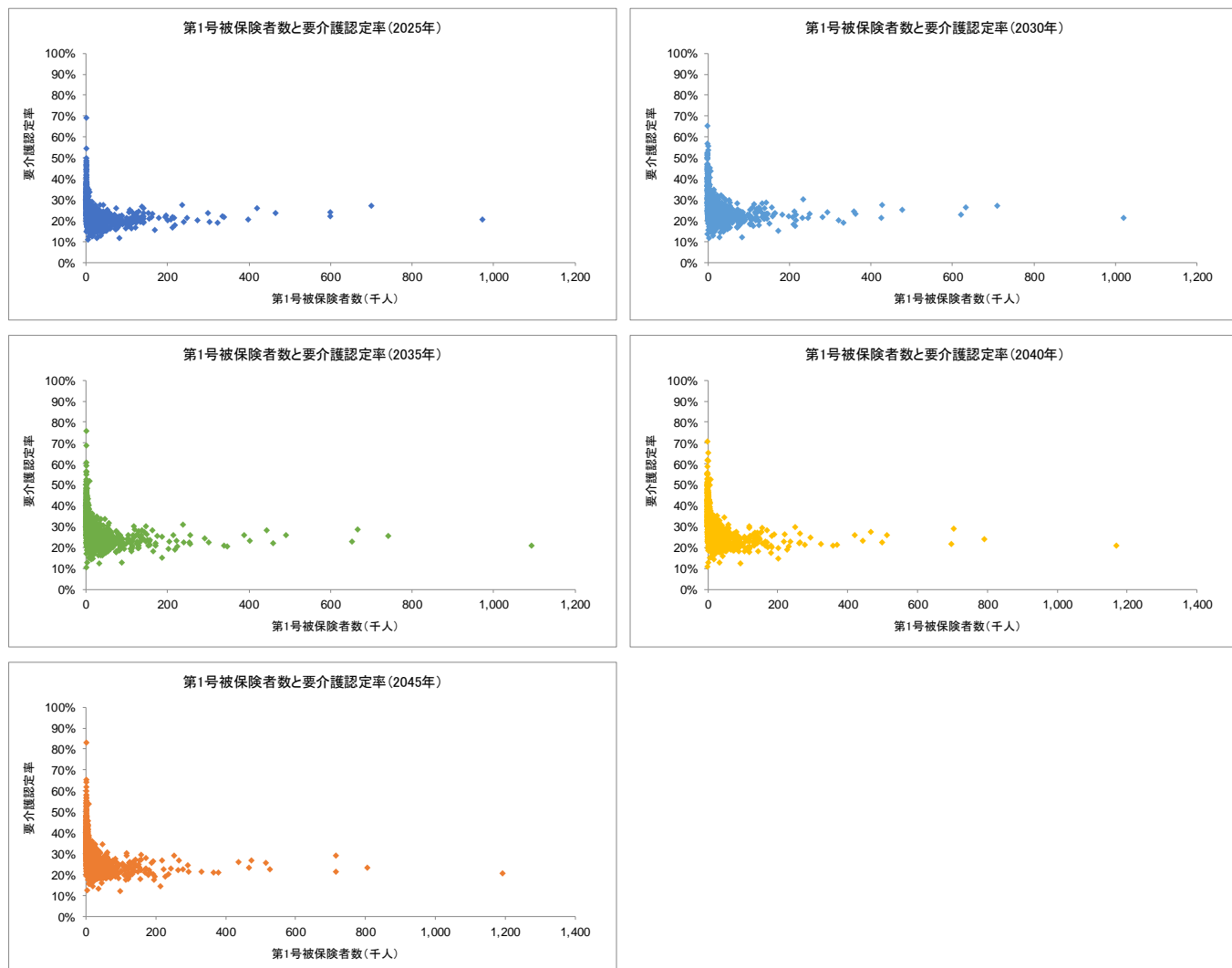


³⁹ 保険者の全数を表示した場合、第1号被保険者1人あたり給付月額(縦軸)の最大値が大きく、散布図が見にくいいため、ここでは縦軸を20万円まで表示している。

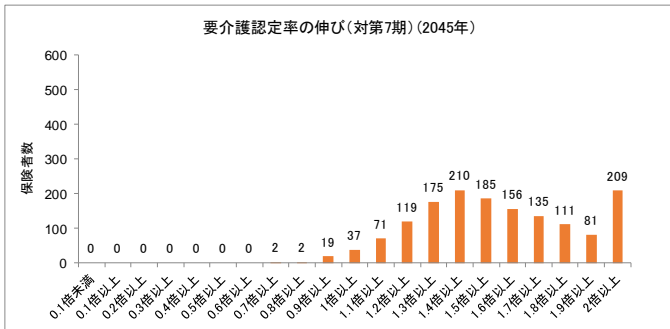
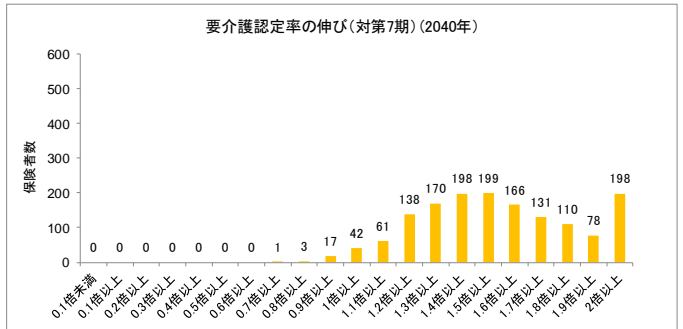
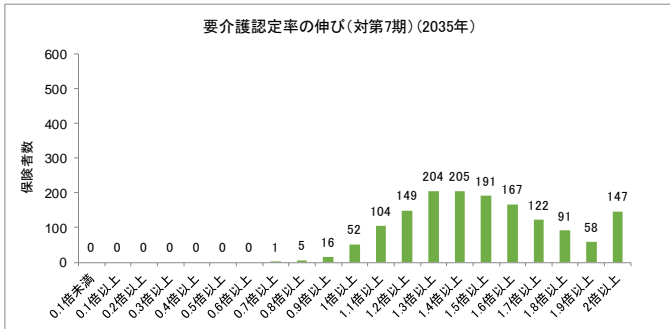
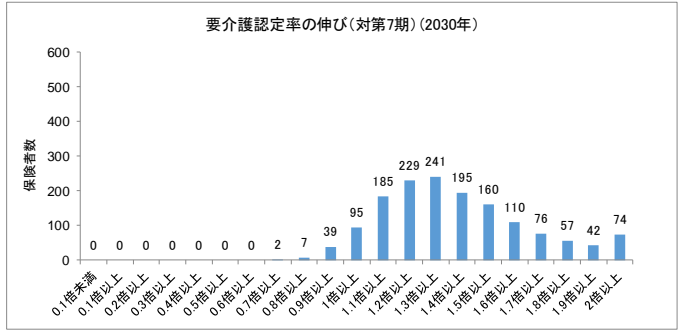
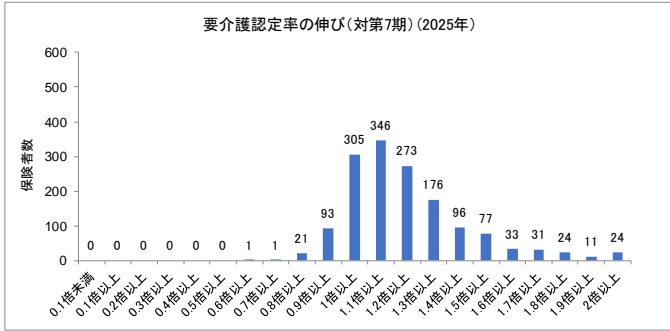
図表 63 保険者別の要介護認定率の分布(ケース3)



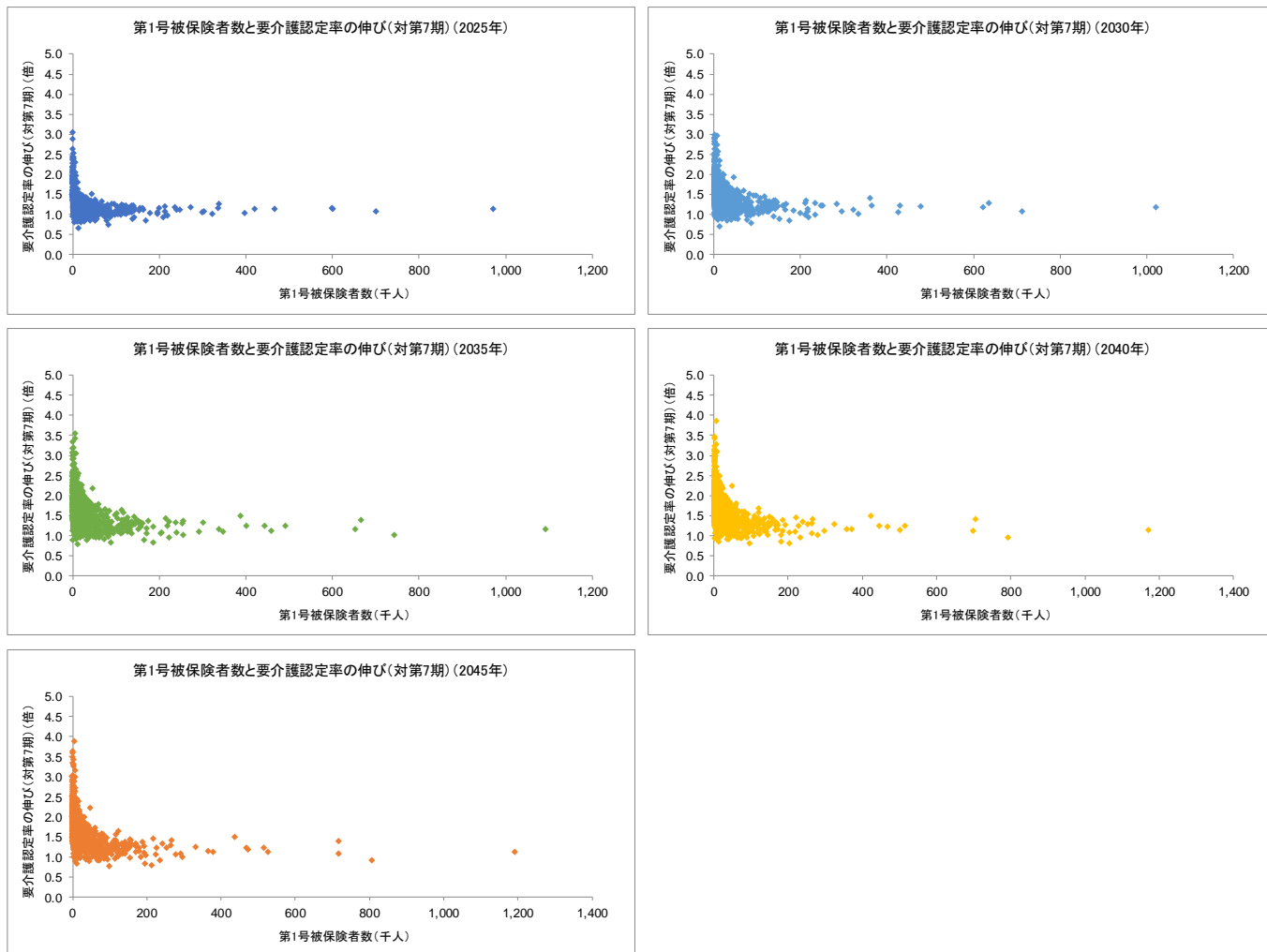
図表 64 保険者規模(第1号被保険者数)と要介護認定率(ケース3)



図表 65 保険者別の要介護認定率の伸び(対第7期)の分布(ケース3)



図表 66 保険者規模(第1号被保険者数)と要介護認定率の伸び(対第7期)(ケース3)



3) 推計結果の分析

推計した4ケースにおける2025年、2030年、2035年、2040年、2045年の全国の介護保険料額（月額・加重平均）を図表67に整理した。

基本ケースでは、2045年における全国の介護保険料額は第7期保険料に対して約2倍に増加おり、第7期推計用ワークシートを用いた推計と比較すると伸びが鈍化している。これは、要介護認定やサービス利用の伸びの動向が、実態として、H29～R1年度では第6期（H27～H29年度）中よりも鈍化していることを反映したものと考えられる。ただし、基本ケースでは、伸びは鈍化しているものの、その推移は2045年まで長期的に継続すると仮定されており、介護保険制度の浸透を考慮すると、現実的にはさらに伸びが鈍化したケース1～3に収束することが想定される。

図表67 全国の介護保険料額(月額・加重平均)

第7期		2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
5,869円	基本ケース	6,650円 (+13.4%)	7,330円 (+24.9%)	8,210円 (+39.9%)	9,710円 (+65.5%)	11,120円 (+89.5%)
	ケース1	6,670円 (+13.6%)	6,920円 (+17.9%)	7,070円 (+20.5%)	7,450円 (+26.9%)	7,610円 (+29.7%)
	ケース2	6,730円 (+14.8%)	7,070円 (+20.5%)	7,220円 (+23.0%)	7,630円 (+30.0%)	7,790円 (+32.8%)
	ケース3	6,720円 (+14.6%)	7,160円 (+22.1%)	7,330円 (+25.0%)	7,770円 (+32.4%)	7,940円 (+35.4%)

*) ()は、第7期保険料⁴⁰を基準とした伸び率である。

⁴⁰ 厚生労働省 第7期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207410.html> (最終アクセス日:2020年4月1日)



第3章 2040 年における介護保険料等 のシミュレーション

第3章 2040年における介護保険料等のシミュレーション

I. 介護保険料等のシミュレーションに係る検討

(1) 推計シナリオの検討

第2章において推計した将来のサービス見込み量および介護保険料について、2040年を見据えた検討を行うための基礎資料を得ることを目的とし、さらに各種の推計シナリオを想定したシミュレーションを実施した。想定した推計シナリオは以下のとおりである。

1) 保険者による施策反映

2040年に向けては、地域ごとに異なる介護ニーズの動態を踏まえ、サービス見込み量を設定することが必要である。また、サービス基盤の整備においては、サービスごとの整備と「介護離職ゼロサービス」の推進との関係も踏まえることが重要である。そこで、第2章IIで実施した第8期推計用ワークシートを用いた推計のケース1において、さらに保険者による施策反映を4ケースによって見込んだ。具体的な施策反映の内容は図表68のとおりである。

また、サービス基盤の整備においては、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に実施することも重要であり、2040年における介護予防・日常生活支援総合事業のサービス量についても推計を検討した。

図表 68 施策反映のケース

ケース	施策反映の内容
ケース 1-1	<p>【特養・老健・療養型】 利用率を、R1 を起点に H30→R1 の伸びにより算定</p> <p>【介護医療院】 療養型の転換分＋医療療養の転換分 医療療養転換分(7,436 人)は足元の介護医療院利用者数で要介護度別に按分</p> <p>介護医療院利用者数 ＝H30 介護医療院利用者数＋H30 介護療養型医療施設利用者数 －介護療養型医療施設利用者数＋医療療養転換分</p> <p>【上記以外のサービス】 施策反映なし</p>
ケース 1-2	<p>【療養型・介護医療院以外のサービス】 サービス別・予防給付／介護給付別に第 7 期推計と同人数を増減 施策反映人数＝第 7 期施策反映後推計値－第 7 期自然体推計値</p> <p>【療養型・介護医療院】 ケース 1-1 と同様</p>
ケース 1-3	<p>【療養型・介護医療院以外のサービス】 サービス別・予防給付／介護給付別に第 7 期推計と自然体推計値に対する割合が同水準となる人数を増減 施策反映分＝第 8 期自然体推計値×(第 7 期施策反映人数÷第 7 期自然体推計値)</p> <p>【療養型・介護医療院】 ケース 1-1 と同様</p>
ケース 1-4	<p>【療養型・介護医療院以外のサービス】 サービス別・予防給付／介護給付別に第 7 期推計と要介護(支援)認定者数に対する割合が同水準となる人数を増減 施策反映分 ＝第 8 期要介護(支援)認定者数×(第 7 期施策反映人数÷第 7 期要介護(支援)認定者数)</p> <p>【療養型・介護医療院】 ケース 1-1 と同様</p>

2) 給付費の範囲・利用者の自己負担割合の変更

第2章Iで実施した第7期推計用ワークシートを用いた推計のケース2において、さらに給付費の範囲や利用者の自己負担割合の変更を4ケースによって見込んだ。具体的なケースは以下のとおりである。

図表 69 給付費の範囲・利用者の自己負担割合の変更のケース

ケース	シミュレーション内容
ケース2-1	介護サービスのみを給付費の範囲とする。
ケース2-2	介護予防支援・居宅介護支援費の1割を利用者の自己負担とする。
ケース2-3	介護予防支援・居宅介護支援費の2割を利用者の自己負担とする。
ケース2-4	第1号被保険者のうち、高所得者の増加を見込む。 *) 各所得段階(第6段階以上)において、被保険者の5%を次の段階に移動

3) 第1号保険料・第2号保険料の負担割合の変更

総給付費のうち、保険料負担で賄うこととされている50%分について、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合を調整した。

(2) シミュレーション結果

1) 保険者による施策反映

第 8 期に施策反映を実施した場合⁴¹、全国の介護保険料額⁴²およびサービス見込み量⁴³の推計結果は図表 70、図表 71 のとおりである。

第 7 期推計と自然体推計に対する割合が同水準となるように施策反映した場合（ケース 1-3）において最もサービス見込み量が増加し、介護保険料が高かった。次いで、第 7 期推計と要介護認定者数に対する割合が同水準となるよう施策反映した場合（ケース 1-4）、第 7 期推計と同人数を施策反映した場合（ケース 1-2）が同程度のサービス見込み量の増加と介護保険料額であった。

図表 70 全国の介護保険料の推計結果

第7期	第8期				
	自然体 ⁴⁴	施策反映			
		ケース 1-1	ケース 1-2	ケース 1-3	ケース 1-4
5,869 円	5,960 円 (+1.6%)	6,020 円 (+2.6%)	6,130 円 (+4.4%)	6,220 円 (+6.0%)	6,130 円 (+4.4%)
	6,040 円 (+2.9%)	6,100 円 (+3.9%)	6,200 円 (+5.6%)	6,290 円 (+7.2%)	6,220 円 (+6.0%)

*) () は、第 7 期保険料⁴⁵を基準とした伸び率

*) 上段は認定率・利用率の動向を加味した場合、下段は認定率・利用率を R1 実績で一定とした場合

⁴¹ ケース 1～3 は第 8 期の給付費の推計結果に第 7 期推計時における施策反映分の給付費(各サービスの施策反映分×1人あたり給付費、予防給付・介護給付の別に算出)を加味したのみの粗い推計。

⁴² 第 7 期は第 1 号被保険者数による加重平均、第 8 期は全国 1,579 保険者を 1 保険者と見なした推計によって算出した保険料額(月額・準備基金取崩前)。

⁴³ 第 8 期は全国 1,579 保険者を 1 保険者と見なした推計結果。

⁴⁴ 第 2 章 II で実施した第 8 期推計用ワークシートを用いた推計のケース 1

⁴⁵ 厚生労働省 第 7 期計画期間における介護保険の第 1 号保険料及びサービス見込み量等について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207410.html> (最終アクセス日:2020 年 4 月 1 日)

図表 71 サービス見込み量の推計結果(介護離職ゼロサービス分)

(認定率・利用率の動向を加味した場合)

(万人)

	第5期実績 (2015年3月)	第7期実績 (2018年)	第7期実績 (2019年)	第8期(2023年)				
				自然体	施策反映			
					ケース1-1	ケース1-2	ケース1-3	ケース1-4
特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	54.0	59.9	61.4	61.4	68.4	67.0	67.2	67.0
老人保健施設	35.0	35.5	35.6	35.6	36.0	37.9	37.9	37.9
介護療養型医療施設	6.0	4.3	3.4	3.4	0.1	0.1	0.1	0.1
介護医療院		0.4	2.8	2.8	5.4	5.4	5.4	5.4
ケアハウス(特定(地域密着型含む)×0.08)	1.6	1.9	2.0	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6
グループホーム	18.0	20.2	20.7	23.1	23.3	24.4	24.5	24.4
定期巡回・随時対応型サービス	1.0	2.2	2.6	4.4	4.3	4.5	4.6	4.5
小規模多機能型居宅介護	8.0	10.7	11.2	13.7	13.6	15.0	15.1	15.0
看護小規模多機能型居宅介護	0.3	1.0	1.3	2.6	2.5	3.1	3.5	3.1
介護サービス計	123.9	136.1	141.1	149.5	156.1	159.9	160.8	159.9

(認定率・利用率を R1 実績で一定とした場合)

(万人)

	第5期実績 (2015年3月)	第7期実績 (2018年)	第7期実績 (2019年)	第8期(2023年)				
				自然体	施策反映			
					ケース1-1	ケース1-2	ケース1-3	ケース1-4
特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	54.0	59.9	61.4	61.4	70.4	67.0	67.2	67.2
老人保健施設	35.0	35.5	35.6	35.6	40.7	37.9	37.9	38.0
介護療養型医療施設	6.0	4.3	3.4	3.4	0.1	0.1	0.1	0.1
介護医療院		0.4	2.8	2.8	5.4	5.4	5.4	5.4
ケアハウス(特定(地域密着型含む)×0.08)	1.6	1.9	2.0	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4
グループホーム	18.0	20.2	20.7	23.6	23.6	24.9	25.1	25.0
定期巡回・随時対応型サービス	1.0	2.2	2.6	3.2	3.0	3.3	3.3	3.4
小規模多機能型居宅介護	8.0	10.7	11.2	13.3	12.8	14.5	14.6	14.6
看護小規模多機能型居宅介護	0.3	1.0	1.3	1.6	1.5	2.2	2.2	2.2
介護サービス計	123.9	136.1	141.1	147.3	159.9	157.7	158.2	158.3

また、2040年における介護予防・日常生活支援総合事業のサービス量の推計として、介護給付費等実態統計⁴⁶の実績をもとに、以下の推計を実施した。推計結果は図表73のとおりである。

図表72 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス量の推計方法

推計	推計方法
①	性・年齢階級別に推計 <推計式> 利用者数(2040年) =被保険者数(2040年)×[利用率(2019年)+[利用率(2019年)-利用率(2018年)]×21 *) 利用者数、利用率、被保険者数は性・年齢階級別
②	性・前期／後期高齢者別に推計 <推計式> 利用者数(2040年) =被保険者数(2040年)×[利用率(2019年)+[利用率(2019年)-利用率(2018年)]×21 *) 利用者数、利用率、被保険者数は性・前期／後期高齢者別
③	対1号被保険者数の割合によって推計 <推計式> 利用者数(2040年) =被保険者数(2040年)×[利用率(2019年)+[利用率(2019年)-利用率(2018年)]×21 *) 利用者数、利用率、被保険者数は性・第1号／第2号被保険者別
④	対後期高齢者数の割合によって推計 <推計式> 利用者数(2040年) =後期高齢者数(2040年)×[利用率(2019年)+[利用率(2019年)-利用率(2018年)]×21 *) 利用率は後期高齢者数に対する割合

図表73 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス量の推計結果

	2018	2019	2040			
	実績	実績	推計① (年齢階級別)	推計② (前期・後期別)	推計③ (対1号被保険者)	推計④ (対後期高齢者)
利用率(第1号)	2.66%	2.67%	3.18%	2.61%	2.85%	2.55%
利用率(前期)	0.62%	0.61%	0.43%	0.51%		
利用率(後期)	4.67%	4.64%	5.24%	4.20%		
利用率(第1号)(対後期高齢者)	5.29%	5.21%	5.57%	4.58%	4.99%	4.46%
利用者数(総数)(千人)	11,357	11,506	15,064	12,407	13,522	12,098
利用者数(前期)(千人)	1,300	1,253	870	1,027		
利用者数(後期)(千人)	9,900	10,099	14,089	11,275		

⁴⁶ 2018年は平成30年度介護給付費等実態統計報告平成30年5月審査分～平成31年4月審査分 統計表第41表 総合事業サービス受給者数、月・性・年齢階級・要支援状態区分等別。2019年は令和元年5月～10月審査分の累計と前年度同月累計から実績見込みを推計。

2) 給付費の範囲・利用者の自己負担割合の変更

給付費の範囲や利用者の自己負担割合を変更した場合、全国の介護保険料額の推計結果は以下のとおりである。

ケース 2-1 では、2045 年の全国の介護保険料額は第 7 期保険料に対して 45.7%の伸びであり、ケース 2 (49.1%) に対して約 3%ポイントの減少があった。同様に、ケース 2-2、ケース 2-3 では、2045 年の全国の介護保険料額は第 7 期保険料に対してそれぞれ 48.6%、48.1%の伸びであり、ケース 2 に対して、それぞれ約 0.5%ポイント、約 1%ポイントの減少があった。総給付費に占める予防給付の割合は約 3%、介護予防支援・居宅介護支援の割合は約 5%であることから、妥当な結果であると考えられる。

ケース 2-4 では、全国の介護保険料額について、ケース 2 からほとんど変化がなかった。ケース 2-4 のシミュレーションにおける全国の標準 9 段階の所得段階別加入割合の分布の推移は図表 75 のとおりであり、各所得段階から被保険者の 5%を次の段階に移動させる程度の変動では保険料額への影響はほぼないことが分かった。

図表 74 全国の介護保険料の推計結果

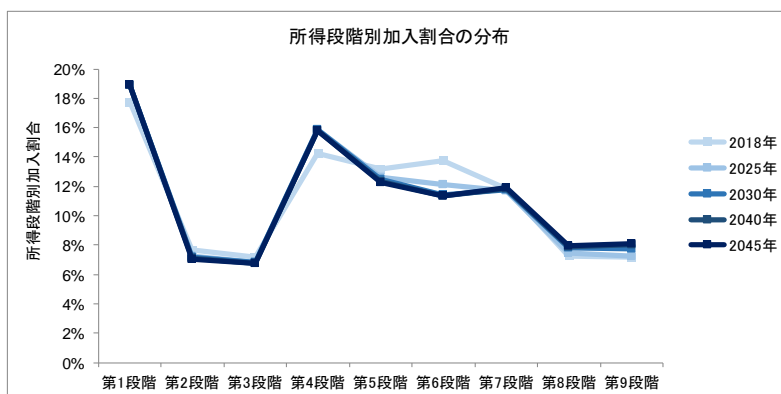
第7期		2030年	2040年	2045年
5,869円	ケース 2	7,820円 (+33.2%)	8,430円 (+43.6%)	8,750円 (+49.1%)
	ケース 2-1	7,640円 (+30.2%)	8,240円 (+40.4%)	8,550円 (+45.7%)
	ケース 2-2	7,790円 (+32.7%)	8,400円 (+43.1%)	8,720円 (+48.6%)
	ケース 2-3	7,750円 (+32.0%)	8,370円 (+42.6%)	8,690円 (+48.1%)
	ケース 2-4	7,820円 (+33.2%)	8,430円 (+43.6%)	8,750円 (+49.1%)

*) 「ケース 2」は第2章 1 で実施した第 7 期推計用ワークシートを用いた推計のケース 2

*) ()は、第 7 期保険料⁴⁷を基準とした伸び率である。

⁴⁷ 厚生労働省 第7期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207410.html> (最終アクセス日:2020年4月1日)

図表 75 全国の所得段階別加入割合の分布の推移⁴⁸



⁴⁸ 2018年は平成29年度介護保険事業状況報告年報

3) 第1号保険料・第2号保険料の負担割合の変更

第2章Iで実施した第7期推計用ワークシートを用いた推計のケース2において、第1号被保険者負担割合を23%～30%の範囲で調整した結果は以下のとおりである。第1号被保険者負担割合が23%の場合、2040年の全国の介護保険料額は第7期保険料に対して32.2%の伸びであり、第1号被保険者負担割合が24%の場合、38.0%の伸びであった。すなわち、第1号被保険者負担割合が1%ポイント増加した場合の保険料の増分は2040年の全国の介護保険料額において第7期保険料に対して約6ポイント分に相当し、第1号被保険者負担割合を30%とした場合、全国の介護保険料額（月額・加重平均）は2040年において10,120円、2045年において10,500円であった。

図表 76 全国の介護保険料の推計結果（月額・加重平均）

第7期	負担割合	2030年	2040年	2045年
5,869円	23%	7,190円 (+22.6%)	7,760円 (+32.2%)	8,050円 (+37.2%)
	24%	7,500円 (+27.9%)	8,090円 (+38.0%)	8,400円 (+43.2%)
	25%	7,820円 (+33.3%)	8,430円 (+43.7%)	8,750円 (+49.2%)
	26%	8,130円 (+38.6%)	8,770円 (+49.5%)	9,100円 (+55.1%)
	27%	8,440円 (+44.0%)	9,110円 (+55.2%)	9,450円 (+61.1%)
	28%	8,760円 (+49.3%)	9,440円 (+61.0%)	9,800円 (+67.1%)
	29%	9,070円 (+54.6%)	9,780円 (+66.7%)	10,150円 (+73.0%)
	30%	9,380円 (+60.0%)	10,120円 (+72.5%)	10,500円 (+79.0%)

*) ()は、第7期保険料⁴⁹を基準とした伸び率である。

⁴⁹ 厚生労働省 第7期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207410.html>（最終アクセス日：2020年4月1日）

II. 考察

本章では、2040年を見据えた検討を行うための基礎資料を得ることを目的として、保険者による施策反映の効果を分析するとともに、給付費の範囲や利用者の自己負担割合の変更、第1号保険料・第2号保険料の負担割合の変更について、将来の介護保険料等のシミュレーションを実施した。

シミュレーションの結果では、特定のサービスにおける変更は介護保険料等への影響が限定的であり、第1号保険料・第2号保険料の負担割合の調整など、給付費全体に対する変更が将来の介護保険料への寄与が大きいことが明らかとなった。施策反映については、保険者が第7期推計と同程度の調整を行うと仮定した場合、第8期において介護保険料の上昇が見られたが、サービス基盤の整備では、各保険者がサービス需要の大まかな傾向を把握し、整備量や期間を勘案することが重要とされており、長期的な推計に保険者ごとの施策反映の効果を見込むことは難しい。

また、将来的に高齢者の就労が一層拡大する場合、高齢者の所得の変化のみを考慮したシミュレーションでは全国的な介護保険料額への影響は限定的であった。しかし、実際には、将来的に個々の高齢者の所得のばらつきが大きくなり、また被保険者の所得段階には全国一律の標準9段階が定められているものの、保険料設定は、必要な財源が確保される限り、保険者裁量に委ねられたものであるため、拡大した所得の格差に対する保険者の政策的な判断として介護保険料が大きく変化することもありうる。このような政策決定を反映しきれない点は、今回のシミュレーションにおける限界である。



第4章 まとめ

第4章 まとめ

本事業では、介護保険料等の介護保険制度の在り方について、2040年を見据えた検討を行うための基礎資料を得ることを目的とし、以下の2点を実施した。

1. 2040年におけるサービス見込み量・介護保険料の推計と分析
2. 2040年における介護保険料等のシミュレーション

1. では、第6期や第7期の実績をもとに、将来のサービス見込み量および介護保険料を保険者別に推計し、保険者の規模等の観点から、推計値の大小や現在の実績値からの伸び等について分析を行った。

2. では、将来のサービス見込み量および介護保険料等の推計において、保険者による施策反映、給付費の範囲、利用者の自己負担割合、第1号保険料と第2号保険料の負担割合等を調整パラメータとしたシミュレーションを実施し、第1号被保険者負担割合を調整することにより、介護保険料が大きく変動することが明らかになった。

令和元年度 厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
2040年に向けた介護保険制度の在り方に関する調査研究事業
報 告 書

令和2（2020）年3月発行

発行 株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

TEL 03（6858）0393 FAX 03（5157）2143

不許複製